



Regional Studies

地域研究

2015年3月

No. **15**



目 次

Contents

〈論 文〉

- 中 村 和 雄：沖縄島南部3か所における鳥類相と主要種個体群の特徴…………… 1
NAKAMURA Kazuo, Avifauna and Characteristics of Populations of
Major Bird Species at Three Sites in the Southern Okinawa Island, the Ryukyu Islands

〈研究ノート〉

- 盛 口 満：里山のソテツ栽培 —琉球列島から房総半島へ—…………… 19
MORIGUCHI Mitsuru, Cultivate of sago palm at Satoyama
—From Ryukyu Archipelago to Boso Peninsula—
- 仲 地 彩 子：所有者不明土地問題に関する立法的考察…………… 27
NAKACHI Ayako, On the Problem of Lands with No Known Owners in Okinawa
- 高 良 幸 哉：沖縄県におけるDV対策と現行法による対応 …………… 45
TAKARA Kouya, The measures based on existing law to prevent
“domestic violence” in Okinawa
- 仲宗根 京 子：電子記録債権制度と約束手形
—とりわけ裏書の方式としての法人の署名について—…………… 59
NAKASONE Kyoko, Electronically recorded monetary claims system and the
promissory note —through reconsideration of the signature of the corporation as
the form of the endorsement of the promissory note—

〈調査報告〉

- 盛 口 満：名護市底仁屋における植物利用の記録 —島袋正敏さんのお話—…………… 69
MORIGUCHI Mitsuru, Report of useful plants in Sokoniya Nago-city, Okinawajima
—Oral story of Mr. SIMABUKURO Seibin—
- 遠藤 貴宏・高木 俊雄：鯨に対する意味付けの変化とそれにより可能となる行為
—沖縄におけるホエールウォッチングのパイロット調査を事例に—…………… 81
ENDO Takahiro, TAKAGI Toshio, Semantic Changes for the Whales in Okinawa:
From “Whaling” to “Whale Watching”
- 賀 数 淳：「空手1プレミアリーグ2014沖縄大会」参加者のアンケート調査
—外国人参加者の沖縄伝統空手に対する意識調査—…………… 89
KAKAZU Atsushi, Karate1 - Premier League 2014 in Okinawa
—A survey on Okinawan Karate among Non-Japanese Karateka—

〈判例研究〉

- 川 崎 和 治：自動二輪車に追突された原動機付き自転車の
運転手に生じた後遺障害等に対する賠償責任
—自賠責保険金が支払われるまでの期間に対する遅延損害金が認められた事例—…………… 99
KAWASAKI Kazuharu, A Case Study of Reparation for Bodily Injury
caused by Rear-end Collision by a Motorcycle.

沖縄島南部3か所における鳥類相と主要種個体群の特徴

中村和雄*

Avifauna and Characteristics of Populations of Major Bird Species at Three Sites in the Southern Okinawa Island, the Ryukyu Islands

NAKAMURA Kazuo

要旨

琉球列島に生息・飛来する鳥類の生態学的特徴を知るため、沖縄島南部3か所の鳥類相と種の多様性、主な種の生息場所と季節変動を調べた。鳥類相は都市の市街地よりも農村部で豊富であった。主な留鳥の季節変動を求め、日本本土に生息する同種との違いを示した。

要約

沖縄島南部の3か所における鳥類相と生息密度とその季節変動を知るため、これらの調査場所で年間を通してのラインセンサスを行った。その結果、観察頻度が高い8種の留鳥を主要鳥類として選択した。

種の多様性は、鳥の生息場所（住宅地、住宅地周辺、市街地の公園、畑、林）によって異なり、住宅地とその周辺で高く、畑と林がそれに続き、公園で低かった。公園での種多様性が低かったのは、常時存在したドバトの大きな群れが鳥個体群の大きな部分を占めていたためである。

主要種の生息密度は、概して農村部で高く、市街地の住宅地で低かった。生息密度の季節変動から、シロガシラは冬期に餌を求めて繁殖場所から住宅地周辺や住宅地へ移動してくることが示された。これは、本土のヒヨドリが秋期に餌を求めて南方へ移動するのに対応した行動であると考えられる。

一方、沖縄島のヒヨドリは年間を通して密度の変動は小さかったから、大規模な季節移動をする本土のヒヨドリとは違って、一年を通して繁殖場所とその周辺に留まっているものと思われる。この移動性の小さなことは、琉球列島におけるヒヨドリの特徴といえる。

キーワード：鳥類相、種多様性、個体群の季節変動、沖縄島南部、シロガシラ

Abstract

In order to know the fauna, species diversity and ecological characteristics of major bird species in the Ryukyu Islands, I conducted line censuses at three sites in the Southern

* 沖縄大学地域研究所特別研究員 nakm@ma6.seikyuu.ne.jp

Okinawa Island. From these I selected 8 major resident breeders which were observed at most observation days.

Species diversity of all birds observed differs in habitats of birds such as the residence area, suburbs, parks in a city, crop fields and woods. That is, species diversity was high in residence area and suburbs, following by crop fields and woods and the lowest in parks in a city. Large flocks of feral pigeons were always observed in the parks and this caused to a lowest diversity at this habitat.

Population densities of major species were higher in rural areas than in residence areas in a city. From the seasonal fluctuation in population densities it was shown that Light-vented Bulbul, *Pycnonotus sinensis* moved to residence areas and suburbs from their breeding area in late autumn and winter to take foods such as vegetable crops. This behavior is considered to correspond to Brown-eared Bulbul in the main land of Japan, *Hypsipetes amaurotis amaurotis*, which migrates from breeding areas to southern regions in late autumn and stay there in winter, feeding vegetable crops. Contrarily, the subspecies of Brown-eared Bulbul in Okinawa Island, *H. a. pryeri* did not show such seasonal fluctuation, showing that this subspecies will stay around breeding area through a whole season. This may be a prominent characteristic of *H. a. pryeri*.

Keywords : Avifauna, Species diversity, Seasonal fluctuation of population, Southern area of Okinawa Island, *Pycnonotus sinensis*

1. はじめに

沖縄島は琉球列島中部に位置し、亜熱帯気候に属する。沖縄県内では480種の鳥類が確認され（沖縄野鳥研究会，2010），那覇市からは221種が記録されている（髙原ら，2009）。これらのうちの多くは九州以北との共通種であるが、亜種のレベルでは九州以北のものとは異なるものが多い。

こうしたことから、琉球列島における鳥類の種多様性や個体群の動態は、九州以北のものとは異なった様相を示すことが予想されるが、これらについて調べられた例はほとんどない。

中村は、沖縄県豊見城市、那覇市、糸満市の3か所で年間を通しての鳥類センサスを行ってきた。このうち、豊見城市におけるものは、シログシラ *Pycnonotus sinensis* の個体群動態についてのみ、すでに報告した（Nakamura, 2007）。また、那覇市内の市街地において行ったセンサスから、鳥類相と主要留鳥種の個体群密度と季節変動を明らかにした（中村, 2011）。今回、豊見城市の全種についてのものと、那覇市市街地のもの、および糸満市の石灰岩堤周辺におけるセンサス結果を合わせて、鳥類の生息場所habitat間の種多様性、個体群密度、個体数の季節変動を比較した。これに基づいて、沖縄島における主要種の個体群の生態的特徴を明らかにしようとした。

この論文の原稿は、沖縄県立桜野特別支援学校 髙原建二氏に査読をお願いし、貴重な意見をいただきました。厚くお礼申し上げます。

2. 調査地と調査方法

それぞれ環境が異なる豊見城市，那覇市，糸満市の3地点において，ラインセンサスを行った。3地点の位置と調査期間は，表1に示した。

表1 各調査地の所在地と調査期間

調査地	所在地	調査年数	調査期間
ぐすく (G)	豊見城市長堂，嘉数	3	1998/05-01/04
与儀 (Y)	那覇市国場，樋川，与儀，寄宮	2	2008/04-10/03
名城 (N)	糸満市小波蔵，糸洲，伊敷，名城	2	2008/12-10/11

注：ぐすくは与儀の南東約2.4km，名城は与儀の南約11.3km，ぐすくの南西約10.0kmに位置する。

豊見城市のもの（以下，ぐすく（G）で表す）は，頂上に長嶺城跡がある琉球石灰岩の丘の麓に広がる畑と丘の斜面，丘上面の住宅地とその周辺（麓からの高度差は約60m）よりなる（表2）。那覇市のもの（与儀（Y））は，市街地の道路沿いと2か所の公園からなる（表2）。糸満市のもの（名城（N））は，石灰岩堤（麓からの高度差は約30m）の下に広がる畑と集落内，堤の切通し部分よりなる（表2）。鳥類の生息環境は，那覇市の郊外に位置するぐすくと農村部の名城ではおおむね良好であるが，那覇市内に位置する与儀は公園以外では貧弱である。

ぐすくと与儀のセンサス・ルートの地図と環境の詳細は，それぞれNakamura (2007) と中村 (2011) に記した。名城のルートは，図1に示した。各地点のセンサス・ルートは，それぞれの環境に基づいて数個のサブルートに分けた（表2）。これらのサブルートをいくつかまとめて，以下の生息場所とした：畑（Cf <Crop fields>），公園（Pk <Park>），林（Wd <Wood>），住宅地周辺（Sub <Suburb>），住宅地（Rs <Residential area>）。

このうち，畑は，ぐすくでは花や野菜畑であるが，名城では野菜のほか，牧草，トウモロコシなどが植えられているなどしていた。また，住宅地は，与儀では幹線道路に沿ったルートで，街路樹が植えられているのに対して，名城は集落内の細い通りで，屋敷内の樹木のほか，空地には芝生や雑草が生い茂っていた。このため，同じ生息地であっても，地点によってその環境は同一ではない。

名城のルートは，調査の1年目と2年目で一部のルートを変更した。1年目のルートはR4oのように表し，2年目のものはR4nのように表した。ただし，変更したルートはほぼ同じ環境とみなされたため，同じ生息場所とした。

調査は，センサス・ルートにそってゆっくり歩きながら，ルートの両側約50m内で目視と双眼鏡および鳴き声によって確認された全種の羽数を記録した。調査は，原則として2週間に1回，行い，日の出後20～30分頃から調査を開始した。開始時刻は，夏至前後の6月下旬では0610時頃，冬至前後の12月下旬頃では0720時頃であった。

1年間ごとの調査回数は、ぐすくでは1年目は24回、2年目は21回、3年目は19回、与儀では1、2年とも25回、名城では1年目は14回、2年目は23回であった。

種名の記述は、学名では亜種まで記し、和名では必要な場合を除いて種名で表した。亜種名は『日本鳥類目録，改訂第6版』（日本鳥学会，2000）によった。また、当該の種が留鳥か冬鳥かの区別は、『沖縄の野鳥，改訂版』（沖縄野鳥研究会，2010）によった。

表2 各調査地のセンサス・ルートの概要と生息場所

ルート	距離 (m)	ルートの場所	周囲の環境	生息場所
(1) ぐすく (G)				
R1	150	石灰岩丘斜面	畑 (花卉)	Cf
R2	365	石灰岩丘の麓	道路	---
R3	380	石灰岩丘の麓	畑 (野菜)	Cf
R4	480	石灰岩丘斜面	山林の中の登り道	Wd
R5	1,590	石灰岩丘上部の台地	住宅地, 畑, 非耕作地	Sub
計	2,965			
(2) 与儀 (Y)				
R1	1,020	幹線道路	街路樹	Rs
R2	390	幹線道路	街路樹	Rs
R3	430	公園	樹木, しばふ, テニスコート	Pk
R4	510	住宅内の道		Rs
R5	570	公園	樹木, しばふ, グランド	Pk
R6	1,300	住宅内の道	一部街路樹	Rs
R7	230	大学構内	樹木	---
計	4,450			
(3) 名城 (N)				
R1	420	集落内	樹木, しばふ	Rs
R2	590	石灰岩堤下	畑 (野菜, 花卉)	Cf
R3	210	石灰岩堤の切通し	林, 畜舎	Sub
R4o	830	石灰岩堤下	街路樹, 畑 (野菜, 牧草)	Sub
R4n	540	石灰岩堤下	街路樹, 畑 (野菜, 牧草)	Sub
R5o	250	石灰岩堤下	畑 (野菜)	Sub
R5n	670	石灰岩堤の切通し	林, 畑 (野菜), 畜舎	Sub
R6o	970	石灰岩堤下	住宅地, 樹木	Rs
R6n	520	石灰岩堤下	住宅地, 樹木	Rs
計 (o)	3,270			
計 (n)	2,950			

注1 生息場所は、Cf：畑、Pk：公園、Rs：住宅地、Sub：住宅地の周辺、Wd：林地。

注2 名城では、1年目と2年目でセンサス・ルートの一部を変更した。記号oは、1年目のルートを、nは2年目のルートを示す（図1参照）。

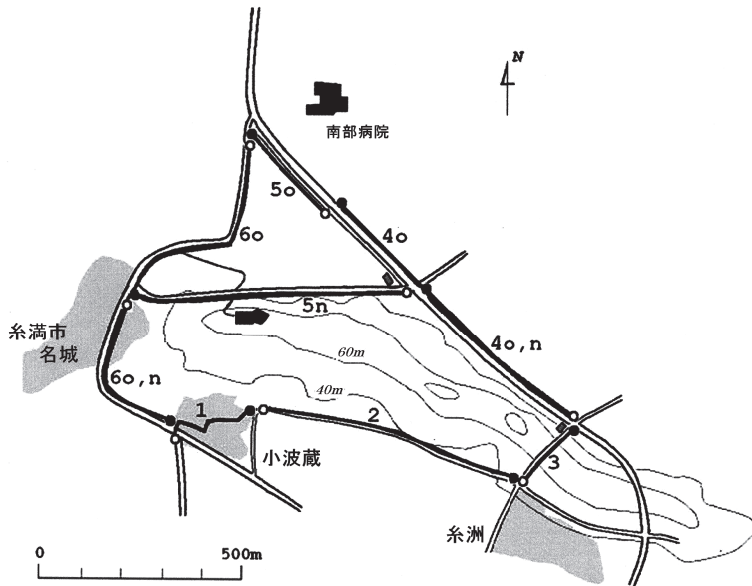


図1 調査地、名城におけるセンサス・ルート

1～6は、センサス・ルートの番号，'o'は1年目のルート，'n'は2年目のルートを示す。

3. 結果

3.1 鳥類相

表3は、3観察地点のそれぞれで、少なくとも一つの年で年間2日以上で観察された種と観察頻度、平均個体群密度とを、留鳥と冬鳥に分けて、それぞれ観察頻度の高い種から並べたものである。ここで、観察頻度とは、その種が観察された日数の全観察日数に対する割合を示し、平均個体群密度は、センサス・ルート1kmあたりの個体数の観察日当たりの平均値である。

各地点とも、観察された種はほぼ似通っており、観察頻度も類似した値を示した。ただし、与儀では他の2地点では観察頻度が少なかったサギ類やシギ類などが観察されたが、これはルートの一部に川（ガープ川）があって、冬期に飛来するサギ類やシギ類が見られたことによる。

いま、留鳥について観察頻度0.7以上の種を主要種とすると、これには以下の種が入る。すなわち、キジバト*Streptopelia orientalis stimpsoni*、シロガシラ*Pycnonotus sinensis*、ヒヨドリ*Hypsipetes amaurotis pryeri*、イソヒヨドリ*Monticola solitarius philippiensis*、リュウキュウツバメ*Hirundo tahitica namiyei*、スズメ*Passer montanus saturatus*、ドバト*Columba livia (domest.)*、メジロ*Zosterops japonicus lochooensis*の8種である。このうち、ドバトとメジロは、ぐすくを除く他の2地点で毎回、観察された。これら8種をここでは、主要種と呼ぶことにする（表3）。主要種は、毎回の調査のたびにほぼ確実に観察さ

表3 各調査地で観察された種の観察頻度の割合と平均密度

ぐすく		与儀			名城				
種名	観察頻度	平均密度	種名	観察頻度	平均密度	種名	観察頻度	平均密度	
留鳥	シロガシラ	1.000	9.581	ドバト	1.000	33.888	スズメ	1.000	14.286
	キジバト	1.000	2.164	スズメ	1.000	6.130	シロガシラ	1.000	11.162
	ヒヨドリ	0.953	1.364	キジバト	1.000	4.404	ヒヨドリ	1.000	3.050
	スズメ	0.899	2.502	ヒヨドリ	1.000	4.135	リュウキュウツバメ	1.000	5.996
	イソヒヨドリ	0.844	0.691	メジロ	1.000	2.243	キジバト	1.000	5.530
	リュウキュウツバメ	0.777	1.109	イソヒヨドリ	1.000	1.344	イソヒヨドリ	1.000	2.946
	シマキンバラ	0.595	1.550	留シロガシラ	0.980	6.537	メジロ	0.978	1.993
	ウグイス	0.575	0.389	リュウキュウツバメ	0.920	0.778	留ドバト	0.863	4.517
	メジロ	0.552	0.425	コサギ	0.240	0.072	ウグイス	0.598	0.543
	セッカ	0.461	0.398	シマキンバラ	0.100	0.045	セッカ	0.467	0.406
	シジュウカラ	0.098	0.048	ゴイサギ	0.080	0.026	シマキンバラ	0.352	2.331
	チョウゲンボウ	0.067	0.023	鳥ハシプトガラス	0.060	0.031	ズアカアオバト	0.325	0.192
	ツミ	0.053	0.041	ズアカアオバト	0.060	0.022	鳥ハシプトガラス	0.151	0.057
ミサゴ	0.035	0.041	アマサギ	0.020	0.004	ゴイサギ	0.123	0.038	
冬鳥	シロハラ	0.280	0.181	カワセミ	0.020	0.004	ダイサギ	0.109	0.053
	サシバ	0.149	0.061	ウグイス	0.020	0.004	シジュウカラ	0.107	0.066
	ノスリ	0.099	0.044	セッカ	0.020	0.004	ギンバラ	0.079	0.410
	ハイタカ	0.062	0.021	シジュウカラ	0.020	0.004	コサギ	0.065	0.013
	トビ	0.058	0.044	ハクセキレイ	0.380	0.229	ミフウズラ	0.043	0.007
	ハクセキレイ	0.049	0.022	シロハラ	0.160	0.045	シロハラ	0.396	0.523
	メボソムシクイ	0.028	0.023	キセキレイ	0.060	0.027	ハクセキレイ	0.396	0.185
	キセキレイ	0.028	0.019	冬ハマシギ	0.040	0.013	サシバ	0.252	0.272
				サシバ	0.040	0.009	キセキレイ	0.115	0.035
				鳥キアシシギ	0.020	0.004			
			イソシギ	0.020	0.004	鳥			
			ヤブサメ	0.020	0.004				
			クロジ	0.020	0.004				

- 注1 観察頻度、平均密度とも観察した全観察日（ぐすくは3年間、与儀と名城は2年間）についてのもの。
 2 観察頻度は、観察された日数の全観察日に対する割合。
 3 平均密度は、センサス・ルート1kmあたり、観察日あたりの平均個体数。
 4 ここでは、留鳥のうち、点線より上に位置する種を主要種とする。

れる種であるから、最も一般的なものであるといえる。

これに続く観察頻度が0.3以上の留鳥を挙げると、シマキンバラ（アミハラ）*Lonchura punctulata topela*（ぐすく、名城）、ウグイス*Cettia diphone riukiensis*（ぐすく、名城）、セッカ*Cisticola juncidis bruniceps*（ぐすく、名城）、ズアカアオバト*Sphenurus formosae permagnus*（名城）である。これらの種は、ぐすくと名城では比較的高い頻度で観察されたが、与儀での観察頻度は0.1以下であった。このことから、市街地の中の住宅地と公園からなる与儀が、鳥類の生息環境として貧弱であることが分かる。

冬鳥で観察頻度0.1以上の種を挙げると、シロハラ*Turdus pallidus*（ぐすく、与儀、名城）、ハクセキレイ*Motacilla alba lugens*（与儀、名城）、サシバ*Butastura indicus*（ぐすく、名城）、キセキレイ*Motacilla cinerea robusta*（名城）であった。シロハラとハクセキレイは、与儀でも観察されているから、これらの種は都市の市街地も生息範囲にあることが分かる。

3.2 種の多様性

次に、各調査地の生息場所における種の多様性を見るため、生息場所ごとのShannonの多様度指数Shannon's Diversity Index, H を次の式によって求めた。

$$H = \sum_{i=1}^s \left[\left(\frac{n_i}{n} \right) \ln \left(\frac{n_i}{n} \right) \right]$$

ここで、 n_i は、 i 番目の種の個体数、 s は全種数、 n は総個体数である。

図2は、各調査地の生息場所における年間の多様度指数 H の最小値、1/4値、中間値、3/4値、最大値を求め、 H の大きさと変動を箱ひげ図で表したものである。ここでは、ぐすくでは1999年1-12月に、与儀では2009年1-12月に、名城では2010年1-12月に観察された全種のデータを用いた。

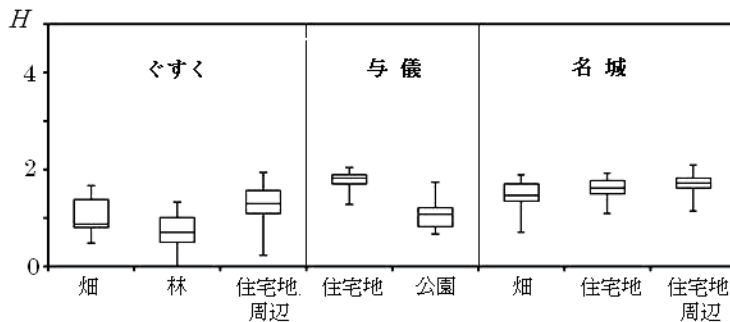


図2 各調査地の各生息場所での多様度指数 H の箱ひげ図

これによると、ぐすくでは住宅地周辺が最も高い H を示し、それに、畑と林が続いた。畑では、中間値から上方へ大きく裾を引く分布を示した。

与儀では、住宅地と公園の間で大きな差がみられ、住宅地で高く、公園で低かった。変動幅は両者ともそれほど大きくなかった。

名城では、住宅地周辺、住宅地と畑の3生息場所で H の値はあまり変わらず、変動幅は比較的小さかった。

これを概括すると、種の多様度 H は住宅地や住宅地周辺で高く、畑がそれに続き、林や公園で低かったといえる。

図3は、各生息場所で得られた H の季節変動を調査場所ごとにプロットしたものである。ぐすくでの生息場所ごとの H は、季節によって大きく変動した。住宅地周辺の H は9-10月頃低下する以外は、概して高い値を示した。畑では、3-6月頃低下した後、5-6月に向かって上昇したが、その後徐々に低下して10-11月に最低に達した後、再び上昇した。林での H は、他の場所に比べて常に低かったが、11-12月にかけては他の生息場所と同様に上昇した。春から夏にかけての畑での H の低下は、後述するように、この時期はシロガシラの個体数の増加によって、鳥類群集の中でシロガシラの占める割合が高まったためと考えられる(図5)。11月から2月頃までの H の高まりは、シロハラやセキレイ類などの冬鳥の加入によ

るものと考えられる。

与儀での H の値は、住宅地で高く、公園で低かった。住宅地での H には、年間を通じて変動がほとんど見られなかった。一方、公園では2月から9-11月にかけて徐々に上昇した。公園での H が低かったのは、後述するようにここでは常時ドバトの大きな群れが見られ、これにスズメも加わっていたため、種の多様性が貧弱であったためである(図5)。

名城の多様度は、3生息場所ともほぼ同じ値を示し、季節変動は小さかった。ただし、畑では、12月から2月の冬期に低下した。この時期は、畑の作物が収穫後のため鳥類相が貧弱になったものと思われる。住宅地周辺では、逆に、11月から1月には、 H は上昇したが、これは冬鳥の加入によるものであろう。

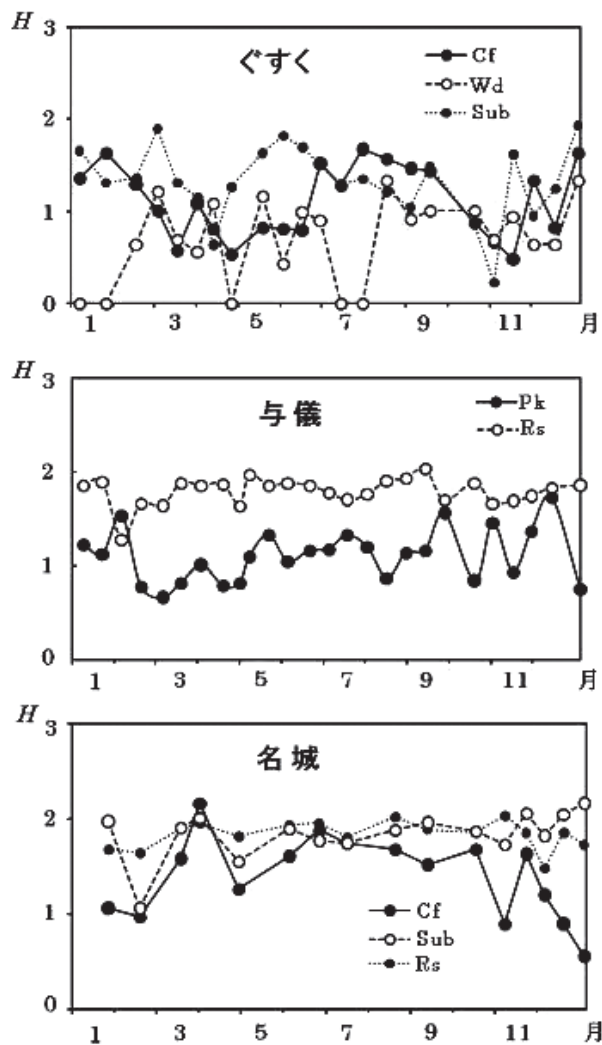


図3 各調査地の各生息場所において調査日ごとに得られた多様度指数 H の季節変動
生息場所は以下の記号で示した。Cf: 畑, Wd: 林, Pk: 公園, Rs: 住宅地, Sub: 住宅地周辺。

3.3 主要種の生息密度

図4は、8主要種について、各調査地のそれぞれの生息場所で、調査日ごとに得られた生息密度の箱ひげ図である。ここで用いたデータは、ぐすくでは調査3年目のもの、与儀では調査2年目のもの、名城では調査2年目のものである。

図4によると、キジバトは、ぐすくの住宅地周辺を除くと、調査場所間および生息場所間で、生息密度はほぼ一定で、それぞれの生息場所における変動幅はそれほど大きくない。すなわち、キジバトの年間を通しての平均生息密度は、調査場所と生息場所に関係なくほぼ一定であるといえる。

ヒヨドリは、与儀の公園で高いほかは、他の場所では概して低く、特に畑で低かった。これは、本種の生息場所が樹木依存性の高いことから予想される結果である。しかし、生息場所の多くで、上方への変動が大きかった。これは、季節変動が大きいことを示唆すると思われるが、これについては、以下で検討する。

シロガシラは、ぐすくの畑での密度が他の生息場所での密度よりも高かった。また、ヒヨドリと同様に、多くの場所で上方への変動が大きく、季節変動が大きなことを示唆している。スズメの生息密度は、ぐすくの各生息場所と与儀の住宅地で低く、名城の各生息場所と与

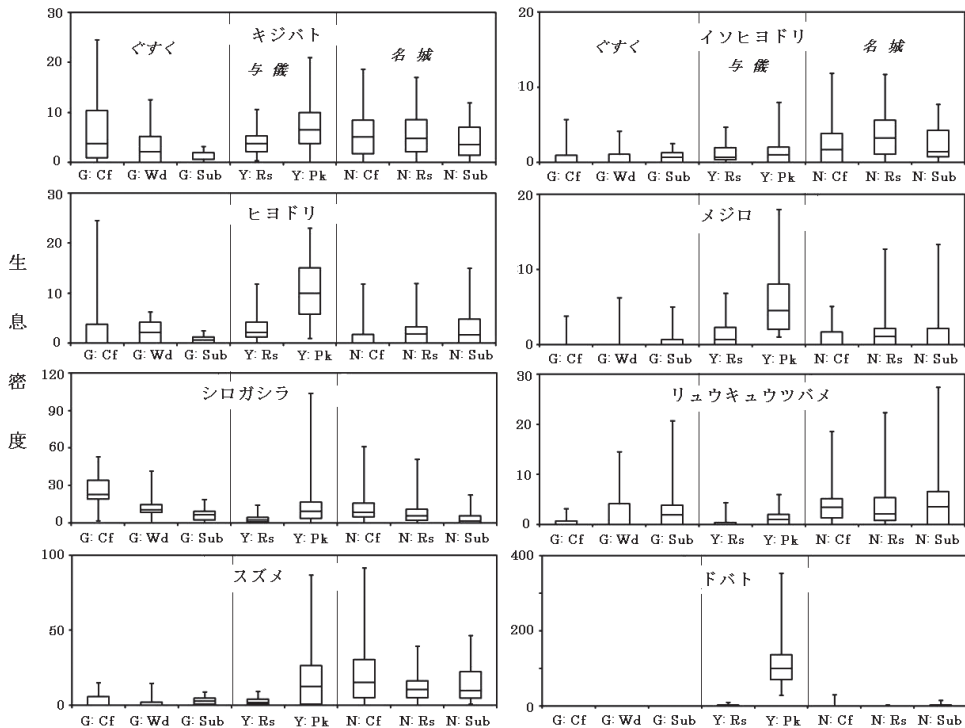


図4 8主要種の各調査地の各生息場所における生息密度の箱ひげ図
生息場所は調査地:生息場所で示した。調査地は次の記号で示した。G:ぐすく, Y:与儀, N:名城。また、生息場所は以下の記号で示した。Cf:畑, Wd:林, Pk:公園, Rs:住宅地, Sub:住宅地周辺。

儀の公園で高かった。与儀の公園では、人が与える餌を目当てにドバトの大きな群れが形成されていたが、この餌にスズメも集まり、群れを作っていた（中村，2011）。密度が高い場所では、上方への変動幅が大きかった。名城では住宅地も含めてスズメの密度が高かったことは、この場所が与儀のような市街地や丘の裾から上面を中心にしたぐすくより、本種の生息場所に適していたと考えられる。

イソヒヨドリの生息密度は、スズメと同様に名城の各生息場所で高く、ぐすくの各生息場所と与儀の住宅地で低かった。変動幅の大きさは場所間でそれ程変わらなかった。

メジロの生息密度は、与儀の公園で高く、他の場所では概して低く、特にぐすくでは非常に低かった。変動幅は、概して大きかった。

リュウキュウツバメは、名城の各生息場所とぐすくの住宅地周辺と林とで高く、他は低かった。いずれの場所でも大きな変動幅を示したが、この種の飛翔は天候や風速などに影響されることが多く、このため、観察日間の変動が大きかったと考えられる。

ぐすくの林のセンサス・ルートは、石灰岩丘の裾から頂上まで登る道に沿っていたが、頂上近く（生息場所は林と住宅地周辺の両方にまたがる）で本種の飛翔が多くみられた。また名城では、石灰岩堤の麓にルートをとったが、本種の飛翔が多く見られた。これらの飛翔は、こうした場所に生じる上昇気流に乗って飛来してくるユスリカなどの昆虫を摂取するためのものと思われる。

ドバトは、与儀の公園に大きな群れが見られたが、与儀他の場所でも少数の個体が見られた。名城では、畜舎の周辺（住宅地周辺）に10羽程度の群れが常時見られ、畑でも播種後のトウモロコシ畑を中心に数羽の群れが見られた。

3.4 生息密度の季節変動

図5は、8主要種について3調査地点における1年間の生息密度の変動を示したものである。ここでは、ぐすくでは1999年の、与儀と名城では2009年の1月から12月までの調査日における生息密度をプロットした。

この図によると、キジバトの生息密度は、ぐすく、名城とも7-8月頃にピークが見られるが、その前後は3地点ともほぼ一定に推移したほかは、3地点とも年間を通してほぼ一定であった。

ヒヨドリでは、ぐすくを除く2地点で6月にピークを持つ密度の増加が認められた。

シロガシラでは、3調査地点とも季節によって大きな変動を示した。すなわち、秋期から冬期にあたる10-2月は非常に高い密度を示したが、その後低下し、5月以降にまた増加した。ただし、与儀では5月以降も密度は低いままで推移した。また、秋期から冬期にかけての密度増加のピーク時は、調査地点によって違いが見られた。

スズメは、6月から10月頃まで密度の増加がみられた後、減少した。ただし、ぐすくと与儀では増加のピークが7-8月であるのに対して、名城では、9-10月であった。

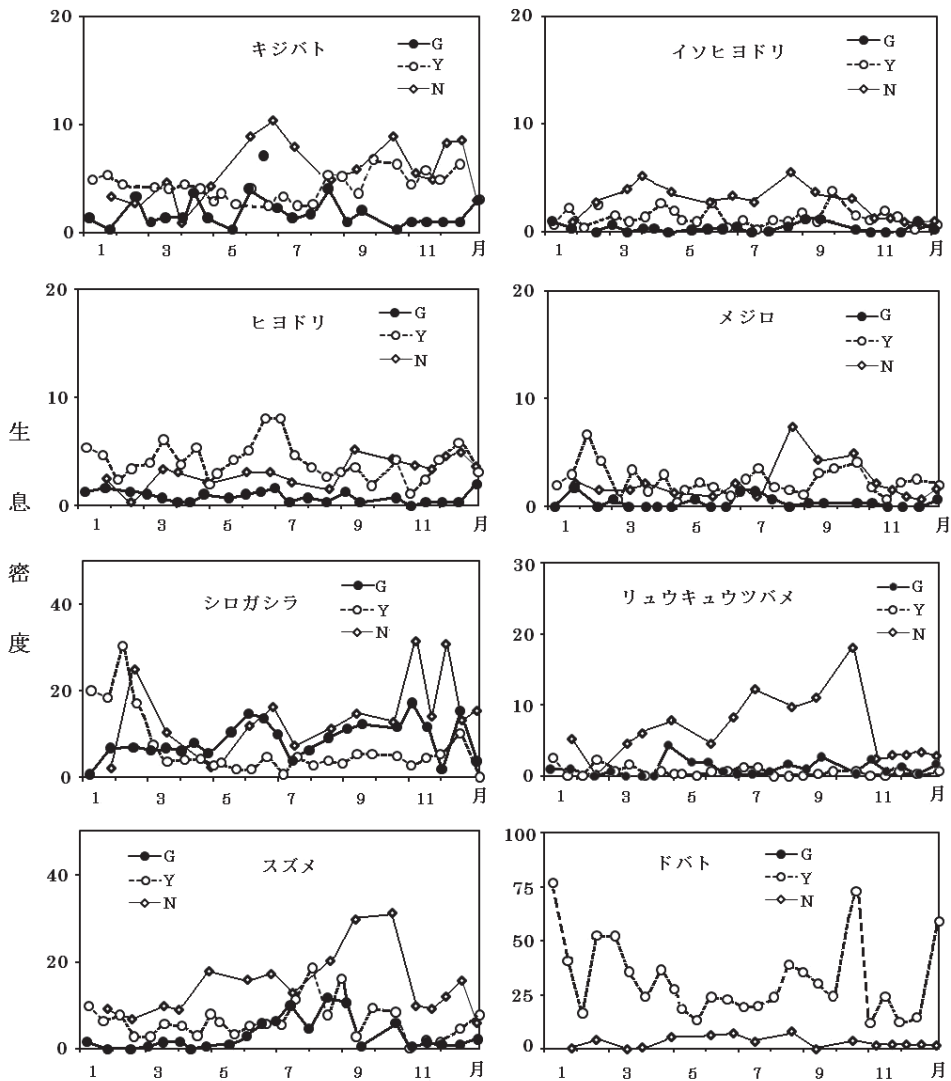


図5 8主要種の各調査地の各生息場所における生息密度の季節変動
 生息場所は以下の記号で示した。Cf: 畑, Wd: 林, Pk: 公園, Rs: 住宅地, Sub: 住宅地周辺。

イソヒヨドリでは、年間の密度が高かった与儀と名城では（図4）、3-4月頃と9-10月頃にピークを持つ密度の高まりが認められた。メジロでは、比較的大きな季節変動が見られるものの一定のパターンは認めがたい。リュウキュウツバメの密度の高かった名城とぐすくでは、3-10月頃は密度の高まりが見られたが、11-2月の冬期の密度は低かった。

ドバトは、与儀の公園を中心に高い密度が見られたが（図4）、調査日間の変動は大きなものの季節変動に一定のパターンは認められなかった。一方、名城では4-8月頃に比較的高い密度が見られたが、それ以外の時期は低かった。

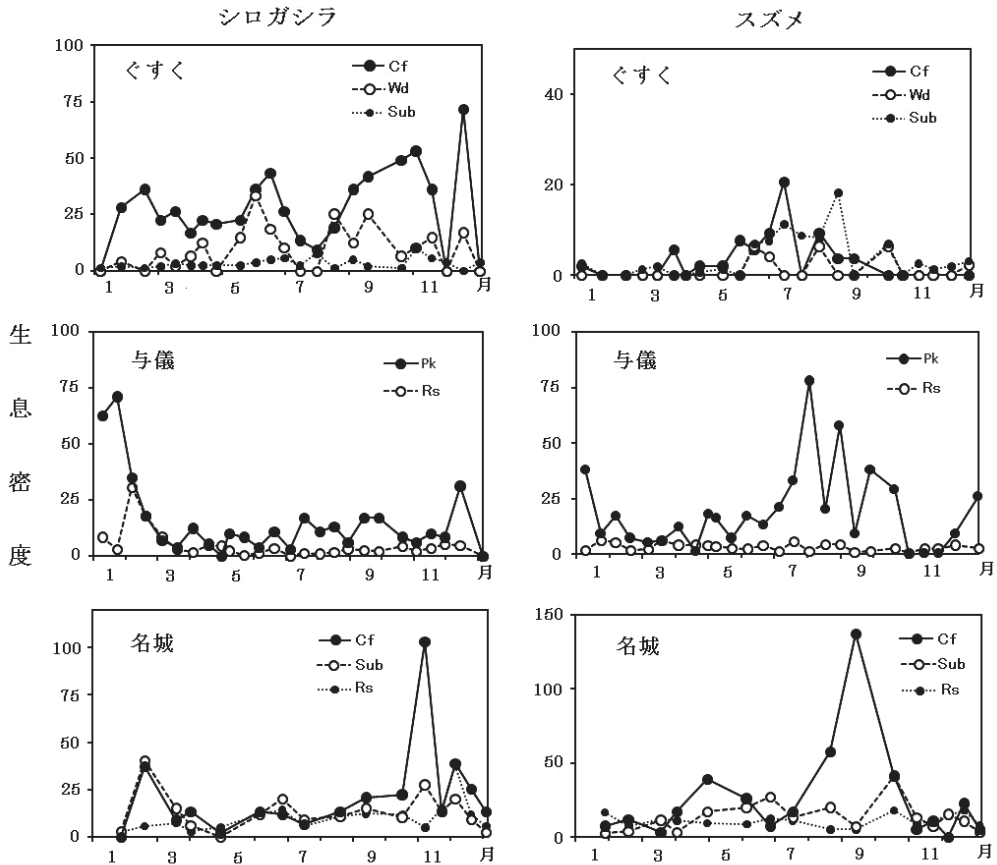


図6 シロガシラとスズメの各調査地の各生息場所における生息密度の季節変動
 生息場所は以下の記号で示した。Cf: 畑, Wd: 林, Pk: 公園, Rs: 住宅地, Sub: 住宅地周辺。

このように、主要種8種のうちイソヒヨドリとメジロを除く6種では季節による変動パターンが見られた。これら季節による密度の増加は、繁殖の結果、新しく加入した個体（若鳥）によるものと、餌を求めて他所から移動して来た個体によるものとが考えられる。キジバト、ヒヨドリ、シロガシラ、スズメで見られた5-7月における密度の増加は、個体群への若鳥の加入によるものと考えられる。一方、シロガシラとスズメで見られた10-11月における密度の増加は、餌を求めて移動してきた結果である可能性が高い。

そこで、これら2種について調査地ごとの各生息場所における生息密度の変動パターンを比較した(図6)。その結果、シロガシラで5-10月までに見られた密度の増加は、3調査地とも住宅地と住宅地周辺ではほとんど見られなかった。この時期の密度増加は、繁殖期とその後に相当するから、繁殖による巣立ちヒナの加入の結果であると考えられる(金城ら, 1994; 笠原, 2000)。ぐすくでは、この期間の密度増加は、畑と林で見られているから、畑とそれに接する林周辺での繁殖によってもたらされた新加入個体がこれらの場所に留まって

いると考えられる。一方、与儀と名城ではこの期間の増加はほとんど見られなかったから、これらの調査地内ではシロガシラの繁殖はほとんど行われていなかったと考えられる。

シロガシラは秋期になると、それまで2～3羽で生息していた個体が徐々に群れを形成し、移動を始める（金城ら，1994；笠原，2000）。ぐすくと名城において、10–11月に見られた非常に高い密度は、移動途中の群れが観察された結果であると思われる。

一方、12–2月に見られた密度の増加は、冬期に採食のために移動してきた個体によるものと思われるが、ぐすくでは畑地以外ではこの増加は見られなかった。名城では畑と住宅地では12月に、畑と住宅地周辺では2月に増加が見られたから、何回かにわたってこれらの場所に移動してきたものと考えられる。与儀の公園では1–2月に、また住宅地では2月に大きな増加が見られた。この時期には、市街地の中の公園や住宅地にある樹木の実を採食するために、大きな群れが形成されていたのが観察されている（中村，2011）。

スズメでは、6月から10月頃まで密度の増加が見られたが、これは繁殖の結果、巣立ちヒナが加わったためと考えられる。この時期、ぐすくでは、3生息場所ともこの増加が見られた（図6）。一方、名城では畑で、与儀では公園で大きな増加が見られた。与儀の公園では、ドバトのために人によって与えられた餌に多くの個体が集まっていた。名城では、トウモロコシの収穫後の畑などに多くの個体が観察された。これらのことから、この時期の生息密度の増加は、繁殖後の新加入個体が加わった個体群が餌場を求めて、比較的小規模な移動を行った結果であると考えられる。

4. 考察

4.1 鳥類相

ここで主要種とした8種の留鳥はほぼ毎回の観察日に観察された種で、いつでも見られる普通種である（表3）。これらの種は、3調査地のいずれでも高い頻度で観察された。調査地は沖縄島南部に近接するから（表1）、これは当然の結果といえよう。

しかし、主要種に続く種の観察頻度は、調査地によって大きく異なった（表3）。ぐすくと名城では、主要種に続く種の観察頻度は、徐々に低下していったが、与儀では0.9（リュウキュウツバメ）から0.2（コサギ）まで一気に低下した。このことから、那覇市の市街地である与儀では、主要種は郊外や農村部の畑地や住宅地と共通であるが、それ以外の種はまれにしか観察されないことが分かる。いいかえると、主要種は畑地や林地のある郊外にも、都会の中の市街地にも生息する共通種であるが、それ以外の種は、市街地にはほとんど侵入しないといえる。

主要種に続く種の中で、シマキンバラ、ウグイス、セッカ、ズアカアオバトなどは、与儀以外の2調査地で比較的普通に観察された。

冬鳥では、シロハラとハクセキイが3調査地とも観察頻度が0.1以上で、留鳥の主要種に相当する（表3）。与儀を除くと、これらにサシバとキセキレイを加えた4種が冬鳥の共通

種といえよう。

髙原ら（2009）は、1988年と2007年に那覇市内で行った定点メッシュ調査の比較から、ここで挙げた種のうち、セッカ、スズメ、ズアカアオバト、サシバは那覇市内での分布の減少を認め、逆にイソヒヨドリは分布の拡大を認めている。また、リュウキュウツバメ、ヒヨドリ、シロガシラ、メジロの分布は両年で変わらなかった。ここで得られた結果は、髙原ら（2009）のものとはほぼ同じである。

分布の拡大が認められたイソヒヨドリは、近年、沖縄以外でも日本本土で内陸部への進出が認められており、その原因として繁殖場所としての高層ビルの出現と餌場としての草地との出現が考えられている（鳥居・江崎，2014）。こうした環境は、沖縄県内の住宅地や郊外では普通に見られるから、近年、本種が分布を拡大し、普通種になっているのは本土と同じ要因によるものであるといえよう。

4.2 種の多様性

種の多様性を表すために、ここではShannonの多様度指数 H を採用したが、 H は生物群集を構成する種ごとの個体数が似通った値をとったときに高くなり、数種の種の個体数が群集全体の中で大きな部分を占めるときには低くなる。

与儀の住宅地と公園の間で見られた H の大きな違いは（図2，3）、種の多様性の意味を明確に示している。すなわち、ある程度の空間に樹木が植えられている公園は、交通の激しい幹線道路の街路樹帯や住宅地内の細い道路沿いよりは鳥にとって適した環境であるが、種多様度は公園では低く、住宅地で高かった。与儀の調査地内にある公園（中央公園と与儀公園）には、人の与える餌を摂取するドバトの大きな群れが形成されており（図4）、これにスズメも加わっている（中村，2011）。このため、この2種の個体数が全鳥種の個体数の相当な部分を占める。ここでの結果は、人による餌の供給が種多様性を貧弱にしている好例である。中村（2011）が指摘したように、鳥への給餌を禁止するなどの措置とともに、より根本的には生物多様性の意義とその保持の必要性を広く認識させることが必要である。

種の多様度 H の季節変動は、個体数の変動を反映して変動した（図3）。シロガシラやスズメなどの個体数が増加する繁殖期後半以降（3－6月）には、畑での H は低下し、冬期間（11－2月）には冬鳥の加入によって増加した。ここでの調査地では、シギ・チドリ類などの飛来はほとんどなかったが、冬鳥の飛来によって種の多様性は豊富になることは確実であろう。

4.3 主要種の生息密度と季節変動

それぞれの種は、それぞれ好む生息場所habitatを持つから、生息場所ごとの種の生息密度は、一義的にはその種によって決められる。ここで主要種とした8種のうち樹木依存性の高いヒヨドリは、ぐすくの林や与儀の公園で高かったが、住宅地や住宅地周辺でもそれに次ぐ密度が見られた（図4）。ヒヨドリの密度の季節変動を見ると、11－1月に密度の高まり

が見られたから（図5）、住宅地や住宅地周辺には、おもにこの時期に飛来するものと思われる。実際、この時期には市街地に植えられたガジュマルなどの実に集まり、採食するヒヨドリ（群れ）が普通に見られる。

低木林や畑など開けた環境などを好む種には、シロガシラ、スズメ、メジロがある。このうち、メジロは、畑での密度は低かったから（図4）、樹木（低木やブッシュ）への依存性が強いといえる。スズメは、名城の住宅地やその周辺にも高い密度で見られたが、それ以外の調査地ではほとんど見かけなかった。このことは、市街地には、スズメの生息場所はほとんどないことを示している。嵩原ら（2009）も那覇市内でのスズメの分布が減少していることを確かめている。

それに対して、住宅地から畑まで幅広く分布する種として、キジバト、イソヒヨドリが挙げられる。これらの種は、どの調査地の生育場所でもまんべんなく見られた（図4）。

それとは逆に、ドバトは住宅地を中心とした種であるといえる。ドバトは、マンションやアパートのベランダや橋げたで営巣することが多いから、基本的には都市の鳥であるが、名城で見られたように、採餌のため畑にも進出する（図4）。

リュウキュウツバメは、すでに述べたように、丘の頂上近くや丘の裾など上昇気流が発生しやすい場所に採餌のために好んで集まる。この種の生息場所は、こうした小地形が好まれるといえる。

このように、種の分布は、その種の好む生息場所によって決められるが、市街化や畑地化の程度によって、それがゆがめられると考えられる。8種を概観すると、名城での密度が高く、与儀やぐすくの住宅地やその周辺での密度が低かったのは、このことを裏づけている。

4.4 生息密度の季節変動

生息密度の季節変動は、繁殖による個体群への新個体の加入と餌を求めての移動によって決められると考えられる。沖縄での大部分の留鳥の繁殖時期は3-7月頃であるから、繁殖時期からそれ以降に密度が増加することが予想される。ここで見た8種のうち、キジバト、ヒヨドリ、シロガシラ、スズメ、イソヒヨドリで、この期間の密度増加が認められた（図5）。

一方、餌場を求めて移動する行動は、鳥では一般的である。名城におけるドバトは、4-8月頃に密度が高まったが（図5）、これはトウモロコシなどの播種期と収穫期にあたる。この時期、出芽したトウモロコシ畑や、収穫後の畑にドバトの群れが見られた。出芽期には出芽苗を、収穫後は収穫時に落ちた残渣を採食するためである。このため、トウモロコシ畑では欠株が生じ、場所によっては相当高い欠株率が認められた（中村の観察）。近くにある畜舎の周辺には、常時、10羽前後の群れが見られ、また2-3km北方の糸満市の市街地には常にドバトの小群が見られるから、これらの群れの一部が畑に移動してきた可能性も考えられる。

シロガシラは、10-11月頃、群れを作り、移動していくことが知られており（金城ら、

1994; 笠原, 2000), 与儀の公園や住宅地では木の実を採食するために集まっている群れが見られている(中村, 2011). この種は冬期には野菜畑などに群れで集まり, トマトやレタスなどを加害することが知られている(金城ら, 1987; 外間・村上, 1999). これは, 冬期間に, 木の実などの餌が不足したために起こる季節移動であるといえる. 生息場所ごとの季節変動の結果では, 特に与儀と名城で12-2月に密度が大きく高まり, そのピークは場所によって異なった(図6). このことから, それぞれの餌場の餌を食べつくすと, 餌が残っている場所へ移動することが示唆される.

関東地方におけるヒヨドリは, 晩秋(10月)に南方へ移動する群れが見られ(中村, 2008), 12-3月の冬期には, 平野部の樹木の果実やキャベツなどの野菜の加害が発生する(中村, 1996). これらの群れは, 春になると北方へ移動して, 繁殖地へ向かう.

沖縄のシロガシラに見られる群れの移動と野菜への加害は, 本土のヒヨドリの移動と加害に似ており, 移動距離の違いはあるものの, 基本的には同じ行動であるといえる. 1970年代に台湾から沖縄島へ侵入/移入されたと考えられるシロガシラは, 本土のヒヨドリに見られるような繁殖場所-冬期の餌場-繁殖場所間の季節移動を行っているものと考えられる.

一方, 沖縄におけるヒヨドリは, 冬期間の密度の増加はあるものの, それほど大きくなく, 密度は年間を通してほぼ一定であると認められるから(図5), 本土のヒヨドリのような大規模な季節移動は行わず, 繁殖場所の近くに定着しているものと考えられる. これは, 本土生息のヒヨドリ *H. amaurotis amaurotis* (基亜種ヒヨドリ) と沖縄島生息のヒヨドリ *H. amaurotis pryeri* (亜種リュウキュウヒヨドリ) の顕著な違いである.

スズメの生息密度の各生息場所における季節変動は, 生息場所によって異なった時期に大きな密度の高まりが見られた(図6). 長野県で調べられたスズメでは, 秋になると群れを形成し, やがて南方へ向かって移動する(佐野, 1975). 沖縄県内においても, 冬期は群れを作って行動することが知られている(沖縄野鳥研究会, 2010). ここで見られた密度の高まりが長野県のスズメの群れ形成ないしは移動に対応するのかは, 興味あるところである. また, 粟国島や渡名喜島など小面積の島におけるヒヨドリやシロガシラ, スズメなど個体群の季節に伴う動きも知りたい. これらは今後に残された課題である.

引用文献

- 外間数男・村上昭人(1999) シロガシラによる露地野菜の被害と防止対策Ⅰ. 被害の実態. 九州病害虫研究会報 45: 84-87.
- 笠原雅子(2000) 沖縄に生息するシロガシラ *Pycnonotus sinensis* (Aves, Pycnonotidae) の年周活動. 琉球大学大学院理工学部研究科修士論文, 31pp.
- 金城常雄・西村 真・中村和雄(1987) 沖縄本島におけるシロガシラの侵入と被害の状況. 植物防疫 41: 428-432.
- 金城常雄・瑞慶山 浩・仲宗根福則(1994) 沖縄本島におけるシロガシラ *Pycnonotus*

- sinensis*の採餌習性と生活環. 九州病害虫研究会報 40:126-129.
- 中村和雄 (1996) ヒヨドリ, 木の実から野菜食への転換. 『鳥獣害とその対策』(中村和雄編), 植物防疫特別増刊号 No.3, 116-120.
- Nakamura, K. (2007) Seasonal fluctuation and movement of the Light-vented Bulbul *Pycnonotus sinensis* population in southern Okinawa Island. Ornithol. Sci. 6:131-135.
- 中村和雄 (2008) 関東地方における秋期のヒヨドリの渡り—齋藤 (1935-1943) の観察記録の解析. 山階鳥学誌39: 69-86.
- 中村和雄 (2011) 沖縄県那覇市の市街地における鳥類相と鳥個体群密度の季節変動. Urban Birds 28: 18-26.
- 日本鳥学会 (2000) 『日本鳥類目録, 改訂第6版』, 日本鳥学会, 345pp.
- 沖縄野鳥研究会 (2010) 『改訂, 沖縄の野鳥』, 新星出版, 367pp.
- 佐野昌男 (1975) 『雪国のスズメ』, 誠文堂新光社, 236pp.
- 嵩原建二・渡邊康志・中村和雄・比嘉邦昭・上原富二男 (2009) G I S を利用した那覇市内における鳥類分布変遷の解析及び市内で確認された鳥類の記録. 沖縄大学地域研究所研究彙報 No.5, 1-75.
- 鳥居憲親・江崎保男 (2014) イソヒヨドリのハビタットとその空間構造—内陸部への進出. 山階鳥学誌 46: 15-24.

里山のソテツ栽培 —琉球列島から房総半島へ—

盛 口 満*

Cultivate of sago palm at Satoyama —From Ryukyu Archipelago to Boso Peninsula—

MORIGUCHI Mitsuru

要 旨

琉球列島の里山には、重要な要素としてソテツの栽培とその利用が挙げられる。一方、本土においても房総半島南部の里山においては同様のソテツ栽培が見られる。その南房総の里山のソテツ栽培の歴史と、琉球列島との関わりについて述べる。

キーワード：里山 ソテツ 琉球列島 房総半島

1. はじめに

「人里近くに存在する山を中心に、それに隣接する雑木林・竹林・田畑・溜め池（貯水池）・用水路などを含む空間的広がりの中で、人びとが生活してゆく上でさまざまな関わり合いを維持してきた生態系を“里山”という」（阪本 2007）

民俗植物学者である阪本寧男は、里山を上記のように定義している。例えば著者が15年ほど居住していた関東山地の山裾に位置する埼玉県・飯能には、本流に流れ込む支流沿いに並んだ田を中核として、里山が形成されていた。ただし、著者が居住した1990年代において、その里山はかつての姿と様相を変えつつあった。谷深くに入り込んだ田の多くは休耕田となり、また、クヌギやコナラを主体とした雑木林も、その大部分はスギの植林地に置き換えられてしまっていた。そのほかにモウソウ竹林や桑畑があったが、桑畑もまた放棄されたものが多かった。それでも、人々がどのように自然を利用し、暮らしてきたのかは、なおその景観から明らかであった。

* 沖縄大学人文学部こども文化学科 kamage@okinawa-u.ac.jp

著者が現在居住する琉球列島においても、先の定義にしたがえば、里山は存在する。しかし、琉球列島における、戦後の里山の景観の変化は、埼玉のそれとは大きく異なり、現在の姿からはほとんどかつての景観を思い浮かべることが不可能なほどの変化を遂げている。このため、著者は、お年寄りからの聞き取り調査から、かつての各島における里山の復元が行えないかと試行してきた（盛口 2011）。その調査の中で、かつての琉球列島の各島における里山の中で、ソテツが重要な位置を占めていたことが徐々にわかってきた。ソテツは、島によって異なるが、里山のいろいろな場所に植栽されていた。ソテツの実や幹のデンプンは食糧として利用され、さらに葉は緑肥の材料となり、また枯れた葉も燃料として利用された。畑の畔に植えられることで、土止めの役割も果たしていた。

本稿では、琉球列島の里山の重要なファクターとなっていたソテツについて、さらに重層的な理解を深めるために、房総半島のソテツ利用について紹介してみたい。房総半島南部の一部地域においては、ソテツが植栽されており、里山の中にソテツ群落が位置づいている。ちなみに著者もこの地域（千葉県館山市沼）出身であり、里山にソテツが植栽されているのは著者にとっては「あたりまえ」の光景であった。

2. 琉球列島のソテツ植栽状況

かつての琉球列島における里山の有り様については文献からも、その一部をたどることができる。日本に開国を迫ったペリーは、琉球にも訪れている。その際の記録は、当時の琉球の様々な様子を今に伝えるものとして貴重である。そして、記録の中にはソテツについての記述もみられる。フリゲート艦ミシシッピ号に乗務していた軍医のD・S・グリーンが書いた報告書「大琉球列島の風土と疾病および農業」の中には、グリーンが、最初に里山におけるソテツの植栽を見たときに、通訳にこれは何かと尋ねたくだりが紹介されている。その問いに対して、通訳は「琉球の北部は非常に不便な土地なので貧しい人々はソテツを植える必要がある」と答えたとある。和訳された報告書の一部を引用すると、当時のソテツの植栽状況が以下のように紹介されている(『ペリー艦隊日本遠征記 Vol. II』)。

「岩石のない山では、高さが300フィート（約90メートル）以上あってもソテツが頂上まで植えられている。なかには斜面角が75度近くあるものもある。(中略) 流出を防ぐため、または耕作地を作るため、またはこの両方の目的で、山の下から上へと向かって細長い土地が耕され、ここにソテツがジグザグ状に密に植えられる。(中略) ソテツはこのような「不便」な土地だけでなく、尾根やでこぼこの土地、また、十分肥沃な土がある岩の多い丘にも植えられている」

これを読むと、当時、いかにたくさんのソテツが里山に植栽されていたかがわかる。また、この記述は通訳とのやり取りからすると、グリーンが沖縄島北部で見たもののようだ。しかし、現在、沖縄島北部に行っても、海岸の崖地などではソテツの群生を見ることはあっても、このグリーンの記述のような光景を見ることはない。

ソテツは琉球王朝時代、救荒食用にと、盛んに里山に植栽された。例えば、明治になって以降も、明治14（1881）年の小飢饉の折、沖縄県令であった上杉茂憲による視察時において、沖縄島の各間切りでソテツ食が見られたことが記録に残されている（『沖縄県史 第11巻資料編1』）。この上杉県令による1881年時におけるソテツ食の記録は、沖縄島南部の東風平や大里、中部の浦添、北谷においてもみられたとあるが、現在、沖縄島中・南部は北部以上にソテツの姿が見られることが無くなってしまっている。

一方、琉球列島に中でも、奄美大島においては、少し事情が異なっている。奄美大島も、沖縄島同様、昔から救荒食として利用できるソテツを里山に植栽してきた歴史があるが、沖縄とは異なり「ソテツ文化」とでも呼べる、特にソテツを重視してきた島であり（盛口 2013）、現在もなお、里山においてソテツの群生地が残されている。なお、こうしたソテツ文化が生み出された背景には、薩摩藩の琉球侵攻以後、奄美大島は琉球王朝から切り離され、薩摩藩の直接支配を受けたという歴史が関与する。全島挙げての砂糖増産に追い立てられた奄美大島においては、住民のために必要な食糧生産の田畑までサトウキビ栽培に置き換わったため、日常的な食糧にも事欠くようになってしまった。そのため、ソテツの利用が重視され、ひいてはこれがソテツの多角的な利用とつながり、ソテツ文化を生み出したと考えられるのである。ただ、この奄美大島においても、往時に比べればソテツの植栽量は減少している。その理由はいくつかあるが、そのひとつに、奄美から他地域へのソテツの移植があったと考えられる。その移植地が、琉球列島を遠く離れた房総半島南部である。

3. 房総半島のソテツ栽培の歴史

房総半島南部において、ソテツは、植木および切り葉用として栽培されている。館山市・南房総市・鴨川市・鋸南町のソテツ栽培面積は、合計約73ヘクタール（1997～98年現在）とされる（斉藤ほか 2009）。ここで明らかのように、房総半島南部の里山におけるソテツは琉球列島の里山における、救荒食・緑肥・燃料・土止めなどの用途ではなく、換金作物としての栽培であり、琉球列島に比べればずっと近代になって里山の景観に入り込んだものである。

そこで、南房総における、ソテツ栽培の歴史を文献からたどってみることにする。南房総では、ソテツの栽培の導入以前より、花卉の栽培の歴史があった。明治時代中期からテッポウユリの栽培が始まっている。また、明治後期になると、南房総市南無谷ではボタン、スイセン、グラジオラスが栽培されるようになり、大正中期には、マーガレット、アネモネ、キンセンカ、ルピナスなど多様な花々が栽培されるようになった（『房総の花』）。このような花卉栽培の歴史の中で、あらたに取り入れられた作物がソテツということになる。

1924（大正13）年、館山市神戸、布沼の和泉沢安兵衛、佐野民造氏らが奄美大島よりソテツを導入したのが、南房総のソテツ栽培の始まりとされる。このとき、買入れたソテツが多すぎて、「近所の人に分けて作ることをすすめた」と文献には書かれている（『房総の花』）。一方で、このソテツの導入（佐野民造氏らが鹿児島島の森本商会を通じ、奄美大島から貨車4

両分を購入とある)が、大正13年ではなく、昭和12年から14年にかけてのことであるとする文献もある(『房州の花』、『富浦の花』)。ただし、後述するように富浦で昭和5年のソテツの葉の値段が記されている記録があることからすると、ソテツの導入自体は大正時代であると考えられる(それとは別個に昭和10年代に大規模な導入があったということかもしれないが、この点についてはまだ確認ができていない)。

南房総市富浦におけるソテツ栽培については、以下のような記述が文献にみられる(『富浦の花』)「観賞用として古くから栽培」「大正時代には、すでに量はすくないものの、葉を出荷」「富浦においては、南無谷の古内義高氏が自身で奄美大島まで出向き、種苗を購入し、営利栽培を始めた」。なお、ここにその名が見られる古内氏は、ソテツ栽培を始める以前、すでに1897(明治30)年頃から自身の山でシキミやハランの栽培にいち早く手を染めていたという人物である(『房総の花』)。

なお南房総のソテツ栽培に関連して、その供給地にあたった奄美大島のソテツについての興味深い記述がみられる。

「戦後安房郡内の各花卉組合がソテツを移入し、年間100~200トンのソテツの株が植え付けられ、現在は、産地の奄美大島より安房郡の方が、ソテツが多いくらいである(『房総の花』)

「戦後昭和20年代後半から現在に至るまで毎年大量の根株が奄美地方から導入され、山野には植えられました。その量は同地で手近に得られる株のあらかたが掘り取られたともいうほどに膨大な量にのぼっています(『房州の花』)

後者は1978年に出版された文献の中に見られる記述である。

はたして、奄美大島よりも南房総のほうが、ソテツの量が多いかは疑問であるが、文献を見る限りにおいては莫大な量のソテツが運び出されたのであろうし、奄美大島のソテツが減少しただろうとも考えられる。しかし、現在、その南房総の里山においても、ソテツは衰退の道をたどり始めている。植栽されたソテツ畑の中には、放棄されたものや、すっかり竹林に侵略され、枯死寸前となっているものも見られる。この理由はなぜだろうか。

4. 南房総のソテツ栽培の現況

館山市・香谷は、海と背後の低い丘陵に挟まれた集落である。丘陵から流れ落ちる小川にそって、田が谷の奥にまでのびている(現在は、谷奥の田は休耕田化している)。丘陵に面した斜面や、住居周りなどにはソテツの植栽が見られる。2011年10月10日に農作業をされていたEさんという女性から、この地におけるソテツ栽培についての聞き書きを行うことができた。

「うちも以前はソテツをよくやっていました。30年前ぐらいのことですよ。ただ、10年ぐらい前にソテツをやるのはやめました。うちでは明治生まれの私の父がよくやっていたのですが、30年前に父が亡くなって、続けてはみましたが、体力的に無理だなあと、やめることにしました。年をとると大変ですから。今も続けているところはありますが、うちのおとな

りもソテツはやめてしまいました。ソテツは切り花としてやっていました。出荷するのは、秋のお彼岸の頃に出すこともあれば、春のお彼岸のころに出すこともあって、時期は選ばないようです。ここらへんは、冬でも菰をかけなくてもソテツは枯れませんから。うちでは父が山形の方によく出荷していました。東京に出す方もいるし、千葉の市場に出す人もいます。お彼岸ごろには、注文がくることもありました。小ぶりの物が欲しいと。横浜の方からも、お彼岸には小ぶりののがほしいという注文がありました。小ぶりのものは、お墓詣り用に使うようです。山形へは普段、長いものを出していました。なんに使うのかしらと話をしていたんですけどね。ソテツはもともと奄美大島のものじゃないかしら。菰で小さい苗を包んで持ってきて植えた……と聞いています。うちは、このあたりではソテツを植えたのが早かった方です。平らないい畑は、ほかのものを作って、ソテツは斜面を開墾して植えたんだと思います。今は人手がなくて、荒れちゃっています。荒れ放題になっちゃっていますね

このようなお話であった。

この話の中に、切り葉用のソテツは、苗を植栽したという話が出てくる（そのため、奄美大島のソテツが大量に運びだされた）。

南房総は温暖とはいえ、種子から植栽されたソテツが、葉を収穫できるまでに成長をするのには長い年月がかかってしまう。そのため切り葉用には、株を定植する方法がとられているためである。定植に適した株は、大きさが5～8 kg、幹の直径が15～20cm、長さ40cm程度のものでされている。また、植え付けの密度は10 aあたり270～370本である（渡辺ほか 2001）。こうして定植されたソテツの苗からは、定植後4年目になってから葉が収穫できるようになる。そして定植後十数年を経過した株では、年間30枚の葉を収穫できる。すなわち、10 aあたりの葉の収量は、最高で9000～10000枚となる（渡辺 2001）。

また、ソテツ葉の収穫に当たっては、いくつかの注意点が必要とされる。話者の話の中のソテツの葉の長さについて言及している部分がそれに関連する。

「ソテツ出荷マニュアル（案）」（J A安房花卉部作成 2001年）には、以下のようにあげられている。

「ソテツの葉の付け根に寸長棒をあて、ハサミで切る」「東北方面市場では110cm以上の葉を求めている。東京周辺や都心に近い市場では、100cm程度でよい。また、90cm以下の葉も売られている」「葉は、3回に分けて、外側から収穫する。9月に新葉を収穫したら、中は3か月後、芯部の葉は次の新葉が出始めるころに切る」「葉は同じ圃場で収穫し、日陰葉は日陰葉だけ、日当たりのよい葉はそれだけで結束する」等。

好まれたソテツの葉の長さが、地域によって異なっていたことがわかる（また話者の話からは、このように長さの好みの違う葉が、消費地でどのように利用されているのかわからずにいたという点もうかがえる）。

こうして収穫されたソテツ葉の売り上げは、時代によって変動した。

富浦においてソテツの営利栽培を始めたころ、米1俵が6～7円であったのに対し、植栽

用のソテツの苗は1俵(60kg)17円であったとある。一方、この当時はソテツが3000株もあれば、その葉から得られる現金収入で、立派に生活できたとも書かれている(『富山の植物』)。

なお、富浦における1930(昭和5)年における記録では、マーガレットの値段は1本7厘強、ハランが1枚9厘、ソテツが1枚5厘とある(『房州の花』)。

1978年に出版された文献によれば、ソテツは「現在その株から切られる切葉は年間を通し切れ目なしに市場に供給され、栽培者に高い収益をもたらしています」(『房州の花』)とあり、ソテツ栽培に高い付加価値が認められ、将来が嘱望されていた栽培品目であったことがわかる。

同じころ、1979年頃の館山市におけるソテツの栽培と販売状況については、ソテツ葉の加工品(着色)は1枚50~60円の取引、無加工品で長い葉で40~50円、短いもので20~30円で取引されているとある。ソテツの切り葉は長短をそろえて10枚1組として束ね、さらに50枚組で出荷する。10aあたりの売り上げとしては、1枚30円で売るとすると、30万円ほどの利益となると具体的な値段が紹介されている。ただし、この当時もソテツの専業経営は見当たらず、畑の土手や山の開拓地に植栽が行われ、副業的に扱われているともある(『千葉の花』)。

ところが、2001年に書かれた文献によれば、「ソテツの価格は年々低下しており、東京都内市場では1枚平均20~27円となっている。10aあたりの売上は18万~27万円くらいと5~10年前に比べ2分の1くらいに低下した」とある(渡辺ほか 2001)。話者の話では30年前(1980年代)ぐらいいはソテツの栽培に力を入れていたが、10年前(2000年頃)にソテツの栽培をやめてしまったと言う。これはちょうどソテツの価格が年々、低下していると書かれた文献の記述の時期と一致している。

つまり、南房総において、里山の景観の一角を担うようになったソテツが衰退している理由として、農業従事者の高齢化に伴い、ソテツ葉の収穫はきつことからという理由が話者からはあげられていたが、それ以外にも、ソテツ葉の単価が下落したためということも栽培の減少の理由に挙げられるだろうことが推測される。

この点について、さらに明らかにするために、南房総におけるソテツの栽培に詳しい、千葉県安房農業事務所改良普及課に勤務する渡辺照和氏に南房総のソテツ栽培の減少についてお話を伺うことにした(2011年11月3日)。渡辺氏から伺った話の要点は以下の3点にまとめられる。

- 「安房のソテツ栽培にはいくつかの核となる地域があり、それぞれに栽培の経緯が異なる。神戸の布沼では、薬物を含めた花卉の栽培が盛んであった地域で、ソテツもその中の一品に組み込まれていた。一方、富浦の場合は、特産のビワの栽培ができないような土地を選んで植栽されたり、ビワの手がかからない時期の産物としてソテツ栽培が位置づけられたりしていた(ハランもビワの木の下草的に栽培がおこなわれてきた)」
- 「92~93年頃まではソテツの葉が1本100円ほどの高値がついたが、その後、22~23円代まで値が下がった。この値段の急落記に栽培、出荷をやめた人が多い(2011年現在は1本40円ほどとやや、持ち直した)。また、地域によっては、リゾート法の施行で、ソテツの

植栽地ごと、山が企業に売却されたところもあった。また、近年、原因ははっきりしないが、ソテツが枯死するというこもしばしばおきている」

- 「花卉の扱いは、個人と市場との結びつきで行われている。ソテツは一時、共同で出荷するしくみが試みられたが、うまくいかなかった。また、一つにはソテツは極端にいうと、株ごとに葉の特性が異なっており、商品としてのまとまった取扱いが難しい（一方、同じ株から10本の葉を採ると、うまく形や長さがそろふ）。花卉を扱う市場が統合され、販売先が減少したことも、ソテツの葉の出荷が減少した原因の一つ。また、近年になって、都内では仏事でソテツの葉を利用しなくなり、需要自体も減少した。東北でもソテツは仏花として使用していた」

このように、実際には、さらに多くの要因が南房総におけるソテツ栽培の衰退には関係していた。

5. まとめとして

はじめにで書いたように、著者にとって、里山にソテツが植栽されているのは「あたりまえ」な存在である。が、それが「あたりまえ」であるのは日本全国の中でも琉球列島を除けばごく限られた地域の話である。また南房総という土地においてさえ、ソテツが里山の中で重要な位置を占めていた時期は1920～2000年頃に過ぎない。こうしてみると、里山というのは多種多様で、たえず変動の中にある生態系ということができる。そのような里山が多様で変動性に富む存在であるならば、まだまだ十分に記述または理解されていないことがあると考えられる。また、今回、奄美大島と南房総という、一見何の連動性もなさそうな地域の里山が、ソテツ栽培の隆盛という事項において、深く結びついていたと言うことも明らかになった。このような里山同士の連動に関してもまだ、知られていないことがあるのではないだろうか。文献の中からは、膨大な量のソテツが奄美大島から南房総へと運び出されたことが読み取れるが、果たしてそれはいったいどのくらいの量であったのか、はたまた奄美大島の里山の景観に、それは具体的にはどのような変化をもたらしたのか、この点についても、まだつまびらかではない。今後、このような今回得られた視点をヒントにしつつ、さらに琉球列島の里山について明らかにしていけたらと考えている。

謝辞

本調査にあたっては、文中にもあるように渡辺照和氏に様々な示唆をいただいただけでなく、文献情報に関しても教授いただいた。記して感謝したい。

参考文献

安房花卉園芸組合連合会 1978 『創立50周年記念誌 房州の花』

北山雅史編 1997 『ペリー艦隊日本遠征記 Vol. II』 栄光教育文化研究所（原題『アメリカ艦隊

- による中国海域および日本への遠征記』1856年)
- 斉藤明子・尾崎煙男・盛口満 2009 「千葉県におけるクロマダラソテツシジミの初記録と発生初期の棲息地」『月刊 むし』465号 pp.28-32
- 阪本寧男 2007 「里山の民俗生物学」丸山徳次・宮浦富保編『里山学のすすめ』昭和堂 p.28-63
- 第27回日本花き生産者大会 1979 『千葉の花』
- 富浦町 1996 『富浦の花』
- 房総の花編集委員会 1979 『房総の花』土筆書房
- 盛口満 2011 「植物利用から見た琉球列島の里の自然」安溪遊地・当山昌直編『奄美沖縄環境史資料集成』南方新社 pp.335-362
- 盛口満 2013 『琉球列島の里の自然とソテツ利用』沖縄大学地域研究所彙報第10号
- 琉球政府編 1965 『沖縄県史 第11巻資料編1』（復刻版 国書刊行会1989年）
- 渡辺照和・伊藤武男 2001 「ソテツ（キカス）」『農業技術体系 11 花卉編』農漁村文化協会
追補第3号 438の2-438の4

所有者不明土地問題に関する立法的考察

仲 地 彩 子*

On the Problem of Lands with No Known Owners in Okinawa

NAKACHI Ayako

要 旨

沖縄の所有者不明土地とは、戦争によって生じた、私有地であることは明らかであるが所有者が不明の土地をいう。本稿は、所有者不明土地が存在することの問題とは何か、所有者不明土地問題を解決する方策はあるのかを、立法的観点から考察するものである。

キーワード：所有者不明土地、民法、特別立法、震災復興

Abstract

There is a certain amount of land in Okinawa that has no known owners. Two main reasons account for the existence of such land. First, ownership became hard to determine as entire families perished in the course of severe ground battles during the Second World War. Second, public survey maps and land register files that local administrations use to trace the ownership of particular plots of land over time were also destroyed during the war.

The purpose of this paper is to explain the key problems that arise from the continued existence of lands with no known owners in Okinawa. It also considers how these problems may be solved. In examining potential solutions, reconstruction policies created after the Great East Japan Earthquake and Tsunami of 2011 will be treated as an important reference point.

Key words : lands with no known owners, civil code, reconstruction policies

1. はじめに

(1) 本稿の目的

本稿は、沖縄に所有者不明土地が存在することでどのような問題が生じているのか、その問題点を解決する方法があるのかを検討するものである。

本稿は、まず1にて所有者不明土地問題について説明し、2において沖縄に所有者不明土

* 沖縄大学地域研究所員

地が存在することで生じる不都合と問題を整理する。そして、3にて、右不都合を解決するために現行法制のもとでどのような方策がとられうるかを先行研究をもとに再検討する。3では現行法制下で取り得る方策の限界が明らかになるため、4にて沖縄県所有者不明土地検討委員会が準備した特別法の要綱案を紹介する。最後に、5として、東日本大震災からの復興のために用意された処方箋をもって沖縄の所有者不明土地問題の解決にあてることができないかを検討する。

(2) 所有者不明土地とは

沖縄県のHPや地元紙等での広告記事などで、所有者不明土地の返還のための情報提供が呼びかけられており、沖縄には所有者不明土地が存在することは比較的広く知られている。本稿は、所有者不明土地が存在することでいかなる問題が生じているのかを整理し問題解決方法が存在するかを検討するものであるが、議論に入る前に「所有者不明土地」がいかなる土地を指すのかをまず確認したい。

通常、土地の所有者情報は不動産登記簿によって管理されており、土地の所有者を明らかにしようとする際には不動産登記簿を参照すれば土地所有者を特定できる。しかしながら、太平洋戦争で地上戦が行われた沖縄では土地台帳や公図が失われており、土地の所有者を確認しようにも参照すべき登記簿上の名義人が不明となっている場合がある。

このように、私有地であることは分かっているが、登記簿上の名義人が存在せず、権利の帰属主体が明らかではない土地のことを本稿では所有者不明土地とよぶ。そして、土地台帳や登記簿等より過去のある時点での所有者は明らかではあるものの、その所有者の所在が不明である場合や、当該所有者からいかなる者への権利移転が行われたかが不明であり現在の権利者が不明である場合を、所有者不在土地とよび所有者不明土地と区別する¹。

(3) 所有者不明土地の発生理由

沖縄県では1903年に地籍調査が完了し、これに基づき、一度は沖縄本島内の公図、公簿、土地台帳等が整備された。しかし、沖縄では太平洋戦争における激しい地上戦が行われ、その戦禍により沖縄本島中南部では地形が変容したところが存在する。戦後すぐ基地建設が行われたため、戦前の地形が跡をとどめていない地域もある。また、土地の筆界を示す標識なども不明となり、本島の土地に関する公簿公図類もほとんど消失したため、戦前の土地所有状況を確認することが困難となってしまった²。

公図等が失われたため、戦後、新たに米軍により所有権認定作業が行われた。まず、「土地所有権関係資料蒐集に関する件」(1946年2月28日米国海軍軍政本部令第121号)を発し土地所有権認定のための準備作業を開始した。次に「土地所有権証明」(1950年4月14日軍政本部特別布告第36号)を発し、市町村土地所有権委員会が所有権証明書を作成し、これを30日間一般の縦覧に供した。その上で、異議がなければ、市町村長が所有権証明書を承認し、署名捺印の上、土地所有者に交付するというやり方で所有権認定が行われたのである³。

上記土地所有権認定⁴は、主として申請に基づいてなされたが、沖縄では戦争で一家全滅

または行方不明という例も珍しくなく、疎開や出征から未だ帰還していない者も相当数あった。そのため、所有権申請がなされなかった土地や、土地所有権証明書が受領されなかった土地が残り、戦後の所有権認定作業は不完全なままであったといえよう。沖縄県の調査によると、現存するこれら土地の中には、墳墓や拝所として利用されている形跡がある土地もある。このように、周辺状況等から私有地であることは分かるけれども、現在に至っても土地の所有者が判明しない土地が、所有者不明土地とされる。

現在では、これらの所有者不明土地は、「沖縄の復帰にともなう特別措置に関する法律」第62条の規定に基づき沖縄県が管理を行っている⁵。

本稿で扱うのは、このような経緯のもと生まれ現在では沖縄県ならびに各市町村が管理をしている所有者不明土地であり、県が管理する所有者不明土地は現在でも1479筆727,121㎡存在し、市町村管理地は1204筆81,492.12㎡存在する⁶。

2. 所有者不明土地に関する諸問題

土地の所有者が不明といっても、他人の権利を侵害するわけではないため、行政が予算と労力をもって取り組むほどの問題点はないようにも思える。そこで、本節では、所有者不明土地が存在することでどのような問題点や不都合が生じるかを以下の(1)から(4)の点に着目して考察する。

(1) 真の所有者への返還の困難

所有者不明土地は、登記簿の所有者名記載の代わりに管理者の記載がなされ、所有者がどこかに存在していることが想定されているため、国庫に帰属すべき無主の土地とも異なる。そのため、所有者が判明すれば、土地を本来の所有者に返還し、個人の権利を回復すべきであるのが原則である。

しかし、所有者不明土地年度別管理解除一覧表⁷（後掲参考資料1）によると、昭和49年度に36,674.00㎡（16筆）の土地の管理解除・返還がなされたのをピークに、管理解除件数は減少している。特に、平成元年以降は、管理解除面積が1,000㎡に及ばない年も多く、返還件数は明らかに減少している。

後述するように、県市町村による管理を解除し、土地を返還するには、①土地所有権証明書等や隣地地主の証明書等の物的証拠をもとに訴訟外で所有権確認をする方法と、②土地返還を申請する者による所有権確認訴訟にて申請者が勝訴判決を得る方法の2つがある。この区別に従って概観しても、平成元年以降13年までは、①訴訟外での所有権確認は年間一件あるかどうかという低い数字であり、②訴訟による所有権確認判決件数も一桁代での推移を示しており、返還実績が低いことがわかる⁸。

これらのデータは、終戦後長い年月が経過するにつれ、真の所有者を確定し土地を返還することが困難になっていることを示している。所有者不明土地が存在することの第一の問題点は、本来の権利者である真の所有者への土地の返還が行われないうことであり、また、時間

の経過とともに、今後は返還がより一層困難となることが予想されることである。

(2) 管理費用高による赤字

所有者不明土地の中には、那覇市の中心地に所在し、駐車用地等として利用され賃貸料収益をあげているなど、経済価値が高い土地もある。

しかし他方で、所有者不明土地の中には、粟国村など遠隔地に存在するものも多く⁹、収益性のない土地も多い。それら収益性の低い土地においても、所有者不明土地の管理には、現場巡回に係る人件費、除草費用、測量費用、土地返還に係る裁判費用が発生している。沖縄県所有者不明土地検討委員会による意見報告書（以下、「報告書」とする）によると、現在、所有者不明土地賃貸料等から生じる収益を管理費用が上回り、管理コスト高による赤字収支となっている¹⁰。

しかしながら、後述のように、県が有する管理権には、処分権等が含まれないため、管理コストを下げるための土地の譲渡等が自由にできないのが現状である。現在の状態で所有者不明土地の管理を県が続けるとなると、赤字収支を抜本的に解決するのは困難と思われ、赤字拡大を招きかねないと考えられる。

このように、県が所有者不明土地の管理を続けることで、管理コストによる赤字が生じることとなるため、これが所有者不明土地をめぐる第2の問題点となる。

(3) 管理処分権の制限による土地有効利用の困難

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律62条は、「沖縄法令の規定による所有者不明土地で、この法律の施行の際琉球政府又は沖縄の市町村が管理しているものは、当分の間、従前の例に準じ、沖縄県又は当該所有者不明土地の所在する市町村が管理するものとする」と規定しており、県は、同条に基づき所有者不明土地の「管理」を行っている。

「管理」の権限の範囲内で、県が不明土地の譲渡や賃貸借をすることができれば、所有者不明土地の有効利用ができ、赤字収支の解決をすることができる。では、「管理」にあたり県が有している権限はいかなるものか。管理権限の内容が問題となる。

大坪の整理によると、管理とは、処分に対する用語であり、管理権とは財産を保管してその経済上の用途に適せしめる行為をなす権能のことをいう。従って所有者不明の土地を管理する沖縄県は、その土地を売却することはもちろん、抵当権や不動産質権等の約定担保物件を設定する権能を有しないし、またそれを設定したとしても、それらの行為は無効となる。また、地上権や永小作権等の用益物権の設定もできないし、仮に設定したとしても、同じく無効である。従って管理権の範囲は、原則として民法103条の規定する、権限の定めのない代理権の範囲と同様に解されており、それを超える権限は管理権の範囲外ということになる¹¹。

実際に、県が所有者不明土地を賃貸するにあたっては、かかる管理権の制限があるため、一時使用目的の賃貸借契約を締結することしかできず、賃貸期間は5年間に制限される（民法602条2号）。所有者不明土地にも借地借家法の法定更新の規定が適用されるかの明確な司

法判断は下されておらず、かかる賃貸借契約は、法的安定性を欠くといえる。

このように、所有者不明土地に関しては、県の管理権限が制限されており、土地の安定した有効利用ができないことが第3の問題点といえる。

(4) 公共事業への影響

道路や都市計画その他の公共事業が実施される際に、事業区域内に所有者不明土地が含まれる場合がある。通常は、地方公共団体等の公共事業の施行者（企業者）は、土地所有者との合意に基づく契約によって売買を行い用地を取得するが、所有者不明土地については、管理者である県又は市町村に処分権がなく、売買に応じることができないことから、用地取得のためには、土地収用法に基づく収用裁決を経なければならない。

収用裁決は通常の売買契約と比較し時間と手間を要することから、公共事業の進捗に影響を及ぼし、大規模公共事業で対象の所有者不明土地が多筆に及ぶ場合は、大きな障害となる可能性がある¹²。これが、所有者不明土地に関する第4の問題点である。

3. 解決方法

所在地不明土地が存在することにより、前述のような問題点が生じている。これらの問題点に関し、どのような解決が可能か。先行研究に依拠しながら、以下5点について検討する。

(1) 行政手続による返還

県が管理している所有者不明土地の返還にあたり、民事訴訟を経由することが必要であり、これが迅速な返還の障害となっていることは前述した。

では、民事訴訟を経ずに、行政手続により返還するよう制度設計をし直すことにより解決することができるのではないか。

確かに、行政機関により所有権の認定ができるのであれば、申請者にとっても訴訟コストがかからず、迅速な土地返還が可能である。

しかしこの点、大坪は、行政機関というのは私法上の権利の確認機関であるため、実体法上の審査をするにはなじまないとする¹³。また、裁判外での土地返還を認めると、返還手続きに問題があった場合、審査する職員等の責任負担も大きくなる。土地返還は、ほとんど物証がなく、証明困難なまま行われることも多いため、沖縄県所有者不明土地検討委員会による意見報告書も、訴訟事件による所有権確定が望ましいとしている¹⁴。

かかる報告書記載等をふまえると、現行法制の中では、この先も訴訟手続きによる返還が行われると考えられ、訴訟コストが軽減されるのは難しいと考えられる。

(2) 無主物国庫帰属制度（民法239条2項）による管理解除

所有者不明土地は、「所有者のない不動産」（239条2項）として国庫帰属制度が適用できないか。

この点、「所有者のない」とは、現に何人の所有にも属しないことをいう。

所有者不明土地は、確かに戦後約70年の間所有権の主張がなされていない。しかし、所有

者不明土地は、所有権の主張がなされていないだけで所有者は何処かに存在している可能性がある。また、戦後の土地所有権認定作業の際に所有権申請がなされなかったことをもって、所有権を放棄したとはみなされず、所有者本人が積極的に所有権を放棄しない限り無主物とはなりえない¹⁵。

したがって、所有権不明土地を無主物とみなし国庫帰属とすることは妥当でなく、解決策とはなり得ない。

(3) 不在者財産管理制度（民法25条以下）による管理解除

民法25条は、不在者が財産の管理人を置かなかつた場合、家庭裁判所が財産管理についての必要な命令を行うことができる旨を定めている。沖縄の所有者不明土地にも民法25条を適用することにより、县市町村の管理を解除し必要な処分を行うことができるのではないか。この点、財産管理制度の趣旨は、残された財産の朽廃を防止し残存相続人の利益のためにも善後処置を講ずる点にある。「不在者」とは、従来住所または居所を去って容易に帰来する見込みのない者をいい、生死不明であるかを問わない。失踪宣告を受けるまでは「不在者」として扱われ、失踪宣告後は「失踪者」として扱われ、民法30条以下の適用を受ける¹⁶。

すると、所有者不明土地のように、真の所有者が出現する可能性がある土地においても、不在者財産管理制度（民法25条以下）あるいは失踪宣告制度（30条以下）の適用により、管理解除をすることが可能であるよう考えられる。

しかし、報告書は、不在者財産管理制度管理は、残留財産の主体が特定していることが前提とされている制度であると主張している。その上で、所有者不明土地のように所有者が不明で特定できない事例では、特定できない者が不在者に該当するかどうかの判断は理論的に不可能であると、一般的に所有者不明土地をお不在者財産管理制度により解決することは出来ないと結論している¹⁷。

(4) 相続人不存在財産管理制度（民法951条以下）

戦後約70年が経過していることから、所有者不明土地の真の所有者は死亡しており、相続の事実や相続人が明らかでないため所有権の主張がなされていない可能性がある。そこで、相続人不存在財産管理制度（民法951条以下）により管理解除を行なうことができないか。

この点、951条は、遺産についての相続人が存否不明の場合を定めた規定であると解される¹⁸。すると、被相続人は特定されていることが前提となっている規定と考えられる。

所有者不明土地においては、そもそも被相続人が特定されておらず、特定されていない者に相続が生じたかを認定することはできないため、本制度の適用の要件を欠く。したがって、相続人不存在財産管理制度による解決をすることはできない。

(5) 取得時効制度（民法162条）による管理解除

县市町村の管理は「占有」にあたると思われるところ、取得時効制度（民法162条1項）により县市町村が所有者不明土地の所有権を取得し、管理解除を行うことはできないか。

この点、所有権の時効取得には、「所有の意思」をもつことが要件とされており、所有の

意思をもってする自主占有が必要とされる。ところが、県市町村は復帰特別措置法62条の規定により管理者として所有者不明土地を管理しており、他主占有であるため所有の意思がないことが擬制される。そのため、「所有の意思」の要件を満たさず取得時効は成立しないと報告書は結論している。

しかし、取得時効制度とは、長期間存在した事実状態を尊重する制度である点に鑑みると、戦後約70年にわたり県市町村が所有者不明土地を管理し続けてきたという事実状態を無視することはできない。

柳勝司は、この点に関し、特別法による解決の可能性を提言している。柳は、「県や市町村に所有者不明土地を所有の意思で占有する旨の宣言をすることを認め、県や市町村が当該所有者不明土地を現実に20年間占有し、取得時効による県有地化・市町村有地化の方法もあろう」としている。この場合、真の所有者が現れた場合の土地返還が困難になるのではないかが問題となるが、柳は、「県や市町村の判断により、時効の利益の放棄も可能」としており、20年後になって初めて所有者が現れた場合には、県市町村が時効の利益を放棄すれば所有者は土地の返還を受けることができるとしている¹⁹。

柳のかかる提言は、1987年になされたものである。仮にこの年に「所有の意思で宣言する旨の宣言」をすることを認める特別法の立法がなされていれば、すでに時効取得に必要な20年（162条1項）の期間は経過しているのであるから、2014年現在では県市町村による時効取得は完成しているはずである。将来にむけた解決策の一つではあると考える。

4. 所有者不明土地の管理解除に伴う特別措置に関する法律（仮称）案

上述のように、現行法の枠組み内では、所有者不明土地問題に対する抜本的解決を図ることは難しい。そこで、沖縄県所有者不明土地検討委員会による報告書は、特別法制定の必要性を主張し、所有者不明土地の管理解除に伴う特別措置に関する法律（仮称）案要綱を作成している（後掲参考資料2）²⁰。

要綱が示した法律案の特徴は、第一に、内閣総理大臣及び防衛大臣に、所有者不明土地の管理解除を命じる権限を認めることにある。第二に、所有者不明土地の所有権は、国に帰属するのではなく、管理者である沖縄県又は関係市町村に帰属することを定めた点に特徴がある。そして第三に、民事訴訟によらず、行政処分によって管理解除をした後、真の所有者が現れた場合には、国が損失補償をすることを内容としている。

上記法律案要綱は、現行民法の法制度内では管理解除が難しいことから、行政処分として管理解除を行うという仕組みを採用していると考える。かかる特別法の立法は可能だろうか。

管理解除は、真の所有者の所有権を制約することになるため、このような特別法を立法するには、「公共の福祉」（憲法29条2項）にそうものである必要がある。いくら戦後70年が経過し、真の土地所有者を探求することが困難になっているとはいえ、管理解除により土地所有権の処分をすることは、真の所有者の土地所有権を侵害することになり、財産権の本質に

対する大きな制約にあたる。かかる財産権侵害が生じ得る点に鑑みると、管理費用の拡大を抑止することや、土地の有効利用などが、「公共の福祉」たりえるかにつき、慎重な検討が必要である。

ただ、東日本大震災復興特別区法では公共事業目的のための土地収用の迅速化が認められたことを考えると、上記法律案要綱も「公共の福祉」に適合するものといえる可能性はあると考える。

5. 東日本大震災復興事業

所有者不明土地問題を解決する特別立法の一つとして、東日本大震災復興政策の内容が参考にならないだろうか。というのも、東日本大震災において、津波等の被害が甚大であった地域では、死者・行方不明者・避難者が多数発生したことに加え、戸籍などの公的記録も津波水害により消失している。このように、震災により土地境界が不明となり権利者が確定できなくなった状況は、戦災により土地所有者が不明となった沖縄の状況と共通点があるように思われ、震災復興政策が所有者不明土地問題の解決の参考になると考えるからである。

(1) 東日本大震災復興特別区域法

2014年5月に、東日本大震災復興特別区域法の一部を改正する法律が成立した。復興特別区法の一部改正を行う趣旨は、「東日本大震災の被災地において、所有者不明、相続未処理、多数共有の土地等円滑に取得が進まない案件が多数存在し、その迅速な確保が喫緊の課題」であり、復興事業の用地取得の迅速化を図ることであると説明されている²¹。

所有者不明のため事業用地取得が進まないという点は、沖縄の所有者不明土地問題にも共通した課題である。そこで、復興特別区域法の改正法が沖縄の所有者不明土地問題解決のヒントにならないか、以下検討する。

ア. 復興整備事業の円滑化のための特例

復興整備事業の円滑化・迅速化という目的のために、復興特別区法67条1項は、「復興整備事業の実施主体は、復興整備事業の実施の準備又は実施のため他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入ることができる」と規定しており、立ち入りに関する所有者の了解を不要とすることで、所有者の所在が不明の場合でも土地の立ち入り等を可能としている。

しかし、沖縄の所有者不明土地においては、県は管理行為の一環として立ち入り調査を既に行っており、この点に関し復興特別区法は参考にはならない。

イ. 土地収用手続きの更なる迅速化

改正法は73条の2において、土地収用法の事業認定手続きを「二か月」以内に進めることと規定している。現行の土地収用法17条3項は、3か月以内に事業認定を行う努力義務を定めていることと比較すると、改正法により事業認定手続きが迅速化されている。

また、改正法は73条の3第1項において、土地収用法の裁決申請書を提出するにあたり土地収用法40条1項2号のイ・ハ・ヘに掲げる事項並びに登録簿に現れた土地所有者及び関係人の氏名および住所を記載すれば足りるとしている。これは、土地収用法は、裁決申請には損失補償の見積もり等を示した書類（土地収用法40条1項2号ホ）や土地調査書（同条3号、36条1項）が必要としているおに対し、これを不要とした規定である。この規定により、企業者による土地調査書の作成と収用委員会による論点整理を並行して進めることが可能となり、手続の迅速化が図られている。

さらに、改正法73条の2では、「東日本大震災からの復興を円滑迅速に推進することが困難な場合」には、「一年間」にわたり緊急使用ができると定めており、現行の土地収用法123条1項が定める期間より長い期間の緊急使用を認めている。

沖縄の所有者不明土地においては、前述のように、所有者が不明であるがゆえに収用裁決を経なければならず、公共事業目的利用の障害となっている。改正法73条以下のような規定の適用があれば、確かに、土地取得の迅速化がすすみ、公共事業が促進されるであろう。

しかし、2011年に起こった東日本大震災とは異なり、沖縄の所有者不明土地は約70年前から存在する。このことを踏まえると、所有者不明土地を公共事業目的のために収用するのであれば、必要性が生じたその時点で土地収用を行うことが可能であったはずである。沖縄の所有者不明土地問題においては、公共事業の緊急性は東日本と比べて低いといえ、数カ月の手続の短縮が抜本的な解決にはつながらないのではないかと考える。

(2) 財産管理人制度

復興庁が中心となってまとめられた住宅再建・復興まちづくりの加速化措置というプログラムがある。被災地特化型用地取得加速化パッケージの概要をしめす資料によると、土地の権利者を調査した結果、「所有者が不明」の場合、①土地収用制度を活用することと②財産管理制度を活用することの二つの対策が取り得るとされている²²。

東日本大震災で生じた所有者不明土地の取得に、財産管理制度が利用できるのであれば、沖縄の所有者不明土地にも財産管理制度が活用できるのではないか。

この点を論ずるにあたり、上記復興庁の資料にいう「所有者が不明」とされている土地が、そもそも登録簿上の所有者すら不明とされる土地（本稿1(2)で定義した所有者不明土地にあたる）をいうのか、過去の一時点での所有者は分かるが、現在の所有者が不明であること（本稿1(2)で定義した所有者不在土地にあたる）をいうのかを明らかにする必要がある。

福島家庭裁判所の「震災復興事業における財産管理制度の利用に関するQ&A」によると、「第20問 復興事業の計画土地の中に、土地の地番がわからず、所有者が不明な土地があります。不在者財産管理人を選任してもらうことができますか。」という問に対し、「不在者財産管理人は、所有者がわかっているものの、その所有者が所在不明である場合に選任するものですから、そもそも誰が所有者であるかわからない土地については、不在者財産管理人を

選任することができません。」とある。

このことからすると、震災復興事業に用いられる「所有者不明土地」という語は、過去の一時点での所有者は分かるが、現在の所有者が不明であることをいうと考えるべきである。つまり、本稿1(2)で述べた区別における、所有者不在土地にあたると考える。

そうすると、復興事業における「所有者不明土地」は、沖縄の所有者不明土地とは異なる内容ともつこととなるため、震災復興策である財産管理制度の利用は、沖縄においては適用することはできないということになる。

6. おわりに

以上、沖縄の所有者不明土地問題の現状と、解決方法について検討した。しかし、3で述べたように、現行法制下での解決は困難である。また、5で述べたように、東日本大震災の復興政策も、沖縄の所有者不明土地の解決の処方箋にはならない。東日本大震災で生じた土地関係問題と、戦争によって沖縄にもたらされた土地問題に共通点があるのではないかとの問題意識と期待をもって本稿に取り組んだのだが、東日本大震災では、不動産登記情報の電子データ化が進んでおり、沖縄における所有者不明土地のような問題は生じていないことが分かった。復興政策をそのまま沖縄の土地問題解決の参考にすることはできない、との結論に至ったことは残念である。沖縄の所有者不明土地問題は、特別立法による解決を待つしかないことになる。

参考資料

1. 参考資料1

⑥所有者不明土地年度別管理解除一覧表（県管理分）平成22年3月31日現在

管理解除年 度	筆数	面積 (㎡)	管理解除理由				
			訴訟判決	所有権確認	収用裁決	管理移管	その他
昭和43年度	2	161.00					2
昭和44年度	1	112.39	1				
昭和45年度	0	0.00					
昭和46年度	1	849.00	1				
昭和47年度	8	5,976.44	3	3			2
昭和48年度	17	7,227.12	10	5		2	
昭和49年度	16	36,674.00	10	5			1
昭和50年度	7	1,057.92	7				
昭和51年度	12	3,824.09	6	2		3	1
昭和52年度	28	6,191.63	5	1	18	3	1
昭和53年度	7	3,457.56	4			3	
昭和54年度	14	3,341.91	1	11		1	1
昭和55年度	35	5,815.83	2			30	3
昭和56年度	14	6,404.00	9	3			2
昭和57年度	11	4,768.00	7	3			1

管理解除年 度	筆数	面積 (m ²)	管理解除理由				
			訴訟判決	所有権確認	収用裁決	管理移管	その他
昭和58年度	8	1,903.56	7	1			
昭和59年度	10	2,898.67	8	1		1	
昭和60年度	11	3,996.10	5	2		3	1
昭和61年度	2	301.00	1	1			
昭和62年度	2	1,045.00	2				
昭和63年度	6	2,295.00	4	2			
平成元年度	6	561.00	6				
平成2年度	6	6,695.15	5	1			
平成3年度	1	1,438.00	1				
平成4年度	3	851.00	3				
平成5年度	11	1,287.00		1	1	9	
平成6年度	2	603.88	2				
平成7年度	2	210.00	1	1			
平成8年度	1	971.00	1				
平成9年度	9	1,265.00	1	1			7
平成10年度	1	1,490.00		1			
平成11年度	8	1,726.00	7	1			
平成12年度	3	590.00				3	
平成13年度	24	15,859.00	3	21			
平成14年度	28	6,432.00		28			
平成15年度	27	20,108.68	13	14			
平成16年度	9	5,277.00		9			
平成17年度	9	973.14		9			
平成18年度	8	2,176.85	1	7			
平成19年度	1	1,186.00		1			
平成20年度	0	0.00					
平成21年度	0	0.00					
合計	371	168,000.65	137	135	19	58	22

沖縄県所有者不明土地検討委員会、『『所有者不明土地問題』に関する意見報告書』、平成23年3月、p27、資料1-1

2. 参考資料2

沖縄県所有者不明土地検討委員会、2011年、『『所有者不明土地問題』に関する意見報告書』、p17-23

沖縄県における所有者不明土地の管理解除に伴う特別措置に関する法律（仮称）案要綱

第1章 総則

第1 目的

この法律は、沖縄県において所有者不明土地が広範かつ多数存在し、関係者等の社会的

経済的生活に著しい支障を及ぼしていることにかんがみ、所有者不明土地の実態調査を実施し、所有者不明土地に関わる権利関係の安定を図り、もって沖縄県の住民の生活の安定及び福祉の向上に資することを目的とする旨を規定すること。

第2 定義

この法律において「所有者不明土地」とは、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）62条に規定する土地及び国土調査法（昭和26年法律第180号）、沖縄県の区域内における位置境界不明地域内の各筆の土地の位置境界の明確化等に関する特別措置法（昭和52年法律第40号）その他の法律による調査によって確定した所有者が明らかでない土地として、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は防衛大臣が指定したものをいう旨を規定すること。

- 2 この法律において「実態調査」とは、所有者不明土地について、その所有者、地番及び地目の調査並びに境界及び地積に関する測量を行うことをいう旨を規定すること。
- 3 この法律において「実施機関の長」とは、所有者不明土地のうち、駐留軍用地等以外の土地については内閣総理大臣をいい、駐留軍用地等については防衛大臣をいう旨を規定すること。
- 4 前項に規定する「駐留軍用地等」とは、所有者不明土地のうち、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の際沖縄県の区域内においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されていた土地で、引き続き、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第6条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の規定に従い駐留軍（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。以下同じ。）の用に供され、又は自衛隊の部隊の用に供されたものをいう旨を規定すること。
- 5 この法律において「関係市町村」とは、所有者不明土地が所在する市町村をいう旨を規定すること。

第3 国の責務

国は、沖縄県における所有者不明土地の解消を図るための直接的義務を負うものとし、これに要する一切の経費を負担する旨を規定すること。

第2章 実態調査の実施

第4 実態調査の実施に関する計画等

実施機関の長は、所有者不明土地に係る実態調査の実施に関する計画を定めなければならない旨を規定すること。

- 2 前項の計画は、平成24年度からおおむね5年以内に終了することを目途とした内容のものでなければならない旨を規定すること。
- 3 政府は、第1項の計画の達成に必要な措置を講ずるものとする旨を規定すること。
- 4 沖縄県及び関係市町村は、所有者不明土地に係る実態調査の実施について協力しなければ

ばならない旨を規定すること。

第5 実施機関の長の協議

内閣総理大臣及び防衛大臣は、所有者不明土地の実態調査の方法及び時期その他第4第1項の計画の作成及び達成のために必要な事項について協議しなければならない旨を規定すること。

第6 実態調査の実施

実施機関の長は、所有者不明土地に関し必要な実態調査を実施するものとする旨を規定すること。

- 2 実施機関の長は、実態調査の開始前に、政令で定めるところにより、公示しなければならない旨を規定すること。

第7 他人の土地への立入り

実施機関の長は、第6第1項の実態調査のため必要があるときは、その所属の職員又はその指定する者を他人の土地に立ち入らせることができる旨を規定すること。

- 2 実施機関の長は、前項の規定によりその所属の職員又はその指定する者を宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入らせようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、占有者に対して、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない旨を規定すること。
- 3 第1項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、所有者又は関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない旨を規定すること。

第3章 沖縄所有者不明土地審議会等の調査審議等

第8 沖縄所有者不明土地審議会等の設置及び権限

駐留軍用地等以外の土地にあっては沖縄総合事務局に沖縄所有者不明土地審議会、駐留軍用地等にあっては沖縄県の区域を管轄する地方防衛局に防衛施設地方審議会を置く旨を規定すること。

- 2 沖縄所有者不明土地審議会及び防衛施設地方審議会は、実施機関の長の諮問に応じて第9の管理解除その他所有者不明土地に関する重要事項について調査審議し、並びにこれに関し実施機関の長に意見を述べるることができる旨を規定すること。
- 3 前項に定めるもののほか、沖縄所有者不明土地審議会及び防衛施設地方審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める旨を規定すること。

第4章 所有者不明土地の管理解除等

第9 管理解除

実施機関の長は、実態調査の結果に基づき、管理解除をしようとする場合は、沖縄所有者不明土地審議会及び防衛施設地方審議会の意見を聴くとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄県又は関係市町村に対し、当該所有者不明土地の管理解除を命ずることがで

きる旨を規定すること。

- 2 実施機関の長は、所有者不明土地の管理解除を命ずるときは、当該所有者不明土地の所有者の氏名又は名称及び住所並びに所在、地番、地目及び地積を官報で公示しなければならない旨を規定すること。
- 3 沖縄県又は関係市町村は、第1項の管理解除の命令があったときは、所有者不明土地の管理を解除しなければならない旨を規定すること。

第10 所有権の帰属手続開始の広告

第9の規定による管理解除をしなかった所有者不明土地については、実施機関の長は、当該所有者不明土地の所在、地番、地目及び地積を官報で公示しなければならない旨を規定すること。

第11 所有権の帰属

第10の規定による広告の日から1年を経過しても第10に規定する所有者不明土地の所有者から申出がないときは、当該所有者不明土地の所有権は、沖縄県が管理しているものは沖縄県に、関係市町村が管理しているものは当該関係市町村に、それぞれ帰属する旨を規定すること。

第5章 損失の補償

第12 土地の立入りに伴う損失の補償

実施機関の長は、第7第1項の規定による立入りにより他人に損失を与えたときは、その損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない旨を規定すること。

- 2 前項の規定による損失の補償については、実施機関の長と損失を受けた者が協議しなければならない旨を規定すること。
- 3 前項の規定による協議が成立しない場合において、実施機関の長又は損失を受けた者は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法（昭和26年法律第219号）第94条第2項の規定による裁決を申請することができる旨を規定すること。

第13 管理解除に伴う損失の補償

実施機関の長は、第9第1項の規定による命令により損失を受けた者に対して、その命令により通常生ずべき損失を補償しなければならない旨を規定すること。

- 2 前項の規定により補償を受けようとする者は、実施機関の長に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならない旨を規定すること。
- 3 実施機関の長は、前項の申請があったときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない旨を規定すること。
- 4 前項の補償金額の決定に不服のある者は、その決定の通知を受けた日から6月以内に、訴えをもってその増額を請求することができる旨を規定すること。
- 5 前項の訴えにおいては、国を被告とする旨を規定すること。

第14 所有権の帰属に伴う損失の補償

国又は沖縄県若しくは関係市町村は、第11の規定による所有権の帰属により損失を受けた者に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない旨を規定すること。

- 2 前項の規定により補償を受けようとする者は、実施機関の長又は沖縄県知事若しくは関係市町村の長に、補償を受けようとする見積額を記載した申請書を提出しなければならない旨を規定すること。
- 3 実施機関の長又は沖縄県知事若しくは関係市町村の長は、前項の申請があったときは、遅滞なく、補償すべき金額を決定し、当該申請人に通知しなければならない旨を規定すること。
- 4 前項の補償金額の決定に不服のある者は、その決定の通知を受けた日から6月以内に、訴えをもってその増額を請求することができる旨を規定すること。
- 5 前項の訴えにおいては、国又は沖縄県若しくは関係市町村を被告とする旨を規定すること。

第6章 雑則

第15 地方公共団体に対する財政措置等

国は、沖縄県及び関係市町村が所有者不明土地に関する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるものとする旨を規定すること。

第16 管理に関する規定

この法律の施行の際、沖縄県又は関係市町村が管理している所有者不明土地は、当分の間、従前の例に準じ、沖縄県又は当該関係市町村が管理するものとする旨を規定すること。

第17 事務の委任

この法律の規定により内閣総理大臣又は防衛大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を地方支分部局の長、沖縄県知事又は関係市町村長に委任することができる旨を規定すること。

附則

- 1 (施行期日)
この法律は、公布の日から施行する。
- 2 (経過措置)
この法律の施行前に沖縄県の区域を管轄する地方防衛局長、沖縄県知事又は関係市町村長がした行為で、第6の規定による行為に相当するものは、それぞれ、これらの規定によりなされたものとみなす旨を規定すること。
- 3 (沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の一部改正)

注

- 1 なお、新垣進らの先行研究においても、土地所有権認定後に所在不明となった地主を「所在不明地主」としており、所有者不明土地問題とは区別して論じられている。所有者不明土地と所有者不在土地を区別するという本稿の整理はこれらの研究を参考にしたものである。(新垣進、1980年、「沖縄の地籍明確化事業における所在不明地主の取扱いについて」、沖縄総合事務局『沖縄の地籍明確化事業における所在不明地主の取扱いについて』、p15)
- 2 新垣進、1980年、「沖縄の地籍明確化事業における所在不明地主の取扱いについて」、沖縄総合事務局『沖縄の地籍明確化事業における所在不明地主の取扱いについて』、p8
- 3 沖縄県所有者不明土地検討委員会、2011年、『所有者不明土地問題』に関する意見報告書、p2
- 4 これらの土地所有権証明による権利認定の法的性格は、「新たに権利を創設するものではなく、単なる確認的なもの」(砂川恵伸、1976年、『戦後の沖縄における土地所有権をめぐる法制の外観』、沖縄開発庁、p13)と解される。土地所有権証明による権利認定を受けなかった土地があるとはいっても、確認がなされなかったという意味をもつにすぎず、所有権そのものを否定されるわけではない。そのため、権利認定を受けなかった土地であっても、私有地としての性質を失うものではない。
- 5 土地の地目が「墓地、社寺用敷地、霊地、聖地」等に属する場合には、当該不明土地の所在する市町村が管理を行っている。
- 6 沖縄県HP 市町村別所有者不明地集計表 平成24年3月31日現在<http://www.pref.okinawa.jp/site/somu/kanzai/zaicho/sityousonsyuukei.html>
- 7 沖縄県所有者不明土地検討委員会、2011年、『所有者不明土地問題』に関する意見報告書、p27
- 8 なお、平成13年には21件の裁判外での所有権確認、平成14年には28件の裁判外での所有権確認、平成15年には14件の裁判外での所有権確認による管理解除が行われている。これは、県が、平成13年から所有者発見のための実態調査を行い、物証や証明書がそろっている場合には、申請者からの所有者更正登記承認申請に対し、更正登記承諾書を交付するという方法を採用したことによる。平成13年度の管理解除面積は15,859.00㎡であり、平成13年度以降、管理解除面積は急増している。かかる変化は、訴訟外の所有権確認を推進するという県の方針返還によるものと考えられる。
しかし、後述のように、このような裁判外事件解決方法のデメリットも指摘されており、沖縄県所有者不明土地検討委員会による「所有者不明土地問題」に関する意見報告書が、訴訟による返還をすすめるのが適正としていることをふまえると、かかる変化は一時的なものにとどまると解することもできる。実際に、平成19年度には、訴訟外の所有権確認は1件と激減しており、管理解除面積も低下している。

- 9 平成24年3月31日現在、県管理の所有者不明土地1479筆727,121.08㎡のうち、549筆123,057.22㎡が粟国村に存在する（沖縄県HP）
- 10 沖縄県所有者不明土地検討委員会、2011年、「『所有者不明土地問題』に関する意見報告書」、p8
- 11 大坪稔、1994年、「沖縄の土地問題—特に所有者不明の土地と管理権との関係—」、『鹿児島大学法学論集』、29（1・2号合併号）：p65
- 12 沖縄県所有者不明土地検討委員会、2011年、「『所有者不明土地問題』に関する意見報告書」、p11
- 13 大坪稔、1994年、「沖縄の土地問題—特に所有者不明の土地と管理権との関係—」、『鹿児島大学法学論集』、29（1・2号合併号）：p72
- 14 沖縄県所有者不明土地検討委員会、2011年、「『所有者不明土地問題』に関する意見報告書」、p5
- 15 沖縄県所有者不明土地検討委員会、2011年、「『所有者不明土地問題』に関する意見報告書」、p13
- 16 我妻栄、1964年、『新訂 民法総則』、岩波書店、p99
- 17 沖縄県所有者不明土地検討委員会、2011年、「『所有者不明土地問題』に関する意見報告書」、p13
- 18 谷口知平・久貴忠彦、『新版 注釈民法（27） 相続（2）』、1989年、有斐閣、p646
- 19 柳勝司、1987年、「研究ノート 所有者不明土地所有権確認訴訟の事案の紹介と若干の検討（二）」、『琉大法学』40号：p90
- 20 沖縄県所有者不明土地検討委員会、2011年、「『所有者不明土地問題』に関する意見報告書」、pp17-22
- 21 第186回国会 東日本大震災復興特別委員会 第5号（平成26年4月16日（水曜日） http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/024218620140416005.htm
- 22 住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）[平成26年5月27日] p8
http://www.reconstruction.go.jp/topics/main-cat1/sub-cat1-15/20140527_kasokuka5_point.pdf
- 23 福島家庭裁判所、「震災復興事業における財産管理制度の利用に関するQ&A」 http://www.courts.go.jp/fukushima/vcms_lf/20130911.pdf

沖縄県におけるDV対策と現行法による対応

高 良 幸 哉*
TAKARA Kouya

要 旨

本稿は沖縄大学地域研究所「沖縄におけるDV，デートDVの基礎的研究とその防止」研究班の基礎研究の成果として、2014年改正DV防止法と沖縄県におけるDV対策の現状について検討し、デートDVに関する現行法上の対応、リベンジポルノ、同性間DVなど、DVをめぐる諸問題について検討を行うものである。

キーワード：domestic violence, spousal violence, gender, ドメスティックバイオレンス, DV防止法, ジェンダー

目次

- 一. はじめに
- 二. DV防止法の概要
- 三. 沖縄県におけるDV対策の現状
- 四. DVをめぐる諸問題
- 五. おわりに

一. はじめに

本稿は沖縄大学地域研究所「沖縄におけるDV，デートDVの基礎的研究とその防止」研究班の基礎研究の成果として発表するものである。現在、配偶者間・恋人間の暴力の発生は後を絶たず、沖縄県においては、全国平均に比べて、人口当たりのDV相談件数や保護命令の発令数が高い実態もあり、DV対策は沖縄県においても急務である。DVについては、法律の制度として配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下DV防止法）等によって対処がなされている。DV防止法は2001年に施行され、2004年の第1次改正、2008年の第2次改正を経て、DV防止法第3次改正法が2013年7月に公布され、2014年1月から施行されている。これらの改正では法律上の対処が可能な範囲、及び防止のための行政命令などが明文で規定され、あるいは拡大している。2014年の改正においては、内縁関係の

* 沖縄大学地域研究所特別研究員・中央大学通信教育部インストラクター kouyatakara@gmail.com

男女にまでその範囲が拡大されている。しかしながら、DVをめぐるはなおも未解決な問題も多い。現在「沖縄におけるDV、デートDVの基礎的研究とその防止」研究班において研究しているデートDVがその代表的なものである。デートDVは、広くは配偶者ではない交際相手間におけるDVをさすが、両者の間に内縁関係が認められない場合には、条文の文言上はDV防止法の保護が及ばない。しかし、デートDVをめぐる問題は学生間でも問題とされている¹ほか、問題が顕在化している。また、様々なライフスタイルが認められる中、同性間カップル間におけるDVもまた問題となる。本稿は沖縄県におけるDV対策、およびDV防止法改正をめぐる理論状況を概観し、これら現行法の文言上解決困難な問題について、現行の法律の解釈による対処の可能性を模索するものである。

二. DV防止法の概要

1. DV防止法の目的

DV防止法は2001年に施行された。DV防止法の目的は、「配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため」であり、女性がDVの被害者となるが多かったことや、女性に収入が無い、あるいは、男性に比べて低く、経済的に弱い立場に置かれることが多いなどを背景として、「配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている」との女性に配慮した文言が、上記目的とともに、特別に前文で記述されている。

なお、現状においてもDVの相談件数、検挙件数は男性から女性に対するものが大半を占めており、女性に対する暴力の問題として論じられることが多い。配偶者からの暴力については、内閣府調べのデータによれば²配偶者暴力支援センターへの相談件数は2002年度に35,943件（内、電話23,950件、来所11,035件、その他958件）から2013年度に99,961件（内、電話64,797件、来所30,060件、その他5,104件）と、DV防止法制定直後の2002年度から現在に至るまで3倍近くまで増加している。また、警察における暴力相談等の対応件数も2001年度の3,608件から、DV防止法制定後の2002年には14,140件と急増し、直近の2013年度には49,533件と、こちらも2002年度から3倍以上に増加している。

先に述べた通り、DVについては女性の相談件数が多く、2013年度には内縁関係を含む配偶者間の犯罪においても女性が被害者となっている場合が全体の92.7%を占める。ただし、男性の18.3%が配偶者から「身体的暴行」「心理的攻撃」「性的強要」といった暴力を受けたことがあるとのデータもあり、また、2013年の男性の警察への被害相談件数は3,281件であり、2010年までの相談件数は1,000件未満（なお、DV防止法施行時の2001年は55件）であったが近年急増している。これは、かつてに比べ、男性が被害を訴える状況が整備されてきたことによるものともいえよう。男性に対するDVについてもなおも潜在的な被害者がいると思わ

れ、被害女性の保護に加え、潜在的な男性被害者の保護も必要である。

かかる状況の改善策としては、DVを未然に防ぎ、あるいは、男女ともにDV相談をしやすい社会づくりを行うといった、教育・社会環境整備に加え、現状の法律制度の適切な運用が不可欠である。

2. DVの定義

DVすなわちdomestic violenceはいわゆる家庭内暴力と呼ばれていたものであるが、主に配偶者間の暴力を指し、広い意味の家族内暴力であるfamily violence³とは区別される概念である。DV防止法1条においては、「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの）」または「これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいい、「配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むもの」と定義されている。ここにいう暴力は、①生命・身体に対する物理的なもの、②これに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動といった物理力を伴わない心理的なものである。②の精神的暴力については2004年改正によって追加されたものであり、その他、この中には、配偶者の経済的な自立を妨げ、自身の支配の下に置く、経済的暴力⁴、性的自由を侵害する性的暴力⁵が含まれる。また、同居解消後においては、元交際相手の性的な画像や動画などを、ウェブメールやソーシャルネットワークサービス（SNS）等を通じて送信、頒布するリベンジポルノの問題も、DVの問題として理解される必要がある。

3. DV防止法の保護対象

DVとはDV防止法1条1項条文の文言上、配偶者間でなされる暴力であるが、広く一般的に用いられる用語としては「配偶者や恋人など親密な関係にある者から振るわれる暴力」を指す。DV防止法においては、DVの被害者として、配偶者から暴力を受けた者としており、ここにいう配偶者は、単に婚姻関係にある者のみならず、2004年改正により、「婚姻の届け出をしてはいないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者」、いわゆる内縁関係にある者が含まれることが明文で規定された。また、2004年改正によって、DV防止法の主な救済手段である保護命令制度の対象が拡充され、離婚ないし別居後の元配偶者も対象となった。加えて、2013年改正によって、事実上の婚姻関係にある者のみならず、同居する交際相手からのDVについても保護の対象とされている。とはいえ、同居していない交際相手間でなされる場合等の、いわゆるデートDVについては保護の対象ではなく、その他、ここにいう交際相手の中に同性同士の交際相手間のDVが含まれるのか等、なおも課題は多い。

4. 保護命令等

DV防止法によって定められる保護命令は、①接近禁止命令、②被害者への電話等禁止命

令、③被害者の子への接近禁止命令、④被害者の親族等への接近禁止命令、⑤退去命令の5つであり、これらの命令に反した場合、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金として、刑事罰の対象となる。保護命令は、警察署や配偶者暴力相談支援センターへの相談実績があるという前提のもと⁶、管轄の地方裁判所への申立てを行う⁷。

上述の保護命令のほか、DV対策に関する基本計画策定について各都道府県に義務付けるのみならず、2008年改正によって、各市町村に基本計画策定の努力義務を課し、その他、配偶者暴力相談支援センターの役割や機能の拡充など、DV被害者の保護のための対策がなされている。沖縄県においても、2006年に基本計画が策定され、2010年にはその改定がなされている。以下では、沖縄県におけるDVの現状及び、その対策について見ていく。

三. 沖縄県におけるDV対策の現状

1. 沖縄県におけるDVの現状

DV防止法制定後、沖縄県内においては、2001年11月5日に那覇地裁において初めてDV防止法に基づく保護命令が出されている。これは、子どもの学校からの帰宅が遅いことに腹を立て、被害者である妻に対し傷害を負わせた事案において、被害者が那覇地裁に保護命令の申し立てたものである。この事件において加害者である夫に対しては、那覇簡裁から罰金10万円の略式命令に加え、那覇地裁から2週間の退去命令、及び、被害者の居住先や職場への接近禁止の保護命令が発令されている⁸。また別の事案では、2002年8月12日那覇地裁沖縄支部において、DV防止法に基づく保護命令違反者に対する初めての判決が下されている⁹。本件は、元妻に全治2週間の傷害を負わせ保護命令における接近禁止命令6月を受けていた被告人が、2002年6月6日午後、具志川市の元妻宅を訪ね、無断で侵入したものである。本件被告人はDV防止法違反及び住居侵入罪に問われ、「被告人の暴力から逃れ、平穏な生活をしたくない思いで保護命令を申し立てた元妻に対する何ら配慮のない行動、法を軽視する態度は厳しく非難されるべきだ」として懲役10月、執行猶予3年を言い渡されたものである。現在沖縄県においてなされたDV事犯において判例集等に登載されている事案は見られないが、県内におけるDV事件は少なくない。

2013年度内閣府男女共同参画局データ¹⁰によれば、沖縄県におけるDV相談件数の総数は2,484件であり、沖縄県警まとめによるDV・ストーカー相談件数の2014年上半期（暫定値）は過去最多となっている¹¹。DVに関しては、2008年には人口当たりの保護命令件数が全国最多となったこともあり¹²、また、数字に表れていない潜在的な被害者も相当程度いることも考えれば、沖縄県において、DV対策は急務である。なお、2002年の沖縄県内のDV相談の件数は全国平均の2倍（夫婦間226件、内縁関係間54件）であり¹³、また、2005年度、人口10万人当たりのDV認知件数は全国3位（全国平均13.2件、沖縄県20.7件）であった¹⁴。また2005年度、人口10万人あたり保護命令件数は沖縄県は全国平均の3倍（全国平均5.8件、沖縄県15.7件）といずれも全国平均に比べ高率である¹⁵。DV相談に関しては、地域差があり、

県警の分析のように、県内の離婚率と失業率の高さがDV事案の多さに影響しているのではないかとの見方もある¹⁶。

沖縄県内の調査について、2001年のDV防止法制定時点のものとしては、那覇市が行った調査がある。この調査は20歳以上65歳未満の那覇市民から無作為に抽出した男女1500人（うち女性1000人）を対象に、2000年8月28日から9月10日までアンケート調査を実施、634人（うち女性484人）の有効回答を得たものである。ここでは、夫や恋人などがいるとした女性（443人）のうち、223人（50.3%）が何らかの暴力を経験している。また、22人（5.0%）は、医師の治療が必要となるほどの被害に遭ったとの結果が出ている¹⁷。

そのほか、沖縄県の調査として、「家庭内暴力に関する意識等調査」もなされている¹⁸。これは2004年女性573人、男性492人を対象として暴力を受けた経験や、家庭内における暴力に対する意識などに付いて調査を行ったものである。DVに関する意識としては、①「男性は外で働き、女性は家事・子育てをするものである」という考え方、②「男性の言うことを素直に聞き入れる女性が“良いパートナー”である」という考え方、③「しつけや教育のために、男性が女性をたたくのはやむを得ないことである」と言う考え方に対する賛否を尋ねたものである。このうち、①の価値観については、賛成（そう思う・どちらかというと思う）が33.1%（女性27.3%、男性38.9%）、②については16.0%（女性8.0%、男性24.5%）、③については1.6%（女性1.2%、男性2.0%）という結果である。いずれの意識においても男性のほうが高率であり、男性のほうがかかる価値観に肯定的であるとされる¹⁹。

2. 沖縄県における取組

沖縄県においては、前項のDVに関する調査のほか、DV防止法にのっとり、「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」が2006年3月に策定された²⁰。この基本計画においては、冒頭において「配偶者等からの暴力は、その形態の如何を問わず、重大な人権侵害です。被害者は多くの場合女性であり、男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。配偶者等からの暴力は、家庭内の問題や個人的な問題として潜在化しやすく、被害者への支援が必ずしも十分に行われてきませんでした。」として、その現状に対応するために、当該基本計画が策定されたと、その趣旨を述べている。

沖縄県の基本計画においては、4つの基本目標が掲げられている。基本目標は、①「配偶者からの暴力を防止する取組の推進」、②「被害者の保護のための体制整備」、③「被害者の自立を支援する環境整備」、④「関連施策の推進体制の強化と民間団体との共働」である。基本計画は、2014年に改定され、現状の対策に加え、新たな施策が策定されている。

この基本計画については、例えば①についてその内容を見てみると、ここでは「人権教育・啓発活動の推進」として、「高校生への講習会の実施」や「一般県民に対する広報啓発の実施」がなされているが、これについては、「人権を尊重し合う教育、啓発」を課題として、人権教育や広報啓発のさらなる充実に取り組むことが示されている。その他、「地域における活

動」として、DV防止法でも努力義務を定めている「市町村基本計画」策定や、「支援者への研修の充実」、地域に根差した活動をしている「民生委員・児童委員、人権擁護委員の活用」等が計画されている。また、被害者支援のみならず、「加害者対策への取組」として、加害防止のための広報啓発・教育、加害者の更生のための環境整備の検討等が盛り込まれている。その他、②③④の基本目標についても、それぞれ現状なされているDV防止のための教育・広報啓発活動、及び、被害者の救済・自立支援、加害行為の再発防止のための環境や制度の整備に関して、現在の取組を充実させる形で、今後の制度設計が示されている。

3. 市町村における取組

前項の沖縄県のDVに関する基本計画が2012年に改定された時点においては、市町村独自の基本計画は未策定のままであったが、2014年9月現在においては、那覇市、名護市、竹富町の3つの自治体においてDVに関する基本計画が策定されている²¹。

那覇市の例を見ると²²、那覇市では「那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」が2013年3月に策定され、同年8月に施行されている。この基本計画は「この計画は、国のDV防止法第2条の3第3項に基づく「市町村における基本計画」であり、DV被害者の安心と安全に配慮し「加害者にも、被害者にも、傍観者にもならないために、総合的なDV対策を積極的に推進すること」を目的に策定されている。この基本計画は、①「DVを許さない社会づくりの推進」、②「被害者の早期発見及び相談体制の充実」、③「被害者の安全確保と支援体制の充実」、④「関係機関との連携・協力」を基本目標としている。①については、教育・啓発活動によるDV防止のための意識啓発、②については、医療・教育機関、地域の民生委員等との連携によるDVの早期発見のための体制の整備、DV相談体制の整備、③については被害者の安全確保や被害者の個人情報保護、被害者の自立支援を施策の骨子としている。④については市役所の庁内における各部署間の連携、警察署や沖縄県立女性相談所など、庁外の関係機関との連携の強化を基本的な方針としている。いずれも、沖縄県の基本計画に準じる内容ではあるが、那覇市の基本計画においては、デートDVについても「中学生・高校生・大学生等の交際中の男女間におけるDVもあります」との言及があり、また、今後の施策として「性的マイノリティを含め、さまざまなケースを認識しその対応について取り組みます」との文言が記述されるなどの独自性も見られる。なお、性的マイノリティに関しては、同性カップル間も保護命令の対象となることが明示されている。このような基本計画とは別に、その他の各自治体においても、講演会や意識調査、シンポジウムの開催等の取組はなされている。

4. 未対応の問題

以上のように沖縄県においてはDV防止法とそれに沿った基本計画に基づき、DV防止と被害者・加害者それぞれに対応する施策がなされ、あるいは検討されている。しかしながら、

本基本計画はあくまでDV防止法上という「配偶者」等を対象として考慮されたものである。DV防止法の改正により、その対象は法律上の婚姻関係にある者、事実上の婚姻関係にある者のみならず、同居の交際関係にある者にまで拡大されたが、同居の交際関係に至らない交際関係にある者の間における暴力、デートDVについてはその対応は不十分である。上記のような基本計画に基づいた施策のうち、DVを未然に防止する意識改革に結びつく、教育・広報啓発といった活動は、その防止についても影響を与えうるであろうが、法律上・制度上の救済は定められていない。これは、基本計画が基礎に置くDV防止法においても同様である。以下ではこのようなデートDVに関する法律上の救済の可否に加え、DVについて現在問題となっている諸論点についても言及する。

四. DVをめぐる諸問題

1. デートDVをめぐる問題

(1) 沿革

デートDVとは、婚姻関係あるいは事実上の婚姻関係にない交際相手間における身体的・精神的暴力である。その一部については、2013年のDV防止法改正によって、同居中の交際相手間に限り保護の対象となっており、保護命令規定など、配偶者間における保護のための制度が準用されることになっている²³。現在、デートDVにおいてとりわけ問題となるのは、本改正後も法の間隙となっている、同居関係にない交際相手間の場合である。これは、例えば親元に暮らす中学生・高校生や大学生のような若年層においても問題となりやすく、未成年者の保護の観点や、DV加害者を更生し、さらなるDVの発生を抑止するという観点からも対応の必要があると思われる。デートDVをめぐるのは、交際期間中の暴力や暴言に加え、交際終了間際の暴力や、交際終了後の元交際相手からのストーカー被害、報復・脅迫的行為として、交際期間中に取得した元交際相手のわいせつな画像・動画等をインターネット等を介して頒布する、リベンジポルノの問題などが生じている。この点「デートDVは双方が若く、衝動的になりやすい。被害者が身を守るすべを知らない分、手厚い支援が必要」とする見方もある²⁴。しかし、現行法の文言上はあくまでも「生活の本拠を共にする者」への準用に限られており、同居の実態のない交際相手間においては、その他の法律による救済も検討する必要がある。

(2) 刑法的アプローチ

DVは身体的・精神的暴力であるため、かかるDV行為そのものは刑法典上の構成要件に該当しうる。実際に挙げた沖縄県における保護命令に関する2つの事例について見ると、2001年11月5日の保護命令の事案については、DV行為の実態とされた傷害行為については傷害罪として現行犯逮捕され、保護命令とは別に那覇簡裁から罰金の略式命令を受けている。その他、性的暴力のDVについては、当該行為は相手側の同意に基づかない性行為であるため、強姦罪ないし強制わいせつ罪の構成要件に該当しうる。精神的暴力としてのDVに関し

ては、有形力を伴わない行為であっても傷害結果を生じさせる場合は傷害罪を構成しうるものであり²⁵、また傷害にはPTSDのような精神疾患も含まれる²⁶ことを考慮すれば、精神的DV行為それ自体を刑法上の罪と見ることが可能な場合もあろう。かつて、配偶者間や交際相手間においては、重大な事件に至らない行為については、介入に消極的な実務運用がなされていた。この点、デートDVを含むDV事犯についても刑法の適用を適切に行った場合、これらの行為について一定の抑止効果も得られよう。

しかし現にDVがなされている場合、刑法の適用のみで、DV防止法の間隙に対処できるかには疑問がある。被告人に科された刑罰が懲役刑であった場合のように、一定期間の身柄の拘束を伴う場合は別段、そうではない場合、刑の執行後、加害者が被害者に接近する危険性が残る。DV被害者と加害者との接近が、被害者に心理的な負担を与え、さらにDVの再発に至る場合も想定しうるのである²⁷。

ここで、DVにかかる罪の構造を見ると二段階に分かれ、第一は上記のようなDV行為そのものであり、第二にはDV防止法がその対象とする保護命令に対する違反行為である。DVの犯罪化を考慮する際、その保護法益は刑法典上の個人に対する罪のそれとは異なり、「親密圏におけるカップルにおける生命・身体・自由」であると考えられてきたとされ²⁸、少なくとも第二の行為については、両者の「親密圏」（あるいは「依存性」「支配性」）のような特別な関係性に鑑みDV犯罪というDV防止法独自の犯罪類型と見ることができる。だが、第一行為であるDV行為そのものについて、「親密圏」のような特別な関係性を現行刑法上の犯罪の保護法益に取り込むことはできない²⁹。確かにデートDVのような事例についても「親密圏」のような特別な関係性が存するともいえるが、これはあくまで刑法上の評価とは異なる種類の行為にかかるものである。デートDVのようにDV防止法の適用の無い行為について、刑法上特別な考慮を行い、DV犯罪を現行刑法上の規定に読み込むことはできない。やはり、特別法による補完を試みるべきである。

(3) 特別法からのアプローチ

デートDVに関する規制としては、ストーカー行為等の規制等に関する法律（以下ストーカー規制法）による規制が考えられる。ストーカー規制法は、「特定の者に対する恋愛感情その他の好意の感情又はそれが満たされなかったことに対する怨恨の感情を充足する目的で、当該特定の者又はその配偶者、直系若しくは同居の親族その他当該特定の者と社会生活において密接な関係を有する者」に対し、つきまとい行為などストーカー規制法2条1項各号に規定される行為を行った場合、各行為に対する禁止命令の発令等など対応が可能である。ただし、DV防止法上の保護命令のように、加害者からの接近を未然に防ぐものではなく、つきまといをはじめとした2条1項1号から同4号までは「身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限る」のであって、「DVの防止」という観点においては、やはりDV防止法に比べ実効性が低い。結局のところ、DV被害者においては、加害者の接近という心理的負担と、

報復的行為を受けるリスク、また復縁によるDV再発のリスクについては、ストーカー規制法による対処は困難である。実際に重大な被害が発生した場合、ストーカー規制法の対処は遅きに失するのであり、交際終了後のDV加害者が被害者に接近する事例が少なくないことに鑑みれば、そのリスクも低くないのである。

以上の点に関して、デートDVに対して現行法上の対処は一定程度可能である。しかし、刑法の予防効果、ストーカー規制法の事後的な対応によって補完できない行為、すなわち、刑の執行後の行為であり、かつ、ストーカー規制法2条1項の行為に至る以前の接近行為については、なおも法の間隙があり現行法による規制は困難である。

2. リベンジポルノ

現在、元交際相手、元配偶者への報復等を目的として、その者の性的な画像を頒布するリベンジポルノが問題となっている。DVにおいては交際関係等の終了後の加害行為も問題となるため、リベンジポルノについても検討する必要がある。リベンジポルノについては、第187回国会において、私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案（リベンジポルノ防止法）が2014年11月19日に参議院本会議において可決され成立した。リベンジポルノはインターネットの発達によって問題が顕在化し、加害者が被害者の写真等を撮影する場合に加え、携帯電話・スマートフォンなどによって自ら自身のわいせつな画像を撮影し、SMS（ショートメールサービス）で送信したり、SNS等にアップロードすること（いわゆるセク스팅（sexting））³⁰が容易になったことも要因として深刻化している。

第187回国会で成立したリベンジポルノ防止法³¹は、「私事性的画像記録の提供等により私生活の平穩を侵害する行為を処罰するとともに、私事性的画像記録に係る情報の流通によって名誉又は私生活の平穩の侵害があった場合」において「個人の名誉及び私生活の平穩の侵害による被害の発生又はその拡大を防止すること」を目的としている。ここにいう「記録」とは、①性交又は性交類似行為に係る人の姿態、②他人が人の性器等（性器、肛（こう）門又は乳首）を触る行為又は人が他人の性器等を触る行為に係る人の姿態であって性欲を興奮させ又は刺激するもの、③衣服の全部又は一部を着けない人の姿態であって、殊更に人の性的な部位（性器等若しくはその周辺部、臀（でん）部又は胸部）が露出され又は強調されているものであり、かつ、性欲を興奮させ又は刺激するもの、が記された写真・電磁的記録を意味し、かかる「記録」を「第三者が撮影対象者を特定することができる方法」で提供することが構成要件となっている。

本法にいう記録は刑法175条のわいせつ物頒布罪にいうわいせつ物よりもむしろ、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（いわゆる児童ポルノ法）における児童ポルノの定義に近く、客体性はより広く解されている。これは「第三者が撮影対象者を特定することができる」ことで撮影対象者の「名誉及び私生活の平穩」に対し深刻な影響を与えることが影響していると思われる。刑法175条のような「善良な風俗」といっ

た社会的法益への侵害に至らないような性的な描写であっても、その提供が被害者の個人的法益を侵害する罪を構成するのである³²。この法律の成立により、刑法176条によっては捕捉できなかったリベンジポルノに対応が可能となり、DVの一環としてなされた、ポルノを用いた報復・脅迫行為に対する規制が期待される。

3. 同性間のDV

現在、ライフスタイルの多様化により、同性間の交際関係が社会的に認知されてきている。我が国において、同性婚ないし「法的に承認されたパートナーシップ関係」であるシビルユニオン（civil union）が制度化される見通しは現在立っていない³³が、ドメスティックパートナーとして、事実上の婚姻関係にある同性同士の関係は見られる³⁴。日本国憲法24条をはじめ、現行法上の婚姻関係は異性間の関係を前提とするものであるが、婚姻に類似する事実上の関係性がある以上、同性間においてもDVがしばしば問題となる。

那覇市の基本計画においては、同性カップル間におけるDVも保護命令の対象となる旨、明記されている。DV防止法においては、事実上の婚姻関係にある者には保護命令の適用があり、住居を共にする者にはこれが準用される。本法は、法律上の婚姻関係にある者に対象を限定していないことからすれば、事実上の婚姻関係や同居の実態のある交際相手間にも本法の保護命令を適用することを否定する理由はない。とすれば、那覇市の基本計画が明示するように、同性間DVに対してもDV防止法の効力が及ぶものといえよう。実際に、県内の事案ではないが、同性間DVについて地裁が保護命令を発した事例も存する³⁵。

同性間DVについては、DV防止法の保護命令の適用は可能ではあるが、性的マイノリティに対する権利保障は十分ではなく、その被害は異性間DVに比べ顕在化しにくい³⁶。そのため、同性間DVについては、DVを未然に防ぐ教育・広報啓発活動とともに、性的マイノリティに対する権利保障の拡充を含めた制度改革と合わせ、さらなる検討が必要である。

五. おわりに

以上、沖縄県におけるDVの現状およびデートDVなどのDVをめぐる諸問題について検討を行った。沖縄県は全国平均に比べて、DV被害が高率の状況にあり、その対処は急務である。DV防止法の2013年第3次改正によって、DV被害者に関する保護の可能性が拡大した。しかし、本法の間隙として存するデートDV事例など未解決の問題も多い。DVにおいて、被害を防止しあるいは被害者の救済のためには、法の解釈による保障に加え、やはり間隙を埋める新たな立法についても、今後さらなる検討の必要がある。また、DVの無い社会を作るためには、行政や民間が協働し、県民の意識改革が重要となる。そのためには法的地のみならず、社会福祉の見地からの実地研究が、その基礎として重要な意味をもつ。この点については、「沖縄におけるDV，デートDVの基礎的研究とその防止」研究班におけるその他の調査研究に譲りたいと思う。

注

- 1 沖縄大学におけるデートDV調査としては、西村愛里「大学生のデートDVの実態（1）—沖縄大学学生へのアンケート調査における被害・加害の実態—」地域研究12号57頁、同「大学生のデートDVの実態（1）—沖縄大学学生へのアンケート調査における被害・加害の実態—」地域研究13号167頁がある。
- 2 内閣府男女共同参画局ホームページ「「女性に対する暴力」に関する調査研究」<http://www.gender.go.jp/e-vaw/chousa/index.html>（2014年11月25日現在）参照。
- 3 family violenceは家庭内で振られる暴力を指し、配偶者間のみならず、親子間、兄弟姉妹間の暴力も含む。近時問題となる児童虐待もこの類型に含まれる。
- 4 例えば生活費を過剰に制限すること等。
- 5 例えば配偶者間の性行為を強要等。
- 6 これがない場合は、相手方からの暴力を受けた状況等所定の事項を記載した「宣誓供述書」を公証役場で作成し、申立書に添付する。
- 7 これらの手続きに関しては、福島正行・森鍵一「東京地裁及び大阪地裁における平成25年改正DV防止法に基づく保護命令の運用」判例タイムス1395号5頁等参照。
- 8 『沖縄タイムス』2001年11月6日朝刊1集1頁参照。
- 9 那覇地沖縄支判平成14年8月12日判例集未搭載。『沖縄タイムス』2002年8月12日夕刊1集5頁、琉球新報ホームページ（2002年8月13日）「保護命令違反の元夫に有罪/DV防止法で県内初判決」<http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-103805-storytopic-86.html>参照。
- 10 内閣府男女共同参画局ホームページ「配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数等」参照。
http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/violence_research/soudan.html参照。
- 11 琉球新報ホームページ（2014年9月9日）「DV・ストーカー被害最多 県警まとめ」
<http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-231321-storytopic-1.html>参照。
- 12 琉球新報ホームページ（2008年2月17日）「増えるDV 二次被害だけは避けよ」
<http://ryukyushimpo.jp/news/storyid-31417-storytopic-11.html>等参照。
- 13 『沖縄タイムス』2003年2月8日朝刊1集31頁参照。
- 14 『沖縄タイムス』2006年7月6日朝刊1集27頁参照。
- 15 『沖縄タイムス』2006年8月24日朝刊1集25頁参照。
- 16 前掲注）13参照。
- 17 沖縄県ホームページ「沖縄県配偶者等からの暴力防止及び被害者支援基本計画」
<http://www.pref.okinawa.jp/site/kankyo/heiwananjo/danjo/21056.html>参照。
- 18 前掲注）17参照。
- 19 先の2001年11月5日の保護命令事案においても、加害者である夫は「妻を殴って、なぜ悪い」と述べていたとされる。前掲注）8参照。

- 20 前掲注) 17参照。
- 21 都道府県・市町村における配偶者暴力防止法に基づく基本計画の策定状況について(平成26年9月現在:681市区町村) http://www.gender.go.jp/e-vaw/law/pdf/kihon_shi.pdf (2014年11月25日現在)。
- 22 那覇市ホームページ「「那覇市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」策定について」
<http://www.city.naha.okinawa.jp/kakuka/heiwadanjyo/center/h25DVbousikihonkeikaku.html>参照。
- 23 2013年改正DV防止法が施行された2014年1月から同年4月末までに、全国の裁判所において発せられた保護命令は51件に上る。『沖縄タイムス』2014年6月29日朝刊1頁。また、「同居」の事実が認定される同居期間は明確ではなく、法適用にはばらつきも指摘されている。『沖縄タイムス』2014年6月29日朝刊28頁。
- 24 これを紹介するものとして、『沖縄タイムス』2014年1月29日朝刊18頁。
- 25 最決平成17年3月29日刑集59巻2号54頁。
- 26 最決平成24年7月24日刑集66巻8号709頁。
- 27 DV被害者は共依存的傾向が強いと指摘もある。野口康彦「大学生カップル間におけるデートDVと共存に関する一検討」山梨英和大学紀要8号105頁。また、デートDV被害者の心理的プロセスを研究として、武内珠美・小坂真利子「デートDV被害女性とその関係から抜け出すまでの心理的プロセスに関する質的研究—複線経路・等至性モデル(TEM)を用いて—」大分大学教育福祉科学部研究紀要33巻1号17頁。被害者自身が加害者への依存性を克服できていないような事例においては、両者の接近がDVの再発に結びつくような場合も想定しうる。
- 28 島岡まな「DV罪の保護法益と刑事規制:フランス刑法を参考として(小特集 DV問題の諸相)」法律時報86巻9号73頁を参照した。なお、島岡はDVの本質を「差別」「非対称性」「支配」と見て、DVの大元となる「差別罪」を「人間の尊厳」を保護法益として犯罪化することを主張しており、かかる法益の理解とは主張を異にする。
- 29 例えば刑法204条について、同一条文内に傷害罪とDV傷害罪という異なる二つの犯罪類型を認めることとなり不当である。仮に、DV事犯において当該法益を取り込むとしても、これをもって、DV事案について刑を加重するような法運用は許されない。
- 30 我が国のみならず、米国などでも問題となっている。AFPBBニュースホームページ「普遍化する10代の「セクスティング」、リスク周知でも米国」
<http://www.afpbb.com/articles/-/3028612> (2014年11月25日現在)。
- 31 第187回国会衆法17「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律案」参照のこと。
- 32 この点、児童ポルノ規制が、児童個人の権利を害するがゆえに特別な規制がなされている点にも類似する。児童ポルノ規制の保護法益については、拙稿「児童ポルノの単純所持規制に関する考察」比較法雑誌48巻3号(2014年12月刊行予定)参照。

- 33 同性婚のような問題には、道徳観等も関わるとして慎重な意見が根強い。たとえば第171回国会衆議院法務委員会会議録第4号平成21年04月03日（稲田朋美）。
- 34 第183回国会衆議院法務委員会会議録2号平成25年3月15日（西根由佳）では、高度人材優遇措置の議論の中で、同性配偶者への言及が見られる。
- 35 『日本経済新聞』2010年9月31日夕刊16頁。事実上の婚姻関係にある同性パートナーから暴行を受けた被害者の申立を受けて、2007年地方裁判所が保護命令を発令した事案である。なお、本事案についていずれの地方裁判所によるものかは明らかではない。
- 36 「同性カップルは社会的に孤立していることも多く、DV被害があっても顕在化しにくい傾向がある」との見解もある。前掲注35)で精神科医平田俊明の見解として挙げられている。

電子記録債権制度と約束手形 —とりわけ裏書の方式としての法人の署名について—

仲宗根 京 子*

Electronically recorded monetary claims system and the promissory note —through reconsideration of the signature of the corporation as the form of the endorsement of the promissory note—

NAKASONE Kyoko

要 旨

IT化の進展に伴い、民法や手形小切手法が定める既存の債権概念が様々な課題に直面してきた中、「電子債権法」の制定に先立ち、日本政府は、2004年から2005年3月末まで「沖縄電子手形実証実験」を行った。このプロジェクトは、手形の電子化等を可能とする「電子債権法」の制定に大きな推進力を与え、当初より中小企業による活用が広く見込まれていたが、沖縄県における汎用化の速度は、思ったほど早くはなかった。本稿では、未だ用いられている手形の内、約束手形の問題点の1つである法人の裏書の方式としての署名について従来からの議論を整理してみたい。

キーワード：手形裏書、法人の署名、電子記録債権制度、債権の電子化

Abstract

Prior to enactment of the Electronically Recorded Monetary Claims Act, the Japanese government conducted the “Okinawa Electronic Negotiable Instrument Empirical Experiment,” which began in 2004 and concluded in March 2005. This Project provided considerable impetus for the establishment of electronic monetary claims, whose use by small and medium-sized enterprises was extensively anticipated from the outset, but practical application in Okinawa did not proceed as quickly as expected.

This paper seeks to reanalyze the long-standing debate over corporate signatures as a method of endorsement, an issue raised in regard to promissory notes which are still in use in business.

* 沖縄大学地域研究所特別研究員、沖縄大学法経学部非常勤講師、
中央大学大学院法学研究科 博士課程後期課程在籍

目次

- 1 電子記録債権制度について
- 2 沖縄県での実証実験におけるアンケート結果
- 3 約束手形の裏書の方式としての法人の署名について（最高裁昭和41年9月13日判決の概要と判例通説の立場）
- 4 まとめ

1 電子記録債権制度について

IT化の進展に伴い、民法や手形小切手法が定める既存の債権概念は様々な課題に直面してきた。政府は、課題解決の1つの手段として、「電子債権法」の制定による電子記録債権制度の創設^(注1)を目指した。

電子記録債権制度は、事業者（特に中小企業）の資金調達の円滑化等を図るべく、取引の安全を確保するための権利内容・帰属の可視化、善意取得・人的抗弁の切断等を手当てしている。電子記録債権は、手形・指名債権（売掛債権等）の問題点を克服した新たな金銭債権であって、手形・指名債権を電子化したものではない。電子債権記録機関の記録原簿に電子記録することが、電子記録債権の発生・譲渡及びその効力発生の要件である。

電子債権記録機関は、記録原簿を備え、利用者の請求にもとづき電子記録や債権内容の開示を行なうこと等を主業務とする、電子記録債権の「登記所」のような存在で、主務大臣の指定を受けた専門の株式会社である。

2 沖縄県での実証実験におけるアンケート結果^(注2)

このような要請の下「沖縄電子手形実証実験」（2004年～2005年3月末）が沖縄県内で行われた。前述のように、手形については、経済活動のIT化が急速に進展する中、「紙」であることによる事務負担やコストの大きさによる利用減少が指摘されていたという。アンケート及びヒアリングによれば、60%に近い企業が印紙税の負担を指摘したほか、紛失・盗難リスクや地理的・時間的制約に関する課題についても、多くの企業が指摘したことで、これを裏づけた。

手形の問題を解消するために開発された手形レス商品については、その方向性について一定の評価を得ているものの、指名債権であることにより発生する課題もあり、完全には手形の代替手段として認識されておらず、電子債権法制の整備により、電子債権を活用した手形の機能を完全に代替するようなサービスの実現が望まれていた。

企業のメリットとしては、資金調達手段の多様化・迅速化、分割譲渡が可能、印紙税が課税対象外になる、ペーパーレスで現物管理・期日管理が不要、手形発行（作成）・交付・受取等に係るコスト削減、過去の取引履歴を参照可能、支払データの作成により大量データの登録が可能、パソコンが1台あれば利用可能、というように事務効率化・コスト削減の他、盗

難リスク・紛失リスクがなくなることがある。

金融機関のメリットとしては、運用手段の多様化、割引処理の集中化、利用企業の資金繰を把握できる、振出情報を仮登録し後で権限者が決裁することが可能、手数料の確保（フリービジネスの機会拡大）といった点が挙げられる。

今回の調査対象であった電子手形サービスについて、参加企業へ利用した感想についてヒアリングした結果、電子手形サービスを今後も利用したいとした企業が約56%（うち条件付きで利用したいとした企業が約46%）と、利用したくないとする企業（約16%）よりも約40ポイント多かった（その他は無回答）。ただし、条件付きで利用したいとした企業の大半が、電子手形サービスについて一定の普及が見込まれて利用対象が広がることが利用継続の条件との意見を述べている。さらに、実際に電子手形サービスを利用した企業に対して、今後の電子手形の普及予測を調査したところ、「大半の企業が利用する」や「かなりの企業が利用する」といった回答が約58%を占めており、「それほど利用されないと思う」の約21%を大きく上回る結果となった。電子債権制度を創設し安定的に手形機能を代替する電子的な金融サービスが提供されることについて、事業会社のニーズが極めて高いことが明確となった。

他方、その法的安定性の高さやこれまで幅広く利用されてきたという実績から、手形を利用していると回答した企業も多かった。そのうち、回し手形として手形を裏書譲渡する企業が35%、早期資金化の目的で手形割引をする企業が半数以上にのぼるなど、依然として企業間信用における重要な位置付けを占めているとともに、ファイナンスや支払の手段として有用であると認識されていることも確認できた。

以上のアンケート結果から、手形の機能を残しつつも、「紙」であることの障害を解決するような施策の実現が望まれていることが明確となった。

沖縄県県、地元銀行、地元企業等が多数参加したこのプロジェクトは、「電子債権法」の制定（2007年6月成立、2008年12月施行）に大きな推進力を与えた。

電子記録債権制度は、当初より中小企業による活用が広く見込まれていたが、沖縄県における汎用化の速度は、思ったほど早くはないようである（前述アンケート結果、参照）。

そこで、本稿では、未だ用いられている手形の内、約束手形の問題点の1つである法人の裏書の方式としての署名について従来からの議論を整理してみたい。

3 約束手形の裏書の方式としての法人の署名について（最高裁昭和41年9月13日判決の概要と判例通説の立場）

3-1. 事実の概要及び判旨^(注3)

上告人Xは、訴外Aが被上告会社Yへ振出した約束手形の所持人である。同手形の第一裏書人欄には、被上告会社の商号、所在地、電話番号が記載され、同会社員のほか、当該会社の代表者印が押印されていた。Xは満期に同手形を呈示したがAに支払を拒絶されたため、裏書人Yに対して支払請求した。

しかし、本件手形の裏書人欄には、裏書人の表示として単に「福知山市京町××番地Y株式会社電話二八一〇番」とする記名判と上記会社印、及び代表者印が押印されているだけで、Yの代表者の署名も、それに代わる記名捺印もなされていなかった。Xは、上記表示もYの裏書として何ら欠けるところはないと主張したが、第一審および原審とも、Xが敗訴し、Xが、手形法13条2項の署名として要求されている法人の手形行為における記名捺印とは、法人名と法人各印のみであって、法人の代表機関の署名または記名捺印は要求されていない、として本訴を提起したが、上告が棄却された。

判決理由を要約すると、以下のようになる。

手形を裏書譲渡する際に必要とされる、手形への裏書人の「署名」（手形法13条、77条1項1号）は、裏書人が会社その他の法人である場合には、当該法人の代表機関が法人のためにすることを明らかにして自己の署名をすることを要するものと解するのが相当である。なぜなら、法人はその機関たる地位にある自然人と別個の人格を有するが、代理の場合と異なり、機関の法律行為を離れて別に法人の法律行為があるわけではなく、法人が裏書人である場合における法人の署名とはその機関の地位にある自然人の署名をいうものと解されるからである。本件約束手形の第一裏書欄には裏書人の表示として、福知山市京町××番地Y株式会社と記載され、右会社印および代表者印が押捺されているだけで、その代表者の自書または記名捺印がないというのであるから、右裏書欄にYの署名があるということができず、右裏書はYの裏書としての効力を生じない旨の原審の判断は正当である。

3-2. 判旨の検討及び学説の諸相

手形行為においては、裏書人の署名が要求されている（手形法75条7号、13条1項）。法人の場合における「署名」方法として、代表者の自署またはそれに代わる記名捺印が、必要か否かが問題となり、当該判例は必要説にたつものである。これは、従来からの判例^(注4)及び多数説を踏襲したものであった。

法人が手形行為をする場合における署名の方式については、法人の代表機関が、法人のためにすることを明らかにして、自己の署名または記名捺印をすることを必要とし、代表機関が単に法人の名称を記載して法人の印象を押印するのみでは足りない、とするのが多数説であり本判例もこれに依拠するものである。

必要説^(注5)の理由とするところは、①実定法上、代表機関の行為については代理の規定が適用されること^(注6)、②署名は身体的動作を基本とするので、法人の場合にはそのような動作をなしえる自然人である機関又は代理人を手形上に表示する必要があること、③署名（記名捺印を含む）が適法な代表機関により行われたかを手形面の記載のみで識別できるようにするためには代表機関又は代理人の署名が必要であること^(注7)、④直接法人名義の記名捺印等による手形行為を認める実益はない、⑤法人印の取り扱いを慎重にする意義がある、などである。

これに対して、法人名義の記名捺印のみが為されていても手形行為の有効要件を満たすとして機関方式による手形行為を法人についても認める許容説は、(ア) そもそも人は一般に他人を表示機関として自署を代筆させることができるものであり、法人実在説の立場にたつと、法人も社会的活動の単位として認められた存在体であって自ら手形行為能力を有する、と解すべきこと、更には、(イ) 法人実在説と自署の代行を肯定する立場を前提として、一歩進めて、会社名の記載の下に社長印または社名印のみ押捺されている場合も、会社の署名として有効だと解する説もあり^(注8)、同旨の判例もあった^(注9)。

3-3. ①について

(1) 諸説と法人実在説との関連性

そもそも、法人実在説からは、当然(ア)の結論しかとり得ないのであろうか？

確かに、肯定説のように解すると法人実在説と相容れないのではないかと、この疑問もあり得るであろうが、この点大隅教授は、「法人が行為能力を有するというのは、法人格を付与される社会的存在としての法人の実体が自然人と同様の仕方で行うとするのではなくして、法人の機関構成者の一定の活動が、法の見地から、法人の行為として評価されるという意味に外ならない。そして法人の機関構成者の活動が、いかなる場合に、法人の行為として評価されるかは、実定法の定めるところによって決するほかなく、実定法上は代表も代理の規定に服するものとされている以上」として①の理由を導かれる。

従って、法人実在説を前提としても、肯定説否定説いずれかが論理必然的に決まるものではない、と解される^(注10)。

(2) ①の主張について

しかしながら、①で述べられている「代表機関の行為に代理の適用をすべき」とされる事項は、例えば、行為者の権限の有無や範囲、手形行為における意思表示の瑕疵・欠缺など、ひとたび行われた代表行為の効力に関する規律などが典型であり、法人の署名行為について、法はいかなる形式を許容するものか？という問題意識((イ)はこれに属する問題意識であろう)とは、次元を異にしていると考える。

そもそも、「法人」としての会社は、社会に有益な仕組みとして法的に承認されたゆえに、独自に法律行為を為し、その行為の効果が法人自体に帰属し得る存在である事から考えても、現行法が規律を明確に規定していない事柄については、法人制度を認めた政策的理由、及び他の法的利益との調整の観点から、政策的に判断していく事が望ましいのではないだろうか？

つまり、「法人の法律行為」と言い得る方式には、いかなる形式までを認めていくべきか？を検討し、その次の段階で、代表機関が法人の行為として法律行為をなす方式として、現行法はどのような方式まで認めているのか、という問題意識を検討するべきではないだろうか。いかなる方式でいかなる法律行為をなし得るかは、大隅教授の言葉を拝借すると、正に「法

の見地から、法人の行為として評価されるという意味に外ならない。」^(注11)、ということである。

3-4. ②について

2のように考えてくると、②のような自然観測的な理由で、自然人としての代表機関の行為を要求することは、説得力に欠けると考える。

この点、まずは、現行法からは規律が導き出し難いときに初めて、政策的観点からの問題意識、如何に解するべきか、という判断が許されるであろう。

そこで、改めてみると、この問題について、現行法（手形小切手法13条、75条7号、1条8号）および代表機関の行為についての各規定は、この問題について述べていないと解される。

結局、政策的観点からの理由づけ③の合理性が両説の鍵を握ると解される。

3-5. では、その政策的理由を如何に解するべきであろうか？

(1) ④について

④については、そもそも「法人」としての会社は、社会に有益な仕組みとして法的に承認されたゆえに、(a)「法律行為を為し」、(b) その法律行為の効果が法人自体に帰属し得る存在であり、多忙な代表機関に代わって他の被用者が代表行為を「代行」する必要性が認められるので、認める実益がないというのは行き過ぎである。実質的に考えても、適法な権限を持った代表機関が、会社名を記載し会社印を押捺したことが明らかな場合に、代表者の自書又は記名捺印がないだけで会社は責任を負わない、とすることには疑問である^(注12) また、本人が自然人の場合には代理人が機関方式で手形行為をなしえることとの比較でいっても、法人の代表機関が代行形式では行い得ないということは説得的ではないと解される。反対説のうちの(イ)も、以上の理由を前提とする立場と解される。

(2) ③について

他方で、転々流通する手形の性質上、高度に取引の安全が保証されるべきであるから、③署名（記名捺印を含む）が適法な代表機関により行われたかを手形面の記載のみで識別できるようにするためには代表機関又は代理人の署名が必要であること、と解することにはそれなりの理由はあるといえる。現実に手形行為を為した責任者を手形面上に示して明らかにすることで、偽造や代表権の欠缺に関する争いを防ぐからである^(注13) と主張される。

しかしながら、手形面上は適法な代表者の署名と外観上見えるものであっても、その代表者によって署名が為されたことを推測させるにすぎず、そうであるならば、(ア)の法人の記名捺印があるにすぎない場合でも、適法な代表機関によってなされたであろうとの一応の推定が働くのではないかと、との反論がある^(注14)。

もっとも、手形面に行行為者と推定される者の名前が示されている方が、偽造や代表権の欠

欠に関する争いを解決する糸口となり易いとは言えるであろう。

結局のところ程度問題であり、企業活動における需要と取引安全との調和の観点から考える政策的な問題であると感じる。

(3) ⑤について

また、⑤法人印の取り扱いを慎重にすることは、法人印について法律上特別な取扱いがなされておらず、必ずしも慎重になされていない一般的な実情を考えると、法人自身の利益にも資する、と主張される。

しかしながら、前記(二)の結論のとおりであり、更に、押印の問題は各国の法制度や慣習により多分に異なった取り扱いがあり慎重を要するであろう。

4 まとめ

本稿でとりあげた、政府、沖縄県、地元銀行、地元企業等が多数参加したこのプロジェクトは、手形の電子化等を可能とする「電子債権法」の制定(2007年6月成立、2008年12月施行)に大きな推進力を与えるとともに、中長期的には、中小企業による活用が広く見込まるといえるであろう。

しかしながら、アンケートの結果にも示唆されていたように、沖縄県における汎用化は、思ったほど早くは進んでいないようである。

そこで、本稿においては、旧来型の取引決済・金融融通手段である約束手形を利用するにあたっては未だ問題となる場面として、伝統的な最高裁判例の再考をもとに、主として「約束手形の裏書の形式としての法人の署名」について検討した。

また、電子債権の発生・移転等に、電子署名を要求するかどうかは、システム対応のコスト増大やユーザー側の対応能力等のデメリットと、電子署名を要求することで電子債権管理機関やユーザーが得られる法的リスクの低減・セキュリティー関連コストの削減等のメリットを、今後、比較検討して決することとなるであろう。

約束手形の方式としての「法人の署名」の議論は、とりわけ偽造や代表権の欠缺を知る手がかりとしては、債権や決済・取引方法の電子化の進展により、重要性が逡減していくであろう(電子債権記録機関の責任についての電子記録債権法11条、14条)。

しかしながら、約束手形の裏書譲渡(手形法15条1項)と違い、譲渡人に担保責任が生じない(民法569条)電子記録債権においては、同様の効果を得るには、債権外の特約(同条1項)か保証記録(電子記録債権法31条、33条)に依らざるを得ず^(注15)、いわゆる「隠れた手形保証」が不可能であるとの指摘^(注16)から考えると、回し手形などの需要を挙げた前述のアンケート結果にも、頷ける点がある。

広く「法人の署名」一般については、債権や決済・取引方法の電子化の進展もにらんで、企業の取引形態の変化における需要と取引安全との調和の観点から、今後も吟味してゆくべき政策的な問題であると感じ、今後の課題としたい。

【参考文献】

1. 浜田道代『手形小切手判例百選<第6版>』〔別冊ジュリスト173〕2004年10月 pp.6-7
2. 山下友信・神田英樹編著『商法判例集【第3版】』有斐閣, 2008年, pp.426-427
3. 森田章 手形小切手判例百選<第4版>〔別冊ジュリスト108〕1990年5月 pp.12-13
4. 森田章 手形小切手判例百選<第5版>〔別冊ジュリスト144〕1997年7月 pp.8-9
5. 鈴木竹雄・大隅健一郎編『手形小切手法講座(1)』, 昭和39年有斐閣,
6. 服部栄三『手形小切手法【改訂版】』商事法務昭和60年. pp.41-44
7. 加藤勝郎 法学セミナー 245号 1975年11月 p.122
8. 菅原菊志 法学〔東北大〕32巻3号, 1968年10月 p.119
9. 田邊光政『最新手形小切手法(3訂版)』1994年, 中央経済社
10. 森本滋編著『手形法小切手法講座』2008年, 成文堂
11. 弥永真生「最新重要判例200【商法】第3版」弘文堂, 平成22年, p.17
12. 沢野直紀「電子記録債権の創説－手形から電子手形へ－」『西南学院大学法学論集45巻2号, pp.392-360, 2012-11』
13. 枅田文郎 法曹時報18巻12号 1966年12月 p.126

【脚注】

- (注1) www.fsa.go.jp/ordinary/densi02.pdf, www.jcr.co.jp/reportqa/pdf/090901.pdf
<http://ogb.go.jp/keisan/index.html> 2014年12月8日最終閲覧
- (注2) 「平成16年度先導的分野等情報化推進事業(債権の電子的取扱いに関する調査研究)債権の電子的取扱いに関する調査研究事業報告書－電子手形導入実証実験から見た電子債権の在り方について－」財団法人 南西地域産業活性化センター、平成17年3月、www.meti.go.jp/policy/economic_industrial/.../g50510a01j.pdf... 2014年12月1日最終閲覧
- (注3) 最高裁判所民事判例集20巻7号1359頁D1-Law No.27202379
判例時報464号46頁, 判例タイムズ198号128頁, 金融法務事情458号8頁, 金融判例22号17頁
控訴審: 昭和39年8月31日大阪高裁第9民事部判決、昭和39年(ネ)599号 D1-Law判例ID: 27202379
第一審: 昭和39年4月24日京都地裁福知山支部判決、昭和38年(ワ)89号 D1-Law判例ID: 27202378
- (注4) 大審明治38年2月7日民録11輯, p.135、137、大審大正12年7月13日大判輯2巻p.541、544
- (注5) 鈴木竹雄・大隅健一郎編『手形小切手法講座(1)』大隅p.206, 昭和39年有斐閣, 伊沢孝平『手形法小切手法』p.71, 昭和24年有斐閣, 田中誠二『手形法小切手法』p.70, 石井輝久『新版手形法小切手法』昭和38年弘文堂p.470など。
- (注6) 大隅前掲p.206

- (注7) 伊沢前掲p.71, 田中(誠)前掲p.70など。
- (注8) 鈴木竹雄『手形法小切手法【法律学全集第32巻】』昭和32年有斐閣p.164
- (注9) 熊本地判昭和25年2月25日下民集1巻11号p.1903
- (注10) 田中前掲pp.134-135は、「法人の不法行為能力につき、法人が責めを負うと同時に、現実に不法行為をなした代表機関個人も責めを負うとされているが、法人実在説からいえば、論理の貫徹を欠いているとも考えられながら、やはり、不法行為に関する実定法規の適用上および被害者の救済を十分にする実際の結果の上から、これを認めるのが通説であるが、これと同様に考えられる。」とされている。
- (注11) 大隅前掲p.209の引用するところの、上柳「法人の署名」『判例百選第3版』1964年、p.13、大隅前掲p.206(注3)。なお、同教授は、自然人でない法人には、「本人の行為」が観念できず、従って「その代行」もありえず、むしろ、法人の代表者が顕名の上で、「自己の署名をするのに代えて、他の特定の代表者(たとえば社長)の記名捺印をするような場合」を問題としなければならない、と解されているようであるが、このような自然観測的な解釈は、三(3)の趣旨からは若干の疑問があるといえるだろう。
- (注12) 田邊光政『最新手形小切手法(3訂版)』1994年、p.59 森本滋編著『手形法小切手法講座』p.58 注3(早川徹担当)、2008年、成文堂
- (注13) 田中前掲p.135
- (注14) 弥永真生『最新重要判例200【商法】第3版』p.17、2010年、弘文堂
- (注15) 全国銀行協会が平成22年6月に設立した株式会社全銀電子債権ネットワークが提供するシステム「でんさいネット」では、譲渡記録と同時に保証記録がされるように制度設計されている(松本康幸「全銀協の電子債権記録期間『でんさいネット』」ジュリスト1391号 p.51, 2009)。
- (注16) 沢野直紀「電子記録債権の創説—手形から電子手形へ—」『西南学院大学法学論集45巻2号, pp.373, 2012-11』。

(追記)

本稿脱稿後に福島洋尚「法人の署名」『別冊ジュリストNo.222手形小切手法判例百選 第7版』p.6-7, 2014年11月26日、有斐閣に接した。

名護市底仁屋における植物利用の記録 —島袋正敏さんのお話—

盛 口 満*

Report of useful plants in Sokoniya Nago-city, Okinawajima —Oral story of Mr. SIMABUKURO Seibin—

MORIGUCHI Mitsuru

要 旨

昭和18年・名護市・底仁屋に生まれた島袋正敏さんに集落に伝わる植物利用について、魚毒利用植物のお話を中心にかがった。

キーワード：名護市 植物利用 魚毒

1. はじめに

古い時代から行われている漁業の一つに、植物に含まれる有毒成分を利用して魚を漁獲する魚毒漁がある。現在、魚毒漁は禁止されてみる事ができないが、かつては全国的に行なわれていたものである。例えば民俗学者の柳田國男の「魚王行乞譚」の中には、慶長年間の会津でのこととして、只見川において柿渋や山椒を利用して魚を捕ったという話が紹介されている（柳田 1968）。本土で行われた魚毒漁は、このように山椒を使用する場合が多かったが（長沢 2006）、琉球列島の島々ではこれと異なり、イジュやモッコク、ルリハコベなどの植物が魚毒植物として利用された。

同じ琉球列島の島々においても、魚毒利用には利用する植物や、利用の形態に多様性が見られる。例えば沖縄島・国頭村・奥においてはプレーザサと呼ばれる集落全体の構成員による集団の魚毒漁がおこなわれていた。また石垣島・白保においては雨乞い行事と関連した、やはり集落全体の構成員による集団の魚毒漁が行なわれていた。このような魚毒漁の多様性が何に起因するのかについては、今後解析を行っていきたいが、琉球列島の魚毒漁の多様性

* 沖縄大学人文学部こども文化学科 kamage@okinawa-u.ac.jp

を明らかにするために、名護市・底仁屋における魚毒漁の聞き取り調査を行う事とした。

お話をうかがったのは、昭和18年・名護市底仁屋生まれの島袋正敏さんである。島袋さんは長く名護市立博物館長をつとめられた方であり、また『沖縄の豚と山羊―生活の中から』（ひるぎ社 1989）という著作もなされている方であるため、きわめて貴重なお話をうかがうことができた。なお、お話をうかがったのは、島袋さんが底仁屋に設立された「黙々 100年塾 蔓草庵」と名付けられたものづくりの拠点・かつ資料館においてのことである（2014年8月18日）。

2. 島袋正敏さんのお話

—今、魚毒植物について聞き書きを行っています。奥ではブレーザサという集団のササ漁を行っていたと言う話を聞きました。奥ではスク漁のときにもササを使用したと言う話です。また、石垣島・白保では、雨乞いと関連して轟川でササ漁をしたと言う話を聞きました。

僕は、イジュとデリスを使ったことがあります。イジュを使うのは雨乞いを兼ねてやりました。底仁屋は、明治4年に人が住み始めたところですよ。戦後まではもとの天仁屋と同じ行政区になっていました。ですから、ササの使い方、天仁屋と一緒にです。雨乞いのときはササワインという言葉を使います。ササワインというのは、どういう意味があるのかな……。わからないですね。それ以外のときはササキジュンといいます。僕が中2か3のとき、最後の雨乞いがありました。うちの親父と兄貴と僕の3人で、近くの山のイジュの皮を剥いでパークに入れて、その皮を持って帰って、木の臼でつついて粉にして、これでやりました。粉をカゴに入れて、このカゴを、川の上流で水に漬けて、中を攪拌します。するとウナギやタナガが捕れます。イノーでもやりました。ただし、イジュは労力が必要なんですよ。皮を剥いで、臼でついてと。とても一人ではやりきれません。胸高直径30センチぐらいのイジュの木から皮をはがしますが、切り倒さず、ハシゴをかけて、鎌と刀で皮をはがします。うちにはセンとよばれる皮をはがしはありませんでしたから。イジュの皮は厚いので皮は剥ぎやすいのですが、臼でつくのが大変です。臼でついてできた粉はイモをいれるカゴに入れて、そのカゴを8分目まで水に浸して、毒を流します。やるときは、ふだん、洗濯や馬の水飲みなどに川の水を使っていますから、その川の水を利用している人に合図をします。その人たちもササを使うことがあるわけなので、みんな了解してくれます。特に馬は毒に弱いと言われていたので、注意しなさいと触れ回りましたよ。

—雨乞いと関わるササ漁のときは、集落全体でササ漁をするわけではないのですか？

集落全体ではありません。2、3軒で集まってやります。うちの場合は親戚4軒でやっていました。僕は小学校のとき2回と中学校のときに1回、体験しています。そのあと、弟

たちのときに、一度やっているはずですが。もともとはイジュを使っていましたが、戦後、青酸カリが出回るようになります。そしてイジュによるササ入れはすたれていきます。青酸カリを使うようになったのは1950年代でしょうか。その当時、青酸カリは警察から流れてくると言う噂がありました。没収したものが流されてくる……と。

—奥ではイノーで青酸カリを使った集落全体のササ流しが1953年にあったのですが、それが摘発されて一騒動あったという話でした。

ここでは、青酸カリを使うのは川です。

—雨乞い以外のササ漁について教えてください。

ササキジュンは、川ではウナギを捕る漁です。川で青酸カリを使ったら、大きなカゴ2杯、満杯ぐらいオオウナギが捕れたことがあります。ササを入れるとオオウナギが穴から出てくるので、これを鎌や鋸でひっかけて岸にあげるわけです。オオウナギは支流でも捕れました。それでもすごいんですよ。捕れたオオウナギの料理は味噌煮です。まず木灰でぬめりをとってから……。これはすごいご馳走です。家族だけでは食べきれないので、配るといことはありませんでしたが、呼んで食べてもらう。猪とウナギはただで食べてもらうものでした。こうした川でのササ流しはほとんど男がやるものです。女性は海でタコとかアイゴ、魚を捕ります。海でササをやる場合はデリスです。

—奥の場合、デリスは市販の粉のものを使ったということですが。

いいえ。デリスは何か所かに植えてありました。その根っこを掘って、それをもって出かけて、石でつついて、いそうなところで攪拌して魚を捕るわけです。これをやるのはほとんど女性でした。男性は海では素潜り漁をしましたから。女性は年輩のおばあたちまで、デリスを持って行ってやりました。これは昼の海です。大潮のときは、女性は100%近く、海に出るんですよ。食糧確保のためです。何も取れないときも、ナチョーラとかヒシガニなら取ることができます。ヒシガニというのは、上が茶色っぽくてごつごつしている小さいカニです。これはダシに使います。いっぱいいるので、これをカゴに入れて持ち帰りました。昔は石ころみたいにいたのですが、今は激減しています。女性は貝、海藻、カニ、それにタコ捕りです。男性はタコ捕りをしませんでした。

—スクを捕るときにササは使いませんでしたか？

スクを捕る時はササは使いません。スクは、昔はまっ黒く見えるぐらい来ました。どこの家でもカメに入った塩漬けがあったものです。とにかく大量にやってきたので、ササを入れて弱らせるという状況じゃなかったと思います。20年ぐらい前にスク捕りの撮影をしたことがあります。もうその頃でも、昔とはスクの規模が違っていました。昔はどこに網を入れても捕れると言う感じでした。奥の資料館にはスク網と言うのが置いてありますが、ああした網を使うと言うのは珍しいですね。こっちでは、泳ぎながら群れを巻き網で巻いていきます。

—ルリハコベはササとして使いましたか？

ルリハコベは使いません。聞いたことがないですね。イジュ、デリスの他にはワジクを使います。ワジクというのはサンゴジュで、これは海で使います。枝ごととってきた葉を、つぶします。Gさんが使っているのを、子どものときに見たことがあります。このあたりにはワジクは少ないので、たくさん生えている川沿いから取ってきて使っていましたよ。先ほども言いましたが、イジュを使ったササ流しは重労働でした。大量に流す必要がありますし。

—奥で、集落全体でやったのは、そうした理由からかもしれませんね。奥でも戦後、イジュからデリスや青酸カリにとってかわったと言いますが、そうした労力の大変さがあったのですね。

海をダメにしたのは青酸カリです。デリスは、やられた魚も、潮が満ちてくると、また生き返ったりしますから。デリスは小学生も使いました。小1から一人でピシに行って釣りをします。釣れないときに、クムイでデリスをつついて、魚を捕るわけです。デリスの根は、大量には持って行かないものでした。子どもがデリスを使うのは、子どもが素潜りをしなかったからです。大人の男は、海では素潜りです。小学生のころ、獲物を回収する係として親父についていきましたが、親父は2～3時間、潜りっぱなしでした。ピシで捕る魚と、素潜りで捕る魚は種類が違います。素潜りをすると、カタカシとかミーバイとかも捕れます。素潜りで捕った獲物でも、アバサーやイラブチャーは自家消費用です。イラブチャーはキムダチと言って、刺身を作って、鍋に軽く油を敷いて、キモと味噌を混ぜて火にかけて、そこに刺身をさっとからめて、すぐに鍋を火からあげます。そうやって食べました。これはとてもおいしいものですが、今の子たちは、ショウユ味の刺身にならされてしまっているのでおいしいとは言わないかもしれません。アバサーなんかも、当時は贅沢

にたべていました。あぶって皮を剥ぐのは子どもの役目です。あぶると皮が肉から分離するんです。アバサー汁もおいしかったですね。ダイダマ……ダイナマイト漁ですが、これもありました。Tさんがやるときは、親父も呼ばれていきました。ダイナマイトを海で爆発させたら、すぐに潜って魚を捕らんといかんから。群れをつくる、おいしいタイのような魚をこれで捕りました。事故もありました。右腕を飛ばされた人もいましたし、全身木端微塵になってしまった人もいました。この人は磯で投げようとして、タイミングを間違えたんです。

—デリスは、ムラ共同のものだったのですか？それとも、誰かのものだったのですか？

デリスは主がいました。取る時は、主にことわって持っていきました。ただ、持っていくのは、ちょっとだけです。主も、あげないということはありませんでした。

—学生と話をしていたら、その中にカツオブシが木の皮だと思っていた学生がいました。

カツオブシは貴重品でした。カタカシとかミーバイをカーカシー……くんせい……にして、それをダシにしていました。風邪をひいたときに飲むものがカチューユーといって、カツオブシにお湯をかけたものです。カツオブシは日常品ではなくて、薬用や疲労回復剤でした。昔は風邪をひいて食欲がないときカチューユーを飲んだものです。あと、イリコもありましたね。これはマチヤグラーで売っているものです。子どもたちのおやつやお茶うけにもしました。海で取ってくるものと言えば、海人草もありました。駆虫剤ですね。学校で、シンメーナビで炊いて、子どもたちが一斉に飲んだものです。飲みやすくするために黒糖をちょっと入れたり。とってきた海人草は天日干しして保存します。雑炊に入れて食べることもありました。あのころの虫下しには、あと、サントニンというのがありました。これは飲みにくいものです。水をたくさん飲んで、無理やり飲みました。あのころは、みんな寄生虫をお腹にもっていました。喉からでてくるというのもありましたよ。勉強していたら喉から出てきたので、引っ張り出して校庭に投げ捨てたり……と。そうそう、回虫駆除といったら、アカハラ、シロハラもあります。秋、渡ってきますね。これを捕って焼いて食べる。これ、虫下しに最高なんです。ヒヨドリは効かないんですよ。シロハラのほうが多いですが、モーゲヤーと呼んでいました。屋敷の鳥です。アラパーキの下にイモを置いて、陰で隠れていて、ひもを引っ張ってアラパーキをかぶせて捕ります。これはおいしいし、回虫駆除されるし、言うことなしです。

—ニンブトゥカーも食べていましたか？

食べましたよ。ほかにはハルノノゲシやオニタピラコ。これらは野菜ですね。汁に入れたり、ジュージーに入れたり。ウスベニニガナはハルハンドマと呼んでいました。本当のハンドマ……スイゼンジナは、ヤマハンドマと呼んでいました。これは紫外線が直接当たらないような、谷筋の所に植えてありました。クワの新芽も食べました。あと、アズキの若い葉もよく食べました。サツマイモの葉柄も食べましたよ。ウサジヌミミという、青白い色をして、葉脈が紫色の野菜があったのですが、今、すっかり見なくなりました。アタイグラーにたくさんあったのですが。今になって、行く先々で聞いてみるんですが、どこにも植えられていないんです。これはイリチャーにしたり、汁にいれたりしました。アタイグラーはいろいろな種類の野菜が植えられていたものです。100%以上の野菜をここで自給していたんです。僕らは中1になってから、1日1食、夕食だけはじめて白いご飯になりました。それ以前は、毎月、1日と15日だけが白いご飯です。カマドの神様にウートートーするためと言って。ほかはイモと味噌汁です。味噌汁に、なんでも入れるわけです。おかずは日常、作らない。沖縄の具だくさんの味噌汁はこうした食事からきているんでしょう。食糧自給率が問題になっていますが、僕は国単位ではなくて、地域単位、課程単位でどれだけ自給できるか考えるのが大事だと思いますね。

昔はありとあらゆるもの……実も皮も葉っぱも身の回りのものを使っていました。食べられるものもある。それを顧みなくなっているのかと思うわけです。時期になると体が反応したわけですよ。ああ、ギーマの季節だと。シャリンバイもギーマも実どころか、花から食べていました。実を食べる時も、熟むまで待てないんです。だから熟んだものがたまに見つかると、とても嬉しい。バンシルーも、普通は緑でまだカチカチのものを食べていたんです。バンシルーはムラのあちこちにあるわけです。子どもたちは、そのありかを全部知っていて、ひとつひとつ、実を探して歩く。ヤマモモも、木によって、どこのがミジムムで、どこのがイシムムかとわかっている。アクチャー（シシアクチ）ならアクチャーで、どこのがおいしいかと。ヤマヒハツはこのあたりではハチャグミといいますが、これもどこにあるか、ちゃんと知っていました。グミ……クービは、やっぱり一番おいしい熟れ頃まで残っていないのですが、だからたまたま見つからずに残っていたものを見つけたら、ものすごくうれしいわけです。ツルソバもちろん実を食べますが、花も食べました。オオブラガヤの実は、イノシシと競争です。ちょうどウリボウが育つ頃、実ができるので。アオバトとウリボウと子どもが競争で食べるものでした。子どもたちの行動範囲は、ここを中心にして、遠いところで4キロぐらい離れたところまで広がっていました。食べるといふことがあると、そこまで行動範囲が広がるわけです。今の子どもは、味覚も本来の食べ物のことを知らないでしょうね。

—オオアブラガヤは何と呼んでいたのですか？

カンスイグサと呼んでいました。今の若い人はシジガヤと呼んでいますね。カンスイグサというのは、カミソリ草という意味です。あやまると、葉で手をきります。カンスイグサは、冬場の馬のエサです。山に行くと、ヤマガンスイという草がありますが、これも冬、馬のエサです。冬場は草がムラの中に生えていません。畔も何も草がない。すべての家が草を刈りますから。ムラはいつもキレイであるわけです。今は草が必要じゃないから、荒れています。冬は草を探して山に入ります。ススキも、山の崩壊したようなところに生えているものを取りました。冬の草刈りは大変です。ムラの40軒の子どもがみんな草刈りにいくわけです。川沿いのホウライチクの葉も馬のエサにしました。河口のダンチクの葉も使いました。天仁屋の海岸まで草刈りに行ったわけです。必要とするもの使っていると、自然が循環するのに、使わなくなると、屋敷内まで除草剤をまくようになって……。

—那覇の子どもたちと話をしていたら、草は草と言う単語ですべてひとまとめにされているようなかんじでした。利用しないから、個々の名前も必要ないと。

草は食べるもの、遊ぶもの、家畜のエサとしてあったわけです。ウサギも子どもたちが飼っていて、畑のオニタピラコとかハルノノゲシをあげました。農家ではヤギを飼っていて、草をあげたわけですし、その糞をまたアタイグラーにあげました。ヒージャーグェー……ヤギのフンから作った堆肥は、細かい堆肥と言う意味でコマグェーとも呼んでいました。これはアタイグラー専用の堆肥で、馬やブタ小屋から出るものとは別にしていました。

—ササではないのですが、シュロは、昔は植えてあるものでしたか？

シュロは相当ありました。屋敷の外周りはシュロ……チグといいますが、これが植えてありました。ただし、屋敷の中に植えるのはよくないと言っていたのですが。家々の半分ぐらいには、チグが植えられていたのではないのでしょうか。植えてないところは植えてあるところからもらって使いました。ハチジナという、女性が頭にのせて荷物を運ぶ時に、頭の上に載せるわっかのようなものや、馬の腹帯はチグで作りました。女性用のカゴ縄もチグを使っていました。

僕は自給率を上げていく必要があると思っていますが、自給率を上げると言うのは食べ物を自給するということだけではないと思うんです。暮らしを豊かにすることだと。例えば、田んぼをタウチグラーすると、タウナギがでてきて、これをぶつ切りにして、飼っているアヒルのエサにしました。こうしたものも、自然のつながりなんじゃないかと思うわけです。

—タウナギがいたということは、タニシもいましたか？

タニシもいっぱいいましたね。朝早く、ターンナ捕ってきなさいと母親にいわれて。朝早くに行くと、田んぼの水が透き通っていて、どこにタニシがいるかすぐにわかります。タニシの身をとって、アンダンスーの具にして、弁当のおかずやお茶うけにしたり。タニシはすごくいましたね。

—ドジョウはいましたか？

ドジョウはいませんでした。いたのは、メダカ、トウギョ、ターイユですね。メダカも手ですくい上げられるほどいましたよ。ミズカマキリもいっぱいいて。ターイユはここには少なかったので、有銘の田んぼにいっぱいいたので、そこに捕りに行きました。母が偏頭痛もちで、そういうのに効くというので。母が捕りにいきなさいというので、捕りにいったんです。カワニナも偏頭痛の薬とっていました。煎じて、汁は母が飲んで、身は自分たちで食べて。子どもの頃、川に行って、上流に歩いていくわけです。そして石の下からサワガニやらエビが見つかったら、そのままガリガリと生で食べながら歩いていきました。クマゼミのメスもトンボもバッタも焼いて食べましたね。ガラスヒバアとヒメハブも食べました。アカマタは食べなかったな。ガラスヒバアはよく食べました。ヒメハブは香ばしいですよ。ハブは焼いてからスープにします。鳥のスープのようなかんじです。できもののできやすい子は、これを飲ませたりしました。何でも食べましたね。メジロもヒヨドリも。カラスは5～6月、松の木に登って、巣立ち前のヒナを捕ります。短い棒をもって行って、襲ってくる親を払いながらね。カラスは巣立ち前のヒナだけは食べました。ズアカアオバトだけは食べなかったな。なぜでしょうね？ タカ……サシバも食べました。タカジュシーにして。シマミサオノキとか竹をしならせて、罾を作ります。生きたネズミやカエルをエサにして。それをいつもとまる木の下に仕掛けるわけです。この仕掛けをハンチャヤマといいました。モクズガニはキーミーガニといますが、秋の甘露のころはタカガニと呼びました。タカの渡ってくる季節のカニということです。それでタカガニ捕りにイジャイに行こうと行って、夜の9時ごろに3名体勢で行くわけです。一人はたいまつもって、一人はたいまつの予備係で、もう一人が捕ります。捕ったカニは一斗缶にいれます。これだと這い上がれない。いくらでも捕りましたよ。捕ったカニは白でついて、ウプルというカニ豆腐にして食べました。豆腐を作ったカスの殻は、もう一回ダシをとります。ダシをとったカスはブタのエサです。徹底していますね。魚や鳥をさばいたときの洗い汁もブタのエサのベースになります。芋の煮汁もそうです。一切捨てません。ニワトリや魚の内臓は塩をしてパショウの葉にくるんで、囲炉裏のあたたかい灰の中に入れておくと、朝、火が通っています。

—それはおいしそうですね。

おいしいですよ。今はヤギをつぶしても内臓を捨ててしまったりすると言いますが、昔はものを徹底して使いこむことでゴミがでないし、ゴミという言葉自体もなかったと思います。床下もね、床板のすきまからゴミが落ちるわけです。子どもの仕事として、床下に時々入って、床下を掃き出して、これを豚小屋に入れて堆肥の一部にするわけです。毎朝庭箒で掃いたものも、これも肥やしに入れます。粗いものは焚き付けにつかいますが。不要なものはありません。完全に循環ですよ。炊事場の流れ出る水は、一度、ミンタナーと呼ばれる池にためます。この池からまた水が流れ出すわけです。ミンタナーの水は有機物が溶けているわけですが、この水をアタイグラーにかけるんです。水の流れる溝には、シーリパーといってセリの仲間を植えてあったり、ウンチェーパー（エンサイ）を植えてあったりします。チンヌク（サトイモ）の収穫した芋の頭のところを溝の所に刺しておく、やがて芽が出るので、それを畑に植え替えます。サトウキビも芽を出させるのはこの場所でした。たかが排水溝だけど、いろいろな役割をはたしていたわけです。溝の下流にはバナナやシシダマ（ジュズダマ）が植えてあって。

—シシダマも植えてあったのですね

シシダマはどこの家でも植えてありました。薬用と、子どもの遊ぶものとしてです。屋敷の防風垣も、田んぼの緑肥に使いました。ブッソウゲやユナ（オオハマボウ）、ガジュマルの葉を丸坊主になるくらい刈り取って、田んぼにすきこみます。それでも足りないの、山にいったらトベラやアカミズキ、フカノキとかの葉を全部取ってきてすきこみます。ヤギのエサを、雨の日に取りにいけないときは、屋敷の木から葉を取りました。単なる防風用の屋敷林ではないんです。ユナの徒長枝は子どもが遊ぶ時の刀になりましたし。ガジュマルの実も食べましたし、そこにくるヒヨドリも捕って食べます。

—なるほど。木自体だけでなく、そこに来る鳥も含めて利用するようになっていたわけですね。

そうです。ガジュマルの木は、登って鬼ごっこもできます。ユナの葉っぱはお尻もふきました。人のくらしと周辺の生き物が密接に関わっていたんです。遊びも農作業も全てです。その中でとても大事な経験をしたんだと思います。子どもたちの育つ環境に、そうした自然や生き物、土と出会う場が必要なんじゃないでしょうか。こうした知恵は一人で考え出したものではありません。伝わってきたものです。教えられたわけではなく、知らないう

ちに受け取っていたものです。

アダンの実も取って食べました。もいで、赤いところをしゃぶったら、硬いところを割ると白い身がでてくるので、そこまで食べました。アダンは海岸に生えています。草刈をしに海岸まで下りたときに、木によじのぼって、実をひねって落として、持ち帰ります。アダンの実は重いんですよ。それを重たい草といっしょに運んでくるんです。今の時期、ちょうど熟れていますね。アダンは新芽も食べました。チャンプルーにしたり。そのまま生で、味噌をつけて食べました。

—生だとアクがありますよね。

そうです。ただ、いつでも食べるものではなかったです。食べるのは野菜の無い時期とかですね。

この場所に蔓草庵というこの建物を建てたのは、ずっとこうしたいと思っていたからです。故郷で何かしたいと。地域を元気にしたいと。悲観しても何もはじまらないので、仕掛けていく必要があると思います。このムラも、僕らの子ども時代は小学生が130名いました。今は1人か2人です。人口自体、10分の1になっています。それを考えると危機的です。今、辺野古の埋め立ての問題が持ち上がっています。僕も昨日、ゲートに行ってきました。次世代のために、森も海も大事なのだと思っています。今、多くの人が消費者になってしまった。生涯に一度でもいいから、田んぼでイネを植えるとか、ザルを編むとか、そうした体験を実際にするのが大事だと思うんです。もっと子どもたちを信用して、子どもたちを自然の中で開放してあげる、そんな機会も作ってあげたいと思っています。

—本当に、いろいろなお話、長時間にわたってありがとうございました。また、ぜひお話を聞かせてください。

3. まとめ

島袋さんのお話にあるように、底仁屋においては、奥や白保のように集落全体ではなく、数家族単位で魚毒漁を行ったこと、一方、魚毒漁は白保と同じように雨乞いとかかわりがあることがわかった。また、魚毒漁に利用した植物はイジュのほかサンゴジュとデリスであり、それぞれ、使用場所や使用者が異なっていた。魚毒は使用方法によっては水域に強い影響を与えてしまう漁法であるため、かつて魚毒漁が行なわれていたとき、資源保護をどのように行っていたのか興味深い。島袋さんのお話からは魚毒として利用する場合、イジュは労力のかかる効率が悪いものであり、逆に言えばそのことが資源保護にもなっていた可能性が示唆された。また、奥と底仁屋という同じヤンバルに位置する集落でも魚毒漁の形態には大きな

違いがあることが確認できた。今後、このような問題についてさらに調査をすすめ、琉球列島における植物利用と里山のありようの実体を、より明らかにしていきたいと考えている。

引用文献

長沢利明 2006 「毒流し漁と漁毒植物」『西郊民俗』196：1-14.

柳田國男 1968 『定本 柳田國男集 第5巻』筑摩書房

鯨に対する意味付けの変化とそれにより可能となる行為 —沖繩におけるホエールウォッチングのパイロット調査を事例に¹—

遠藤 貴宏ⁱ・高木 俊雄ⁱⁱ

ENDO Takahiro, TAKAGI Toshio

要 旨

筆者は沖繩の観光資源として可能性を秘めたホエールウォッチングに注目し研究を進めている。本論文においては、沖繩ホエールウォッチング業者に対するパイロット調査の結果を中心にして、鯨に対する「意味付け」の変化と、このことにより「可能となる行為」との関係に関する現段階での見通しを提示する。

キーワード：ホエールウォッチング 沖繩の観光資源 意味付け 可能となる行為

1. イントロダクション

各種統計を持ち出すまでもなく、沖繩においてはサービス業が社会・経済的に重要な地位を占めている（e.g., 内閣府沖繩総合事務局, 2014）。その中でも観光業は、沖繩の自然環境および文化を生かした施設およびサービスを提供することで発展を見せている。このような沖繩の特性を生かした観光客誘致の一つとしてホエールウォッチングが存在する。例えば、沖繩県の「平成24年度沖繩旅行未経験者需要開拓事業報告書」においてもホエールウォッチングは有望な事業として言及されている。

他方で日本においては歴史的に捕鯨を行ってきたという経緯がある（小松, 2011）。沖繩県においても同様で、1950年代から60年代に沖繩本島近海を中心とした捕鯨が盛んに行われてきた。しかしながら、その後、資源の枯渇および環境保護団体の台頭もあり沖繩県の捕鯨は衰退していく。

このように、沖繩県においては「食べる鯨」という意味が失われ、そして「見る鯨」へと鯨に対する意味付けが変化した。このことから、本研究プロジェクトでは「沖繩県における鯨の意味付けはどのように変化したのか」を中心的な問いとして設定し、意味付けの変化に

ⁱ 神戸大学経済経営研究所専任講師 endo.takahiro@gmail.com

ⁱⁱ 沖繩大学法経学部教授 toshio@takagi-lab.net

関する文献調査、沖縄県の捕鯨の生成・発展・衰退に関する資料調査、およびホエールウォッチングの構築に関するインタビュー調査を行っている。本稿では、沖縄県のホエールウォッチングの変遷に関して、主に鯨に対するアクターの意味付けの変化とそれにより可能となった行為について、我々が行ったパイロット調査および資料調査の結果について述べることにする。

本稿の流れとしては以下のとおりである。まず、「意味付け」と「可能な行為」に関する既存研究を簡単に紹介する。特に「鯨に対する意味付け」と「可能な行為」を検討したLawrence & Phillips (2004) の研究を考察する。その上で、本研究におけるパイロット調査の内容を報告する。このパイロット調査の内容に関して、先行研究の知見との関係を比較検討し、そこから浮かび上がってくる今後の見通しを提示する。最後に、今後の研究の方向性を論じることで結びとする。

2. 「意味付け」と「可能な行為」との関係性

ある対象（特定のヒト、モノ、カネ、情報）がどのような意味を持つのかという点は、程度の差はあるだろうが、実は一義的に決まっているわけではない。例えば、Actor-Network Theory (ANT) と呼ばれる分析視角は、ある対象に対していくつかの意味付けが可能な中で、どのようなものが広く共有されるようになり、どのような行為が可能になるのかという点に注目してきた (Latour, 1987; Callon, 1986; Law, 1999; Whittle & Spicer, 2008)。すなわち、ここで想定されている関係は、すでに意味づけられた物体がそこに存在し、それに基づいた行為が生じるという構造機能的な前提に基づいているのではなく、あるアクター（翻訳者）による意味付け²により新たなアクターが生じ、アクター間の関係性（ネットワーク）とそれにともなって生じる行為は常に変化することを意味している。さらに、ここには当然ながら、意味付けされたネットワークは同時に複数存在しており、ANTではそれらネットワーク間での政治性や戦略も考慮される。すなわち、意味付けは様々な翻訳者により同時並行的に生じている一方で、その対象となるアクターは有限であるため、必ずしもある翻訳者の意図通りにそれらを取り込むことができるとは言えない。そのため、それらアクターをめぐる駆け引きがそこに生じる³。

日本に関して行われた研究から具体例を挙げるならば、1920年代の銘仙という絹織物に込められた意味の変化と、それに伴うファッションを意識した行為の登場がある。もともと銘仙は「質素儉約」という意味が込められたものであり、廉価であるという側面から普及したものであった。そのため、単調な模様が描かれているに過ぎなかった。質素儉約を標榜していた乃木希典が当時の名門女子学校において校長として招聘されると、安価で華やかさのない銘仙を制服として指定した。この銘仙の制服指定は、しかしながら、意外な結果を呼ぶこととなった。名門女子学校の生徒が銘仙を着こなしているのを目にした多くの女性の間では徐々に、銘仙は外出着にもなりうると認識されるようになっていき、「おしゃれである」と

いう意味すら込められるようになっていった。その結果、複雑な模様が描かれ、生産者、流通業者、消費者のそれぞれにおいて「ファッションを意識した行為」が可能となったのである（Yamauchi & Endo, 2010）。

3. 鯨に対する「意味付け」と「可能な行為」に関する研究

上記のような「意味付け」と「可能な行為」という分析視角を、鯨に対して適用した研究として、Lawrence & Phillips (2004) が挙げられる。彼らは、カナダ西岸部において（生物学的な観察というわけではなく）商業的なホエールウォッチングが可能となった背景について分析をしている。結論を先取りすると、鯨に込められた意味が、カナダを含む北米大陸において変化し、その変化によってそれまでは分断していたプレーヤーたちが接点を持つようになったということが指摘されている。

Lawrence & Phillips (2004) によれば、行政、捕鯨業者と環境団体、文化産業というそれぞれにおいて意味付けがなされるとする。もともと捕鯨業者の声が行政に反映されていたために、鯨油価格を保護するような規制が可能となっていた。そのため、当初は、鯨油価格が値崩れを起こさないように、捕獲可能な鯨の頭数の制限を行うことに主眼があった。そのため、「資源としての鯨」という意味が共有されていたのである。しかし、行政による鯨に関わる意味付けは変容を遂げていく。というのも、捕鯨業者と環境団体の綱引きで、徐々に環境団体が優位に立つようになってきたからである。したがって、近年では「持続可能な社会のために保護すべき対象としての鯨」として捉え、原則として捕獲を禁止する方向へと向かっていると述べている。

上記のような社会的な鯨の意味づけの変化は、文化産業においても見られたという。Lawrence & Phillips (2004) では、1930年から1997年までの鯨を扱った代表的な映画を選

表1 鯨を扱った代表的な映画

公開年（北米）	映画タイトル（英語名・日本語名）
1930	Moby Dick (『海の巨人』)
1940	Pinocchio (『ピノキオ』)
1954	20,000 Leagues Under the Sea (『海底二万里』)
1956	Moby Dick (『白鯨』)
1977	Orca (『オルカ』)
1986	Star Trek IV: The Voyage Home (『スタートレックIV 故郷への長い道』)
1987	The Whales of August (『八月の鯨』)
1993	Free Willy (『フリーウィリー』)
1994	Whale Music (日本語タイトルなし)
1995	Free Willy 2 (『フリーウィリー II』)
1997	Free Willy 3 (『フリーウィリー III』)

定して、その中で鯨がどのように描かれているのかを紹介している（表1）。

ここで、重要な点として彼らが指摘するのは、『白鯨（Moby Dick）』においては「怪物としての鯨」として捉えられていたが、『フリーウィリー（Free Willy）』においては「海のお友達としての鯨」として捉えられるようになったという変化である。

上記までの議論を要約すると、鯨の社会・経済的および文化的な意味は、かつての「資源としての鯨」や「怪物としての鯨」というものから、「持続可能な社会のために保護すべき対象としての鯨」や「海のお友達としての鯨」というものに変貌を遂げたというのである。そうした意味の変化によって、それまでは断絶されていたプレーヤーたちが接点を持ち、商業的なホエールウォッチングが登場したというのがLawrence & Phillips（2004）の主旨である。

4. 調査

調査の事前準備として、我々は上記に挙げたような先行研究の検討と、関連資料のサーベイを行った。関連資料としては、名護漁師における捕鯨の変遷、および東京を中心とする漁業者による沖縄近海の大規模捕鯨に関する諸研究、沖縄においてホエールウォッチングを営んでいる事業者のウェブサイトや事業案内パンフレットが挙げられる。これらをもとにして我々は議論を重ねた。

その上で、我々は具体的な調査として次の3つを設定した。それは、まず、(1)沖縄のホエールウォッチング業者に対し、現状把握とホエールウォッチング産業成立・発展の経緯を確認・理解するためのパイロット調査、(2)沖縄捕鯨の成立・発展・衰退を明らかにするために名護博物館および美ら海水族館に対する聞き取り調査、そして(3)捕鯨からホエールウォッチングへと鯨の意味付けが変化する際の政治的および戦略的駆け引きに関する調査を設定した。この理由として、日本国内においては捕鯨を主に食文化の保全という観点から保持しようとする行動が確認され（小松、2011）、そのため、Lawrence & Phillips（2004）の着目した「資源としての鯨」という中でも、特に「食用としての鯨」という意味が日本国内および沖縄においては影響力をもちうるようになったためである。また、先行研究から浮かび上がってきたのは、「怪物としての鯨」、「海のお友達としての鯨」、「持続可能な社会のために保護すべき対象としての鯨」である。Lawrence & Phillips（2004）は北米に注目しているが、ここで扱われている映画はほとんどが日本語にも翻訳されていたことから（表1参照）、多かれ少なかれ同様の意味付けの変化が日本においても生じていたという予想があったためである。

このうち、本稿では、我々が行ったパイロット調査について示す。本調査の焦点は、どのような意味付けがホエールウォッチングを営む業者で観察されるかを探索的に検討するというものであった。また、調査対象および方法として、ホエールウォッチングを営む事業者が所在する離島に滞在し、地元の資料館を見学するとともに、一事業者に対してインタ

ビューを行った。筆者は、質問の方向性がある程度固める一方で、その場での聞き取り内容から適宜即興で追加質問を行っていくという、半構造化インタビューの手法を用いた（佐藤、2002）。上述のように、我々の関心は鯨に込められた意味とそれが可能とする行為の関係性という点にあったため、ある程度の質問の方向性を調査前に用意した。他方で相手方の情報に関して、当該事業者のウェブサイトは主に観光客向けに作成されており未知の部分も多かったため、インタビュー当日に即興で会話を発展させていく余地も用意した。また、プライバシーの保護という観点から「匿名」とすることを約束した上で行われ、インタビュー時間は63分であった。内容はICレコーダーにおいて録音するとともに、インタビュー中にメモをとった。このメモをもとにインタビュー内容を再構成し、適宜ICレコーダーを聞きなおして補完した。以下はその概要である。

インタビューにおいては、まず事業者がホエールウォッチングを始めた背景を話してもらった。我々がインタビューを行った事業者は、もともと観光業に従事していた。沖縄の冬は比較的温暖であるが、冬季における観光需要の落ち込みは当然ながら生じ、解決すべき課題として残り続けていた。そのような時に、小笠原では冬季にホエールウォッチングを行っているという情報が沖縄の観光事業者のもとに入ってきた。このことについて、事業主は、ホエールウォッチングを開始した経緯も含め次のように回想している。

冬はいろいろ [観光客を呼ぶためのイベントを] やってたんですよ。でもなかなかこれを継続してってというのが無く...それで、小笠原の人たちはホエールウォッチングで (冬季の観光収入にしている) って話を聞いて、観光事業者で [小笠原のホエールウォッチングがどのようなものか] 検討したんですよ...で、これはできるということで、冬はやるようになりました。

また、我々は敢えて事業主がどのように鯨に対して意味付けをしているのかという点を確認するために、捕鯨についても質問した。このことに対し、事業者は次のように中立的な見解を提示した。

私自身が [鯨を] 食べるかといわれれば、どうなんだろうかね...食べる人が居るってのは分かります... [捕鯨および鯨を食することには] 長い歴史もあるでしょうし。

さらに、「怪物としての鯨」と「海のお友達としての鯨」という点についても、我々は直接に質問をした。事業主はこの点に関して中立的な見解を示した。

ホエールウォッチングに行った後には、必ずアンケートを書いてもらっているんです

… [その結果によれば] ちょっと怖かったっていう人もいれば、癒されたって人まで居るんですね。

最後に、「持続可能な社会のために保護すべき対象としての鯨」に関して、我々は質問した。この点は直接質問を試みたものの、事業主にうまく伝わらなかった。そのため、いくつかの補足質問を行うという方針にその場で修正を試みた。具体的に事業主から関連する回答が得られたのは、次の2つの質問である。鯨を守ろうとして活動している国際的な団体もあるが、それをどのように考えているか。さらにそうした団体の活動と、ホエールウォッチングはどのような関係にあると思うか。これに対して事業者は次のように答えている。

お客さんの中にはそういう人も居るかもしれないですね。日本の方ばかりではなくて、外国の方も見えますからね…私がどう思うかっていうのは、どうなんでしょうか。

上記までが、パイロット調査におけるインタビューの概要である。これを発見事実として要約したものが表2である。

表2 パイロット調査に関する発見事実の要約

項 目	発 見 事 実
ホエールウォッチングの由来	小笠原で実施されていることを聞きつけ模倣した
食用としての鯨	事業主自身は口にしないが、否定せず
怪物としての鯨	観光客のフィードバックに言及し、「怖い」という人も居れば「癒される」という人も居ると、中立を示唆
海のお友達としての鯨	
持続可能な社会のために保護すべき対象としての鯨	外国人客の中にそういう意味付けをしている可能性は認めるが、事業主は明言を避けた

5. むすび

本研究では、「意味付け」と「可能となる行為」の関係性を中心にして、沖縄のホエールウォッチングに関するパイロット調査の結果を中心に報告してきた。本調査研究における重要なポイントとして、意図的かそうでないかは今回の結果のみからは判断できないが、パイロット調査でインタビューを実施した事業主は、鯨に込められた意味の曖昧性を示唆していたということは注目に値する。パイロット調査を行う前には、ホエールウォッチングを営む事業者は鯨に対して明確な意味付けをしているという予測を我々は持っていた。しかしながら、パイロット調査の結果はそれを覆すものであった。この背景としては、「冬を乗り切るため」にホエールウォッチングが始まったという点と関連していることが予想される。すなわち、そもそもの出発点が「背に腹は変えられない」ためにホエールウォッチングに乗り出

したという趣旨であった。そのため、たとえばもともと存在していたと考えられる「食用としての鯨」といったような意味付けを明確にしてしまうことで、意味上の対立から揉め事が起こり、場合によっては冬場のしのぎの糧が立ち消えてしまう可能性すらあるのだ。したがって、パイロット調査の結果から浮かび上がってきた、「曖昧性が可能にする行為」という可能性がここで推測されるのである。

繰り返しになるが、本研究の提供する見通しはあくまで暫定的なものであり、いくつかの明確な課題も残されている。特に言及しておくべきものとしてサンプルの妥当性と意味付けに関わってくるアクターの広がりの問題がある。サンプルに関して、ホエールウォッチングを営む業者は、本研究でふれた事業者以外にも存在している。そのため、ここで展開された試論は、あくまで研究初期の萌芽的なアイデアであるということは強調しておく必要があるだろう。今後の調査においては、残りの事業者についても聞き取りを行い、「意味の曖昧性が可能にする行為」というアイデアの妥当性を検証していくことが必要だろう。

さらに、意味付けに関わってくる行為者の広がりの問題に関して、日本ないしは沖縄という社会的な単位で考えた際に、鯨に対してどのような意味が込められているのかという点に関する分析は本研究では手薄である。というのも、本研究ではLawrence & Phillips (2004) が明らかにしたような鯨に込められた意味の明確な推移と、多かれ少なかれ似たような傾向が日本社会ないしは沖縄社会に関しても想定できるはずだとパイロット調査の前段階では予想していたからである。しかしながら、パイロット調査の結果を鑑みると、この予想は必ずしも射的を射ていなかった可能性がある。したがって、将来的には、日本語で成立している意味世界においてどのような行為者が鯨に関しての意味付けに関わってきたのか、歴史的に追っていくことが必要になるだろう。一例として、翻訳されたものだけではなく、日本語で作成された映画や出版物がどのような観点から鯨を扱っており、その内容がどのように変遷しているのかという点を明らかにしていくことが必要であるだろう。

注

- 1 本研究は、沖縄大学特別研究「沖縄のホエールウォッチング産業調査」に関する研究成果の一部である。
- 2 このことをCallonは翻訳 (translation) のプロセスと名付け、自身の目的達成のために必要となるアクターを取り込む姿を明らかにした (Callon, 1986)。
- 3 本稿では主に「意味付け」の変化と「可能な行為」の関係性について述べ、政治性および戦略については稿を改めて示すこととする。
- 4 同じタイトルでの映画化である (日本語版はタイトルが異なる)。

参考文献

- Callon, M. (1986) "Some Elements of a Sociology of Translation: Domestication of the Scallops and the Fishermen of St Brieuc Bay", Law, J. (ed.), *Power, Action and Belief: A New Sociology of Knowledge?* London: Routledge & Keg& Paul, 196-223.
- 小松正之 (2011) 『日本の鯨食文化：世界に誇るべき"究極の創意工夫』祥伝社.
- Latour, B. (1987) *Science in action: How to follow scientists and engineers through society*. MA: Harvard University Press.
- Law, J. (1999). "After ANT: complexity, naming and topology", *The Sociological Review*, 47 (S1), 1-14.
- Lawrence, T. B., & Phillips, N. (2004). "From Moby Dick to Free Willy: Macro-cultural discourse and institutional entrepreneurship in emerging institutional fields", *Organization*, 11 (5), 689-711.
- 内閣府沖縄総合事務局 (2014) 『沖縄県経済の概況』.
- 沖縄県 (2013) 『平成24年度沖縄旅行未経験者需要開拓事業報告書』.
- 佐藤郁哉 (2002) 『フィールドワークの技法』新曜社.
- Whittle, A., & Spicer, A. (2008) "Is actor network theory critique?", *Organization Studies*, 29 (4), 611-629.
- Yamauchi, Y., & Endo, T. (2010). "Happen to be fashionable? New practice creation through the sequence of multiple actors", No. 115, *Working Paper Series, Center for Japanese Business Studies*.

「空手1プレミアリーグ2014沖縄大会」参加者のアンケート調査 —外国人参加者の沖縄伝統空手に対する意識調査—

賀 数 淳*

Karate1 - Premier League 2014 in Okinawa —A survey on Okinawan Karate among Non-Japanese Karateka—

KAKAZU Atsushi

要 旨

沖縄を発祥とする空手は世界189の国と地域に約6千万人の愛好家を有するまで普及発展している。沖縄県内の空手関係者の中にはスポーツとしての空手が世界で発展することに警戒する人も少なくない。空手の世界進出は喜ばしいことではあるが、スポーツ空手の発展は沖縄の先人が伝え残してきた沖縄伝統空手の真髄や本質を見失うのではないかという懸念があるからである。

1981年当時沖縄空手界を総括していた全沖縄空手道連盟は国体参加問題が原因で分裂した。(財)全日本空手道連盟への加盟を拒否し、空手のスポーツ化に反対を唱える側と国体に参加するためには(財)日本体育協会傘下である(財)全日本空手道連盟に加盟するのは当然のことであると、容認する側とで激しい論戦の末分裂した。

2008年2月4つにまで分裂した沖縄県内の主要空手団体は県知事が会長に就任するという形で統一した。しかし、4つの組織は残したままでの統一であり、2015年現在(公益財団法人)全日本空手道連盟に加盟しているのは1団体のみである。この背景にはスポーツ空手に対する考え方が大きく関わっている。

本論文は2014年8月沖縄県において開催された空手1プレミアリーグ2014沖縄大会に参加したスポーツ空手の外国人関係者32カ国137名のアンケートの結果を基に「沖縄伝統空手」「スポーツ空手」「空手発祥の地沖縄」をキーワードに論じた。

* 沖縄大学地域研究所研究員
沖縄大学空手道部総監督
沖縄県空手道連盟副理事長
世界松林流空手道連盟理事
日本武道学会会員
空手1プレミアリーグ2014沖縄大会沖縄県実行委員長 a-kakazu@jasmine.ocn.jp

1. はじめに

沖縄を発祥の地とする空手は、今や世界189の国と地域に約6千万人の愛好家を有すると言われている。沖縄県は空手の目覚ましい世界進出を受け、空手会館の建設を決定し、豊見城城址公園内に2016年度中には完成する予定で事業を進めている。また、「空手の世界遺産登録」を目指し、行程表作成や歴史などを整理する検討委員会を2014年7月に発足した。

(公益財団法人)全日本空手道連盟(以下「全空連」という)は2020年の東京オリンピックでの空手競技採用に向けた署名活動を開始した。2014年6月18日国会議員106名でつくる空手道推進議員連盟の設立総会を開催、会長に管義偉官房長官を推挙し、2020年東京オリンピックにおける空手の正式種目入りを目指し後押しすることを決議した。

沖縄県内の空手界においては、国体参加問題により1981年から分裂状態であった空手主要4団体は2008年2月沖縄県知事を会長にむかえ27年ぶりに沖縄伝統空手道振興会として統一、伝統空手の保存・継承と世界への普及振興並びに沖縄が空手の聖地となることを目指し事業を展開している。但し、4団体の組織は残したままでの統一であり、全空連への加盟はその内1団体のみであり、スポーツ空手に対する考え方には違いが見られる。

このような中、全空連は日本初となる世界空手連盟(以下「WKF」という)主催による空手1プレミアリーグ世界大会の開催場所を空手発祥の地沖縄に決定した。空手1プレミアリーグとはWKFが主催する世界規模の競技会で2011年から年間8回～10回世界各地で開催され、世界中の空手家たちが新たなモチベーションとインスピレーションを高める絶好の場として注目を浴びている。沖縄大会は2014年8月30日・31日の二日間沖縄県立武道館メインアリーナにおいて世界45カ国、約350名の選手が出場し熱戦を繰り広げた。

今回のアンケート対象者はWKFが主催する世界選手権、プレミアリーグにおいてメダルを目指し、日夜トレーニングに励んでいる世界トップクラスのアスリート達である。世界を代表するスポーツ空手の選手並びに関係者が「空手発祥の地沖縄について」「伝統空手及び古武道について」どのような考えを持っているのかを知る絶好の機会と捉え実施したものである。

2. 調査方法

1) 調査目的

空手1プレミアリーグ沖縄2014に出場する選手並び関係者はスポーツとしての空手の競技者であり一流アスリートである。空手をスポーツとして取り組んでいる世界トップクラスの選手及び関係者が空手発祥の地沖縄をどのように見て、どう感じたか。又、伝統空手や古武道に対しどのような認識を持っているのかを知ることを目的とした。

2) 調査対象

本大会に海外から参加した関係者(選手、コーチ、審判、役員、家族友人)を対象とした。

3) 調査方法

- ・調査期間：2014年8月30日(土)～31日(日)

- ・調査方法：大会会場において、空手愛好家（松林流）で英会話が可能な沖縄科学技術大学院大学の学生2人（ドイツ人、ベルギー人）と英語を勉強する日本人（高校生）合計3名が直接、対象者へ質問紙の記入を依頼し、その場で回収した。
- ・調査協力者：プレミアリーグに参加した選手、関係者で、英文質問紙を理解でき、自記式質問紙調査へ協力を同意した外国人を対象とした。
- ・調査の内容：基本属性（国名、性別、年齢）・空手歴・今大会の参加理由・参加回数など筆者が日本語にて作成したものを、外国人に英訳を依頼し、プレテストにより修正を重ねて、英語を母国語としない対象者にも理解しやすいように作成した。
- ・倫理的配慮：大会主催である全空連にアンケート用紙を提出し承認を得た。調査協力者には英語表記の質問紙を理解可能で協力意志を示した外国人に記入依頼し回収を持って同意を得たものとした。

4) 質問紙の内容

以下の項目に関して問1以外は拓一式により質問した。

問1. 国別

問2. 性別 1. 男 2. 女

問3. 年齢 1. 10代 2. 20代 3. 30代 4. 40歳以上

問4. あなたがプレミアリーグに参加する理由は何ですか

1. 選手 2. 審判 3. コーチ 4. 家族・友人 5. その他

問5. 空手歴は何年ですか

1. 5年未満 2. 5年～10年 3. 11年～20年 4. 21年以上

問6. あなたが空手を始めた理由は（複数回答）

1. 近所に道場がある 2. 友人知人の勧め 3. テレビ映画の影響
4. その他

問7. プレミアリーグは何回目の出場ですか

1. 初めて 2. 2回目 3. 3回目 4. 4回目 5. 5回以上

問8. 沖縄に来たのは何回目ですか

1. 初めて 2. 2回目 3. 3回目 4. 4回目 5. 5回以上
6. その他

問9. 沖縄は空手の発祥の地であることは知っていますか。

1. はい 2. いいえ

問10. あなたの空手の流派は（複数回答）

1. 松濤館 2. 糸東流 3. 和道流 4. 剛柔流 5. 小林流
6. 上地流 7. その他

- 問11. 今、あなたが空手を練習する理由は何ですか（複数回答）
1. 強くなりたいから 2. 精神性を高めたいから
3. 伝統を守りたいから 4. 職業としてやっている
- 問12. 沖縄には昔からの伝統的な空手が残っていることを知っていますか
1. はい 2. いいえ
- 問13. 沖縄には昔からの伝統的な古武道が残っていることを知っていますか
1. はい 2. いいえ
- 問14. 機会があれば伝統的な空手や古武道を学びたいですか
1. はい 2. いいえ
- 問15. 空手発祥の地の沖縄は伝統的な空手や古武道を保存するべきですか
1. はい 2. いいえ 3. わからない
- 問16. 空手発祥の地沖縄は伝統的な空手や古武道を世界に発信するべきですか
1. はい 2. いいえ 3. わからない
- 問17. 機会があればまた沖縄に来たいですか
1. はい 2. いいえ

5) その他

今回のアンケートで海外の空手関係者は「伝統空手」と「スポーツ空手」を区別しているのか。「伝統空手」という概念はあるのか。アンケート用紙の英訳に協力してくれたドイツ人の愛好家によると、ドイツでは松濤館空手を学んでいる人たちも伝統空手と自称しており、沖縄でいう「伝統空手」と認識の違いが見られる。また、日本本土においても伝統系とは全空連の日本4大流派を指し、フルコンタクト（直接打撃ルール）の空手と区別している。よって、伝統空手についての質問では「沖縄には昔からの伝統的な空手が残っていることを知っているか」という表現で質問した。

広辞苑によるとスポーツとは「遊戯・競争・肉体的鍛錬の要素を含む身体運動の総称。」競技とは「互いに技術を競い、優劣を争うこと。体力・精神力を競う行動。特に運動競技のこと。」とあり、言葉の意味からするとこの場合はスポーツ空手ではなく、競技空手が適当であるが、沖縄の空手界ではスポーツ空手の名称が通例であり、スポーツ空手と表現する。

3. 調査結果

1) 抜粋

表1 国別回答者数

	国名	人数	%		国名	人数	%
1	オーストラリア	16	11.9	18	香港	2	1.5
2	カナダ	15	11.1	19	イラン	2	1.5
3	メキシコ	15	11.1	20	アイルランド	2	1.5
4	アメリカ	12	8.9	21	ネパール	2	1.5
5	フランス	9	6.7	22	ニュージーランド	2	1.5
6	台湾	6	4.4	23	トルコ	2	1.5
7	アルゼンチン	6	4.4	24	ベルギー	1	0.7
8	ドイツ	5	3.7	25	ブラジル	1	0.7
9	チェコ	5	3.7	26	ギリシャ	1	0.7
10	イギリス	4	2.9	27	キュラソー	1	0.7
11	インドネシア	4	2.9	28	インド	1	0.7
12	ポーランド	3	2.2	29	イタリア	1	0.7
13	ロシア	3	2.2	30	マレーシア	1	0.7
14	スイス	3	2.2	31	南アフリカ	1	0.7
15	ルクセンブルグ	3	2.2	32	ベネズエラ	1	0.7
16	ブルガリア	2	1.5	33	不明	1	0.7
17	グアテマラ	2	1.5	計	32ヶ国	135人	

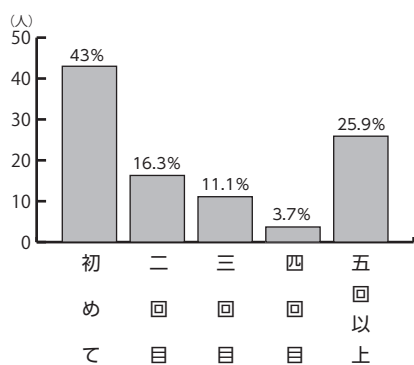


図1 プレミアリーグ出場回数

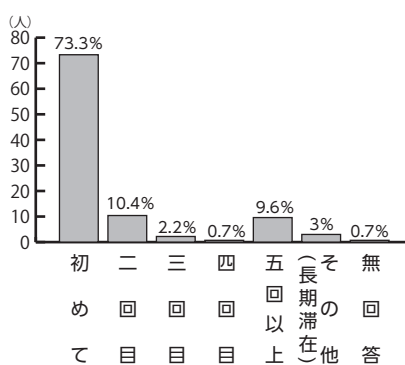


図2 沖縄に来た回数

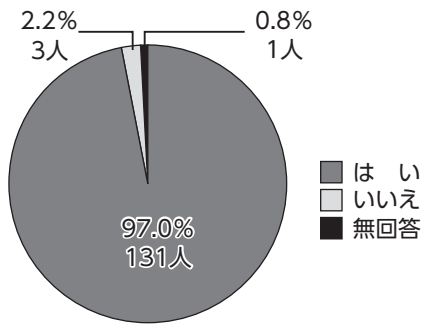


図3 沖縄が空手の発祥地である認識

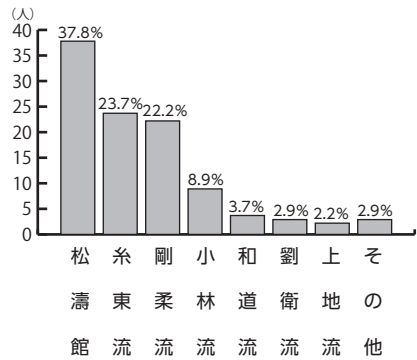


図4 空手の流派は（複数回答）

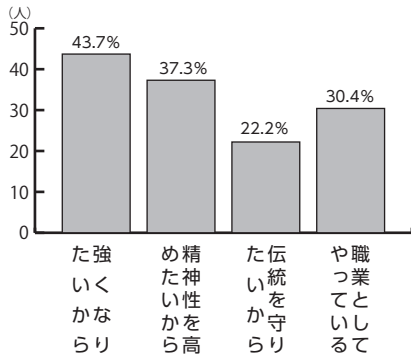


図5 空手を練習する理由（複数回答）

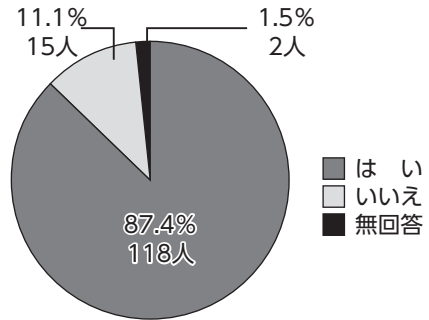


図6 沖縄伝統空手の認知

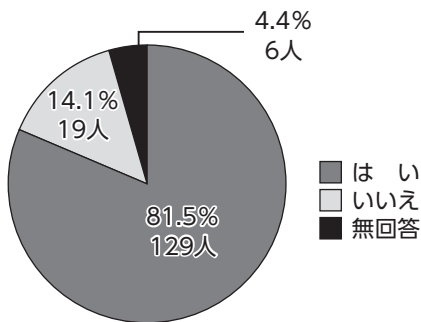


図7 機会があれば伝統空手や古武道を学びたいか。

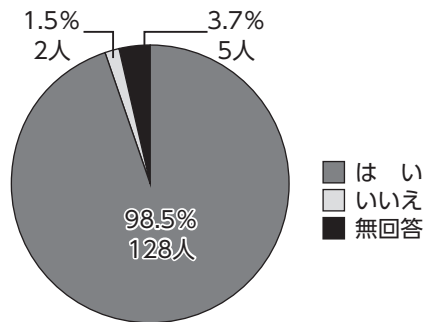


図8 機会があればまた沖縄に来たいか。

2) 全体

- ①国 別 32カ国 137名 (有効回答数135名)
- ②性 別 男性60.7% 女性38.5%
- ③年 齢 は 10代17.8% 20代33.3% 30代18.5% 40代以上29.5%
- ④目 的 選手57% 審判2.2% コーチ11.9% 家族友人23%
- ⑤空手キャリア
5年未満7.4% 5年～10年18.5% 11年～20年39.3% 21年以上32.6%
- ⑥空手を始めた理由 (複数回答)
近くに道場14.6% 知人の勧め45.4% テレビ映画16.9% その他26.9%
- ⑦プレミアリーグ参加回数
1回目43% 2回目16.3% 3回目 11.1% 4回目3.7% 4回以上25.9%
- ⑧来沖回数
1回目73.3% 2回目10.4% 3回目2.2% 4回目0.7% 5回目以上9.6%
その他 (長期滞在者) 3%
- ⑨空手発祥の地の認識 知っている97% 知らない2.2%
- ⑩流派 (複数回答有り)
松濤館37.8% 糸東流23.7% 剛柔流22.2% 和道流3.7% 小林流8.9%
劉衛流2.9% 上地流2.9%
- ⑪空手を練習する理由 (複数回答)
体力強化43.7% 精神強化37.3% 伝統を守る22.2% 職業30.4%
- ⑫伝統的な空手の認知 知っている87.4% 知らない11.1%
- ⑬古武道の認知 知っている68.1% 知らない30.4%
- ⑭伝統的な空手や古武道をやってみたいか はい81.5% いいえ14.1%
- ⑮伝統的な空手や古武道を保存するべきか
はい76.3% いいえ2.2% わからない20%
- ⑯伝統的な空手や古武道を世界へ発信するべきか
はい90% いいえ3% わからない15.6%
- ⑰又、沖縄に来たいか はい98.5% いいえ1.5%

4. 考察

この調査は2014年8月30日～31日沖縄県立武道館アリーナにおいて開催された空手1プレミアリーグ2014沖縄大会に参加した外国人135名の協力を得て実施された。注視すべきは初めて沖縄に来たが73.3%であり、沖縄の地でプレミアリーグが開催されたことによる初来沖が多数を占めている。

流派は松濤館、糸東流、剛柔流、和道流「以下、日本4大流派という」が全体の86.6%を

占めており、沖縄関係の流派は小林流、劉衛流、上地流で合計14.7%と少数である。1960年頃から松濤館空手がヨーロッパを中心に進出し、現在ではヨーロッパ空手の大半は松濤館と言われている。他の四大流派も1970年に開催された第1回世界空手道選手権大会（東京：日本武道館）の前から海外への普及活動を積極的に進めており、その結果が表れている。沖縄では戦後になって沖縄駐留の米国軍人への指導や流派単位で指導者の海外派遣を実施しているが、それらはスポーツ空手ではなく沖縄伝統空手の指導、普及と考えられる。

空手を練習する理由では身体的強化43.7%、精神的強化37.3%であるが、職業として空手を練習しているが30.4%もいることは、世界選手権やプレミア大会に出場するトップ選手は職業を持ち仕事の合間や休日に練習する環境ではメダルを取れるものではなく、世界における他の人気スポーツ同様にプロ化が進んでいると考えられる。

次に空手発祥の地についての質問では97%が空手発祥の地は沖縄であることを認知している。外国において伝統空手を修練する愛好家に同じ質問をしても同程度の結果が予想されるが、世界のスポーツ空手のアスリート等が97%も発祥の地沖縄を認知していることは意外であり驚きであった。また、「沖縄には昔からの伝統的な空手や古武道が残っていることを知っていますか。」の質問に対しては、伝統的空手は87.4%古武道は68.1%が認知しており、しかも、81.5%が機会があれば学びたいと答えている。沖縄に昔から残る空手や古武道を保存すべきが76.3%、世界へ発信すべきが90%と回答している。沖縄の伝統的な空手や古武道に対しても高い値で認知しており、機会があれば学びたい人が多数を占め、大多数が保存と世界発信を求めている。今回のアンケート結果はスポーツ空手や伝統空手の区別はなく、世界の空手愛好家は沖縄を空手の聖地として敬意と尊敬の念を抱いていると理解してもよいのではないだろうか。

5. むすび

これまでWKF、全空連が主導するスポーツ空手に対し、沖縄の空手界では二つの懸念事項があった。一つは海外のスポーツ空手の選手等は空手の発祥の地が沖縄であるということを知っているか、二つ目は沖縄には古くから伝わる伝統的な空手があることを知っているかである。また世界的なメジャースポーツとして進化発展していくスポーツ空手に対し警戒する意見があった。スポーツ空手が発展することは逆に沖縄伝統空手の衰退に繋がるのではないかという警戒である。

今回のアンケート結果は、その懸念や警戒を払拭するだけの内容ではないだろうか。スポーツ空手の外国人アスリート達のほぼ全員が空手発祥の地沖縄を了知しており、沖縄伝統空手の存在も認識している。また伝統空手や古武道を機会があれば学びたいという謙虚な姿勢さえも感じられる結果であった。

沖縄伝統空手とスポーツ空手は対立するものではなく、理解し合い認め合い協力関係を築き上げることが重要であり、それは可能であることを示している。そのためには沖縄伝統空

手とは何かを明確に示すことが必要である。スポーツ空手とは「ルールに基づき相手と技術を競い合い、優劣を争い、体力・精神力を競う空手行為」と言えるだろう。しかし、沖縄伝統空手とはという問いには様々な意見があり明確な答えが見いだせないのが現状である。沖縄伝統空手の持つ武術性、身体文化としての止揚、厳しい鍛錬とその過程で涵養される感情を抑制する崇高な精神性、これら師から弟子へと脈々と傳承されてきた真髄は他に類を見ない沖縄伝統空手独自の肉体的、精神的文化である。これを世界へ発信するためには、外国の空手愛好家や沖縄県民でも容易に理解できる「沖縄伝統空手の定義」を定める必要がある。また国内外の空手愛好家が空手発祥の地沖縄に対し、何を求め、何を学びたいのかを調査し、その結果を検証し実践していくことが沖縄伝統空手の世界普及並びに沖縄を空手の聖地とする目的達成に繋がるのではないだろうか。

空手はその年代や環境に応じて「情操教育としての空手」「スポーツ空手」「武道空手」「健康空手」が存在することを容認し、国内外において多様な空手に取り組んできた愛好家達がある時機沖縄伝統空手や古武道を学びたいという切望に対し、分かり易くかつ迅速に対応できる組織的な体制構築が僅々の課題ではないだろうか。

今回のアンケート調査が海外で活躍するスポーツ空手の一流選手が空手の発祥の地は沖縄であることを了知し、沖縄伝統空手の存在も認識しているという結果は実に有益であった。最後に、現在2020年東京オリンピックへの空手競技の実施が取り沙汰されているが後ひと押しのようなのである。WKFのエスピノス会長は過去に3度落選しているだけに、今回のチャンスは是が非でもと大願成就と語っており、沖縄を発祥とする空手がオリンピックと言う世界最高のスポーツイベントの場で披露されることを大いに期待するものである。

【参考文献】

- ・(公財)全日本空手道連盟 2014「空手1プレミアリーグ2014沖縄大会パンフレット」
- ・沖縄県文化観光スポーツ部 2013「空手道会館(仮称)基本計画」
- ・沖縄県空手道連盟 2011「沖縄県空手道連盟30周年記念誌」
- ・三田空手会・慶応義塾大学体育会空手部 1999「慶応義塾大学体育會空手部75年史」
- ・高宮城繁・新里勝彦・仲本政博 2008『沖縄空手古武道辞典』柏書房
- ・野原耕栄 2007『手(ティ)』球陽出版
- ・金城 裕 2011『唐手から空手へ』ベースボールマガジン社
- ・全沖縄空手道連盟ホームページ 2015年2月現在「全沖縄空手道連盟の沿革」

自動二輪車に追突された原動機付き自転車の 運転手に生じた後遺障害等に対する賠償責任 —自賠責保険金が支払われるまでの期間に対する遅延損害金が認められた事例—

福岡高等裁判所那覇支部平成23年11月8日判決（平成23年（ネ）第58号）損害賠償請求控訴事件（変更）、（平成23年（ネ）第53号）付帯控訴事件（棄却）
原審：那覇地方裁判所平成23年3月31日判決（平成23年（ワ）第652号）損害賠償請求事件（一部認容・控訴）

川崎 和治*

A Case Study of Reparation for Bodily Injury caused by Rear-end Collision by a Motorcycle.

KAWASAKI Kazuharu

要 旨

沖縄本島において生じた自動二輪車と原動機付き自転車の衝突事故により、重傷を負った原動機付き自転車の運転手が、加害者に請求した損害賠償訴訟に関する判例研究である。那覇地裁が認定した事実を福岡高裁那覇支部は、より詳細に検討し、合理的な推認方法により加害者の100%過失を認め、被害者に過失相殺を課すことを否定した。後遺障害逸失利益の計算において、医学部2年生にもかかわらず、医師の平均賃金を基礎収入として計算、また、自賠責保険金が支払われるまでの期間に対する遅延損害金を認めている。

本稿が「交通事故 うまんちゅで築く 美ら島2014」を年間ソローガンとして掲げる沖縄県の交通事故減少に参考になればと願っている。

キーワード：自動二輪車の追突事故、損害賠償、後遺障害逸失利益、遅延損害金

* 沖縄大学地域研究所所員

1. 問題の所在

(1) 全国交通事故の傾向と沖縄県の特徴¹⁾

周知のように、我が国の交通事故死者数は昭和45年の16,765人²⁾をピークに年々減少してきた。昭和54年には、8,466人と半減した死者数も、その後、増加に転じたが、平成4年の11,452人を境に減少、平成25年度は4,373人に減少した。ピーク時の26%に減少したことになる。しかし、交通事故発生件数は平成16年がピークであり、この年は、952,709件、負傷者数は1,183,616人と、それぞれ史上最悪となっている。その後、発生件数、負傷者数とも9年連続して減少し、平成25年では、事故発生件数629,021件、負傷者数は781,494人となり、共にピーク時の66%と減少した。これを前年と比較すれば、事故発生件数は36,117件減少(△5.4%)、負傷者43,940人減少(△5.3%)、死者数38人減少(△0.9%)となり、いずれも事故総量が高い水準にあるとはいえ、減少傾向が顕著である。

これらを沖縄県に限ってみれば、平成16年を基準にして、平成25年は交通事故発生件数指数が102、死者指数が85、負傷者指数が102となっている³⁾。加えて、沖縄県の交通事故のうち、人身事故の特徴として言われているのは、「①人身事故に占める飲酒がらみ事故の構成率が高い(24年連続全国ワースト1)、死亡事故に占める飲酒がらみ事故の構成率が高い(4年ぶりの全国ワースト1)、②死者に占める二輪車乗車中の構成率が高い(全国ワースト2)、③高齢者関連事故は年々増加傾向で、10年前(平成16年)の約1.4倍、④若年者(16歳～24歳)関連事故の構成比は、全事故の約4割、⑤交差点事故の構成比は、全事故の約5割⁴⁾」などであるとされている。

このように見てくると、沖縄県における交通事故事情はやや悪化しているようにも見える。そこで沖縄県警察では、平成26年交通警察活動重点策として、「飲酒運転の根絶と交通事故総量抑止対策の推進」を掲げ、年間スローガンとして「交通事故 うまんちゅで築く 美ら島2014」を採用して交通事故撲滅に努力を傾注している。

しかし、交通事故率を全国や九州全体(沖縄県を含む)と比較してみると、必ずしも沖縄県がワーストのグループであるとは限らない。

人口10万人当たり沖縄県死者率3.67人こそ、全国死者率3.44を上回るが、九州死者率4.01人を0.34下回る。また、沖縄県負傷者率558.73人は九州負傷者率893.91人を335.18人も下回り、全国負傷者率613.91人を55.18人下回る。

自動車1万台当たり死者率を見ると、沖縄県は0.44人であり、九州死者率0.49、全国死者率0.48をいずれも下回り、沖縄県負傷者率66.53人は九州負傷者率109.11人を42.58人も下回り、全国負傷者率85.98人を19.45人下回る。ただ、道路実延長1,000キロメートル当たりの事故率が高い。すなわち、沖縄県死亡率は6.45人であり、九州死亡率3.51人、全国死亡率3.60人より3ポイント弱高い。また、沖縄県負傷者率980.25人は九州負傷者率783.93人、全国負傷者率643.25人より略略200人～340人高いのである。

このように見てくると、沖縄県の交通事故による死傷者は全国平均より低い水準を示すが、

観光地の特徴からか、道路実延長の単位当たりの事故率が高くなっている。

(2) 本稿の目的

福岡高裁那覇支部は、平成23年11月8日、原審である那覇地裁平成23年3月31日判決⁵⁾を取消し、原審が認定した自動二輪車追突被害者には過失はなかったとして、原審が被害者に課した過失相殺割合50%を取消し、1億円を超える損害賠償を認容する判決を言い渡した⁶⁾。

この事件は、X（被害者・原告・控訴人・付帯被控訴人）が、深夜、国道A号線を進行中、右側にある訴外B薬品の駐車場に入ろうとして第2通行帯の右寄りに停車していたところ、後ろから、かなりのスピードで追い越しをしたY（加害者・被告・被控訴人・付帯控訴人）の自動二輪車に追突され、重傷を負った事件である。

那覇地裁は、事実認定において、Xが訴外B薬品の駐車場に入ろうとして、国道A号線を第1通行帯から斜めに侵入したためXには過失ありと認定して、50%の過失相殺をして賠償額を算定し、これを認容したが、福岡高裁那覇支部は事実認定を変更して、Xは右側のB薬品の駐車場に入るため、第2通行帯の中央から右寄りに、右足を地面につけて停車中、Y車はその右側をかすめて通行し、X車の右側およびXの右足をひっかけたためと認定して、Xに過失はないとしたものである。

本事件における論点は損害額の算定方法に尽きるが、第1にそれぞれの損害項目の計算が妥当であったかどうか。第2に自動車損害賠償保障法（以下「自賠法」という。）に基づく自動車損賠償責任保険ないし自動車損賠償責任共済（以下「自賠責」という。）の保険金または共済金が支払われるまでの間の遅延損害金が認められるかどうか。次に、認められるとすれば、自賠責の保険金（共済金）は損害に充当され、遅延損害金は、別途、賠償の実行によって支払われるのか（任意自動車保険の支払となるのか。）。それとも、自賠責保険金（共済金）がまず遅延損害金に充当され、その残額が損害額に充当されるのか。見解の分かれるところであろう。

本稿においては、この福岡高裁那覇支部平成23年判決を取り上げる。それは、本件が沖縄本島における事案であり、裁判所も福岡高裁那覇支部（原審は那覇地裁）であるためである。その上に、死者に占める二輪車乗車中の構成率が全国ワースト2位だからである。そして、沖縄県警察だけでなく、沖縄県民挙げて交通事故撲滅を計ろうとする「交通安全 うまんちゅで築く 美ら島2014」の願いを込めて、このような事故の再発防止を願うためでもある。

2. 事実の概要

平成15年2月17日午後11時ころ、沖縄県中頭郡〇〇先の国道A号線の路上において、Xが運転する原動機付き自転車（ホンダ・ディオ）にYが運転する大型自動二輪車（ヤマハ、XJR1200）が衝突し、Xが重傷を負った。

本件事故の現場付近は一直線で平坦な片側2車線のアスファルト舗装道路であり、最高速

度50キロメートル毎時と駐車禁止の交通規制がされていた。当時の天候は晴天で路面は乾燥しており、深夜であるにもかかわらず街灯や店舗の照明等により明るく、約70メートル先まで視認することができる状態であった。また、進行方向へは1分当たり自動車5台程度、逆方向へは1分当たり3台程度が通過する交通量があった。

本件事故直後、Xは衝突地点から進行方向に約8.8メートル先の中央線付近に転倒しており、X車は約9.5メートル先の中央線付近に右側を下に転倒していた。なお、X車のハンドル、ブレーキとも正常に作動し、ライトも点灯していた。しかし、車体右側の風防および車体前部風防の右側には軽微な損傷があった。

一方、衝突後、Yは転倒することなく、衝突地点から進行方向約113メートル付近に停車した。Y車のハンドルにふらつきはなく、ブレーキは正常に作動し、ライトガラスは破損していたもののライトは点灯していた。車体左側ステップバーおよびチェンジペダルが損傷していたが、その損傷の程度は軽微であった。なお、現場にはタイヤ痕、スリップ痕は残されていなかった。

事故当時、訴外Cは時速40ないし50キロメートルでタクシー営業運転中であったが、Y車に追い抜かれ、本件事故の衝突音を聞いて停車した。C車が約47.7メートル走行する間にY車は約91.3メートル走行したと認定されている。また、CはYが主張する駐車車両は無かったと指示説明している。

Xは昭和48年5月生まれの女子であり、事故当時、家庭教師として稼働していたが、事故後、平成16年4月にD大学医学部に入学し、平成23年1月の原審判決当時2年生であった。

Xの本件事故により被った傷害は右上腕骨骨折、右下腿骨骨折等であり、本件事故直後に撮影されたレントゲン写真には、下腿骨のうち、腰骨および腓骨は、脛骨の方向に折れ曲がっていた状態が撮影されていた。

Xは傷害の治療のため、事故日から平成20年4月2日までに、次のように10回にわたって合計748日間入院した。その他、通院が35日ある。

- 第1回 E病院に100日間
- 第2回 E病院に3日間
- 第3回 E病院に163日間
- 第4回 F病院に132日間
- 第5回 G病院に89日間
- 第6回 F病院に48日間
- 第7回 G病院に25日間
- 第8回 F病院に15日間
- 第9回 H病院に20日間
- 第10回 J病院に153日間

その結果、Xは平成20年4月2日、右下腿切断、右肩関節機能障害、骨盤変形障害の症状

が固定し、同年6月27日、これら後遺障害について併合4級の等級認定を受けている。

以上から、Xが算出した損害額は総額109,985,436円となり、すでに受け取った自賠責共済金から遅延損害金に充当した残額と高額医療費の払戻金相当額の合計額16,673,461円を控除し、弁護士費用9,500,000円を加算した総額102,811,975円をXはYに訴求したのである。

原審である那覇地裁平成23年3月31日判決は、本件事故は、Xが訴外B薬品の駐車場へ入ろうとしていたものであると推認しており、第1通行帯の左側付近から緩やかな角度で第2通行帯の右側の中央線に接近し、停車する間にY車に追突されたものであると認定し、Xにおいて、後方の安全に注意を払いさえすれば、ライトの光や走行音から、接近するY車の存在に気づき、危険を回避することができたとして、Xの過失を認定し、50%の過失相殺を行ったものである。その結果、認容額は50,230,793円となった。これを不服としてXが控訴したのである。

3. 判旨（原判決変更・付帯控訴棄却、確定）

(1) 事故態様について

「Xの傷害が右半身に集中し、X車が右側を下にして転倒していたこと、Xの右下腿骨の骨折原因となる衝撃はXの右後方から右前方に加えられたものであると推認される。

また、Xの下腿骨に加えられた衝撃が強いものであったことを前提にすると、Xの右下腿部はX車の外側にはみ出した状態で直接に衝撃を受けたことが推認される。

さらに、Xの身体及びX車がY車と国道A号線の中央線付近で衝突したにもかかわらず、そのまま約8ないし9メートル程度前方の中央線付近に飛ばされていたことを勘案すると、Xの身体ないしX車は真後ろから直進方向に強い衝撃を受けたものと推認される。」

以上の事実から「Xは、その右足をX車の外に出した状態で、右下腿部付近にほぼ真後ろから強い衝撃を受けたものと推認される。このことはY車の損傷の範囲が左側の突起部分(左側ステップバー及びチェンジペダル)に限定されており、その損傷が軽微である上、Y車が大きな衝撃を受けていないこともよく整合する。

そして、中央線付近で右足を原動機付自転車の右側に出した状態として想定できるのは、経験則上、右折待機のために右足を地面につけて停車している状態であろうし、本件にあってはXの右足が地面についていたために右脚の損傷の程度がより大きかったと推認される。」「以上のとおり、Yは、中央線付近で停車して右折待機中のX車の右後方のほぼ真後ろからY車の左側部分を接触させたと判断すべきである。」

(2) 過失について

タクシー営業運転中の訴外C車が「時速40ないし50キロメートルで約47.7メートル走行する間にY車は約91.3メートル走行していたのであるから、Yは時速76キロメートル(40×91.3/47.7)ないし95キロメートル(50×91.3/47.7)の高速で走行していたと認められるところ、その速度は制限速度(時速50キロメートル)を大幅に超過する。

これらの事故態様及びYの速度超過の程度に鑑みると、本件事故は専らYの過失により生じたものというほかない。Yによる無過失免責（自動車損害賠償保障法3条但書）は論外であり、過失相殺の主張も失当である。」

(3) 損害額について

Xにつき生じた損害認容額は、以下に述べるようにほぼXの請求額と同様である。

- ① 治療費4,750,813円、入院雑費748日分1,122,000円、装具代195,790円、納付済みの学費484,900円については「当事者に争いが無い。」
- ② 入院付添費100日分650,000円についても争いはなく、「本件事故と相当因果関係のある損害であると評価すべきである。」
- ③ 傷害慰謝料の請求額は4,700,000円であるが、「Xは本件事故により748日間入院し、35日間通院したところ、その傷害が極めて重篤であることを勘案すると、これを慰藉するに必要な金員は4,100,000円と評価される。」
- ④ 後遺障害逸失利益78,081,933円についても、「当裁判所も、Xが症状固定時にD大学医学部の2年生であり、医師国家試験に合格した上で医師として稼働する蓋然性が高いので、医師の平均賃金を基礎収入として後遺障害逸失利益を算定すべきである（金額省略）と判断する……。」として、請求額と同額が認容されている。
- ⑤ 後遺障害慰謝料20,000,000円についても、原審が認容した17,000,000円を取消し、「Xが本件事故により被った上記後遺障害に係る精神的苦痛を慰藉するに相当な金額は20,000,000円であると評価される。」とし、請求額と同額を認容した。
- ⑥ 以上、認容額小計は109,385,436円となる。

(4) 損害填補と遅延損害金について

「Xは高額療養費として974,376円の支給を受け、自賠責共済から平成16年8月26日に1,200,000円、平成19年6月12日に12,960,000円、平成20年7月1日に5,930,000円の支給を受けた。

高額療養費制度は、医療費の負担額が暦月で負担上限額を超えた場合に医療保険から超過額の支給を受ける制度であり、それ自体が保険給付として損害の填補を目的としているものであることから、損益相殺に準じて損害賠償債務の元本に充当されるべきであり、当該部分について遅延損害金は発生しない。

他方、不法行為に基づく損害賠償債務は損害の発生と同時に当然に遅滞に陥り、したがって相当額の遅延損害金が発生する。後に自賠責共済から保険金が支払われたからといって当然に損害賠償債務の元本に充当され、損益相殺に準じて遅延損害金が発生しないものと解すべき根拠はない（カッコ内省略）。」

以上から、損害の填補については以下のとおりとなる。

- ① 「弁護士費用を除く損害額合計額（金額省略）から、損益相殺に準じて損害賠償債務の元本に充当すべき高額療養費（974,376円）及びX自ら損益相殺に準じて損害賠

償債務の元本に充当する自賠責共済（傷害分、1,200,000円）を控除すると、以下の計算のとおり107,211,060円となる。（算式省略）」

- ② 「自賠責共済から支払われた保険金12,960,000円に相当する損害部分に対する本件事故の日（平成15年2月17日）から上記保険金支払日（平成19年6月12日）までの遅延損害金の額は以下の計算のとおり2,797,940円となる。（計算式省略）」
- ③ 「自賠責共済から支払われた保険金5,930,000円に相当する損害部分に対する本件事故の日（平成15年2月17日）から上記保険金支払日（平成20年7月1日）までの遅延損害金の額は以下の計算のとおり1,592,570円となる。（計算式省略）」
- ④ 「したがって、上記自賠責共済に係る保険金合計18,890,000円（計算式省略）を各支払日にそれぞれ損害賠償債務元本に充当すると弁護士費用を除く損害賠償債務の元本は88,321,060円となり（107,211,060円－18,890,000円）となり、その確定遅延損害金は4,390,510円（2,797,940円－1,592,570円）となる」
- ⑤ 「本件事故と相当因果関係のある弁護士費用は8,800,000円と認める。

(5) 結論

「以上のとおり、XのYに対する請求は、損害賠償元本97,121,060円（計算式省略）、確定遅延損害金4,390,510円（その合計は101,511,570円）及び上記損害賠償金元本に対する本件事故の日である平成15年2月17日から支払済みまで民法所定の年5部の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があり、その余は理由がない。」

4. 研究

(1) 事実認定について

本件判決は事故発生の態様について、原審の判断と異なった判断を下している。

原審において、YはXが道路左側の2台の駐車車両の間から国道A号線とほぼ直角に近い角度で飛び出したと主張し、自賠法3条の責任を負わない旨主張したが、判旨は「本件事故当時、道路左側に2台の駐車車両があったか否かを認定する確かな証拠がないものの、X車とXの衝突後の挙動やXの傷害部位に照らせば、少なくとも、X車が直角に近い形で飛び出てきたことはないもの」として、「X車が衝突地点から約9.5メートルの地点に転倒していることからすれば、衝突の時点で、完全に停止をして右折待機の状態であったものではなく、おそらく、第1通行帯の左側付近から緩やかな角度で第2通行帯の右側の中央線に接近し、停車する間際であった」と認定し、「本件事故については、Yにおける前方のX車の動静不注視と高速度でのY車の走行、そして、Xにおける後方の安全確認の不十分によって生じたもの」と事実認定を行い、「Yにおいて、Y車の保有者としての自賠法3条の運行供用者責任を負い、他方、Xにおいて、50%の過失相殺は免れない」とした。

これに対して、本判決は事故の状況を詳しく調査し、X車の転倒後の位置やX車の破損の状況、Xの傷害部位、Y車の破損箇所、Y車のスピードが毎時76～95キロメートルであった

と認定される事などから、前述判旨で記述した通り「本件事故は専らYの過失により生じたものというほかはない。Yによる無過失免責（省略）は論外であり、過失相殺の主張も不当である」と判示して、原判決を変更した。

以上のとおり、本件判決が、事実関係を詳細に再検討し、一定の事実から生じるであろう結果を合理的判断の範囲内で推認し、その結果、Yの過失を認定し、原審がXに課した過失相殺を取消したことは、論理的推認の結果であり、賛成である。

(2) 損害額について

特徴的なことは、損害額の算定につき、Xの主張と本判決の認容額との間に大きな差はないことである。結果として、Xの請求額がそのまま認容された項目が多い。次に一覧してみよう。

Xの損害項目	Xの請求額（円）	本判決の認容額	参考・原審の認容額
治療費	4,750,813	4,750,813	4,750,813
入院雑費	1,122,000	1,122,000	1,122,000
装具代	195,790	195,790	195,790
納付済みの学費	474,900	474,900	474,900
入院付添費	650,000	650,000	650,000
傷害慰謝料	4,700,000	4,100,000	4,100,000
後遺障害逸失利益	78,081,933	78,081,933	78,081,933
後遺障害慰謝料	20,000,000	20,000,000	17,000,000
小計	109,985,436	109,385,436	(106,985,436)
過失相殺50%	なし	なし	53,192,718

以上からXの請求額と本件判決の認容額とは、上記損害項目に関する限り、傷害慰謝料が請求額470万円、認容額が410万円と異なるのみである。

周知のように、慰謝料は精神的損害に対する慰謝であるため、損害額の証明は不可能である。そのため、慰謝料は原告の証明なしに裁判官が認定できるとされている。また、慰謝料は損害額調整の意味を持つこともあるため、その適否は損害額全体を俯瞰する必要がある。本件では、傷害慰謝料と後遺障害慰謝料が認められており、認容額合計は2,410万円である。交通事故の慰謝料水準から見て、問題はない。

それぞれの損害項目の具体的な計算においても、疑問となるところはないが、若干問題があるとすれば、後遺障害逸失利益であろう。

後遺障害逸失利益の計算は、基礎となる収入に労働能力喪失率、労働能力喪失期間を乗じ中間利息控除を行って算出する。この場合、死亡逸失利益の計算とは異なり、生活費を控除しないのが原則である⁷⁾。Xは事故時に家庭教師として収入を得ていたが、Xの症状固定時にはD大学医学部2年生となっている。しかし、まだ医師として稼働しているわけではない。

将来、医師国家試験に合格し、医師としての収入を売る法的蓋然性が事故時に認められるかどうかについては若干の疑問がある。この点につき本判決は、既述のように（本稿3判旨(3)損害額について④）、将来「医師として稼働する蓋然性が高いので、医師の平均賃金を基礎収入として」逸失利益を算定すべきことを認めた。Xが確実に医師として稼働する蓋然性が高いことの証明⁸⁾がなされていれば、医師の平均賃金を基礎収入に認めるのにやぶさかではないが、医師として稼働する蓋然性についての証明が為されているかどうか。この点につき、判決は必ずしも詳細に述べていない。若干の疑問を感じるところである。

しかしながら、ほとんどの医学生が無事医学部を卒業しており、医師国家試験の合格率は常に80%台であってみれば、法的確実性とまではいえないが、医師としての稼働の蓋然性を認めても差し支えないと考える。

なお、医学生の後遺障害逸失利益の算定にあたって、事故時のセンサス医師男子全年齢平均を基礎収入とした例として、横浜地裁平成13年10月12日判決⁹⁾がある。

(3) 損害の填補

前表のとおり、損害額は109,385,436円と算定されたが、Xはすでに高額療養費として974,376円を得ており、さらに自賠責共済から平成16年8月26日に1,200,000円の、平成19年6月12日に12,960,000円、平成20年7月1日に5,930,000円の共済金の支払を受けている。

本判決は「高額療養費制度は、医療費の負担額が暦月で負担限度額を超えた場合に医療保険から超過額の支給を受ける制度」であるとして、「それ自体が損害の填補を目的としているものである」から「損益相殺に準じて損害賠償債務の元本に充当されるべきであ」として遅延損害金の発生を認めなかった。高額療養費支給は社会政策上の医療制度の一環であってみれば、支払日の如何を問わず、損害賠償の元本に充当され、遅延損害金は発生しないとする解釈が望ましいと考えるので賛成である。

そうすると、自賠責共済金（保険金）の場合はどうなるのかが問題となる。本件事故の加害者が負う債務は、自賠法3条に基づく損害賠償債務である。これはすなわち不法行為に基づく損害賠償に他ならない。

不法行為に基づく債務は損害の発生と同時に当然に遅滞に陥ることは疑いがない¹⁰⁾。そうすると、自賠責共済金（保険金）が支払われるまでの間に遅延損害金が発生しているはずである。通常、自賠責保険金が支払われたといっても、これで損害賠償額の全額（損害金の元本および遅延損害金）をカバーするケースは少ない。このような場合には、自賠責共済金（保険金）は、まず遅延損害金の支払債務に充当しされるべきものなのであろうか。

従来の実務慣行は自賠責保険金を損害賠償金の元本に充当し、残額元本だけに対する事故日からの遅延損害金を認めるという方式であった。この方式は「長きにわたり特段疑問を持たれることがなかったとともに、当事者間の黙示の合意に合致するものと考えられてきた¹¹⁾」という。しかし、最高裁（三小）平成11年10月26日判決¹²⁾は「不法行為に基づく損害賠償債務は、損害の発生と同時に、何らの催告を要することなく、遅滞に陥るものであって（最

高裁昭和34年（オ）第117号同37年9月4日第三小法廷判決・民集16巻9号1834頁）、後に自動車損害賠償保障法に基づく保険金の支払によって元本債務に相当する損害がてん補されたとしても、右てん補に係る損害金の支払債務に対する損害発生日である事故の日から、右支払日までの遅延損害金は既に発生しているのであるから、右遅延損害金の請求が制限される理由はない。」と判示して、保険金支払日までの遅延損害金を認めた。ついで、最高裁（二小）平成16年12月20日判決¹³⁾は「本件自賠責保険等によつててん補される損害についても、本件事故時から本件自賠責保険等の支払日までの間の遅延損害金が既に発生していたのであるから、本件自賠責保険等が支払時における損害金の元本及び遅延損害金の全部を消滅させるに足りないときは、遅延損害金の支払債務にまず充当されるべきものであることは明らかである（民法491条1項参照）。」と判示し、自賠責保険金（共済金）についても法定充当の規定が適用されることを明確にした。

① 遅延損害金の計算

本判決は、自賠責共済の傷害部分の共済金1,200,000円については、Xは事故日から支払日までの遅延損害金を請求できるのに、その主張がないと認定されている。そのため「X自ら損益相殺に準じて損害賠償の元本に充当する自賠責共済（傷害分、1,200,000円）を控除」（本件判決80頁（ア））すると解されている。したがって、Xの主張がない以上、遅延損害金は認める必要がない。

そこで、上表の損害額小計109,385,436円から、損益相殺に準じて既払金である高額療養費974,376円と自賠責共済金傷害分の1,200,000円を控除すると、107,211,060円（109,385,436円－974,376円－1,200,000円）となる。

自賠責共済から支払われた共済金12,960,000円に相当する損害部分に対する遅延損害金（5%）の額は、本件事故日が平成15年2月17日であり、支払日が平成19年6月12日であるので、その期間は平成15年が318日、平成16～18年が3年、平成19年が163日分となり、2,797,940円 $\{12,960,000円 \times 0.05 \times (318 / 365 + 3年 + 163 / 365)\}$ （円未満四捨五入）である。

自賠責共済から支払われた共済金5,930,000円に相当する損害部分に対する遅延損害金（5%）の額は、本件事故日が平成15年2月17日であり、支払日が平成20年7月1日であるので、その期間は平成15年が318日、平成16～19年が4年、平成20年が183日分となり、1,592,570円 $\{5,930,000円 \times 0.05 \times (318 / 365 + 4年 + 183 / 366)\}$ （円未満四捨五入）となる。

そうすると、本件事故にかかる自賠責共済の共済金合計18,890,000円（12,960,000円＋5,930,000円）をそれぞれの支払日にそれぞれの損害賠償債務の元本に充当すると、損害賠償債務額元本は88,321,060円（107,211,060円－18,890,000円）となる。その確定遅延損害金は上記のとおり4,390,510円（2,797,940円＋1,592,570円）である。

② 賠償すべき損害の総計

以上から、本判決が認容した賠償すべき損害の総額は次のとおり算定された。

前表の小計の額から既払金（高額療養費＋自賠責保険金）を控除すると、88,321,060円

(109,385,436円－974,376円－1,200,000円－12,960,000円－5,930,000円)となり、弁護士費用8,800,000円¹⁴⁾を加えると、97,121,060円となる。これに確定遅延損害金4,390,510円を加えると賠償すべき損害額総計は101,511,570円である。さらに事故の日から支払済みまで、民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払が認容された。妥当である。

ところで本件のように、自賠責保険や任意自動車保険対人・対物賠償を含む賠償責任保険において、損害の一部を埋めるに過ぎない保険金の支払があった場合の遅延損害金の具体的な計算方法については、最高裁はまだ言及していない。法曹実務は本件が示したように、事故日から保険金の支払われた期間までの遅延損害金を算出して要賠償額に加算すると同時に、支払われた保険金は損害額元本に充当する方式を採るものが多いようである。その上で、元本へ充当により減額した損害額（要賠償額）について、その賠償債務額の支払いまでの遅延損害金を課すのは当然である。

一方、支払われた保険金を民法の原則通り、まず遅延損害金に充当し、残額を損害元本に充当する方法も考えられる。この計算方式の方が民法の趣旨に適うようにも思われる。結果的に大きな差は生じないとしても、問題の提起とさせて頂く。今後の研究課題の一つとしたい。

注

- 1) 全国の交通事故統計は「平成26年版交通安全白書」（内閣府発行）、沖縄県の交通事故統計は「（平成25年版）沖縄県警察交通白書」（沖縄県警察本部交通部交通企画課発行）（以下、本稿では「沖縄県交通白書」という。）による。なお、両者の年表示が異なるが、共に平成25年の統計である。
- 2) 昭和45年の統計には、沖縄県は含まれていない。
- 3) 前掲注(1)4頁、下段の表参照。
- 4) 前掲注(1)はしがき
- 5) 自保ジャーナル1884号84頁
- 6) 前掲注(5)75頁
- 7) 『民事交通事故訴訟・損害賠償額算定基準上巻2014』日弁連交通事故損団センター東京支部2014年発行（以下『赤い本』上巻という。）80頁参照。
- 8) 「逸失利益算定の基礎となる収入は、原則として事故前の現実収入を基礎とするが、将来、現実収入額以上の収入を得られる立証があれば、その金額が基礎収入となる。」『赤い本』上巻79頁
- 9) 自動車保険ジャーナル1421号。なお、自動車保険ジャーナルは1813号（2010年1月14日号）より「自保ジャーナル」と名称を変更している。
- 10) 最高裁（三小）昭和37年9月4日判決 民集16巻9号1834頁、判例タイムズ139号51頁
- 11) 丸山一朗「保険会社による医療機関への治療関係費の支払等（任意保険金支払い）について、被害者の損害賠償債務の元本に充当され、かつ、その遅延損害金の請求が黙示の合意に基づき免除されていたとされた事例」石田満編『保険判例2013』（2013年、保険毎日新聞社発行）72頁、

『赤い本』下巻（講演録編）2006年（平成18年）版221頁

12) 交通民集32巻5号1331頁

13) 判例時報1886号46頁

14) 通常、金銭賠償を目的とする民事裁判では、弁護士費用は認容される損害賠償額の10%前後がほとんどである。本判決も弁護士費用は認容された賠償額88,321,060円のほぼ10%に当たる8,800,000円が認められた。

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿規程

1. 目的

沖縄大学地域研究所は、琉球弧およびアジア地域に関する国内外の研究水準の向上を目的として、沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』を原則として年2回発行する。

刊行・編集については、本研究所紀要編集委員会（以下、編集委員会とする）がその任にあたるものとする。

2. 投稿資格

本誌への投稿は、原則として沖縄大学地域研究所所員（学内所員および特別研究員）、および編集委員会が投稿を依頼した者とする。

3. 原稿

原稿は、原則として日本語または英語で書かれたものとし、琉球弧およびアジアを対象とする未発表のもので、以下のいずれかに相当するものとする。

- (1) 論文
- (2) 研究ノート
- (3) 判例研究
- (4) 調査報告（現地調査などによって得られた資料、データ、聴取記録など）
- (5) 実践研究報告
- (6) その他（書評、資料紹介、翻訳など）

4. 原稿の提出

原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、(1)メールまたは(2)郵送で提出する。

- (1) メール：電子メールの添付ファイルとして原稿および投稿票を提出する。
- (2) 郵送：記録媒体（CD、USB等）および印刷された原稿1部に投稿票を添付して送付する（当日消印有効）。

5. 原稿の締め切り

毎年、5月末日及び11月末日を原稿提出の締め切りとする。

6. 原稿の種分けおよび採否

- (1) 原稿の種分けの最終的な決定は編集委員会が行う。
- (2) 原稿の採否については編集委員会が決定する。

7. 査読

原稿の採否について、特に3に示された種別のうち、論文については、査読者により判定される。査読者は、学内外における当該論文の内容にふさわしい研究者とし、編集委員会より委嘱される。査読の方法ならびにその取り扱いについては別途定める。

8. 掲載誌及び抜刷の贈呈

掲載誌2部、抜刷30部を執筆者に贈呈する。これらを超える部数については、執筆者の自己負担とする。

9. 著作権

- (1) 掲載された論文等の著作権は原則として本研究所に帰属する。
- (2) 掲載された論文等は、インターネット上で公開される。
- (3) 本誌掲載の原稿を転載する場合は、本誌に掲載された原稿である旨を転載先の原稿に記載した上で、出版物を1部本研究所に寄贈して下さい。

10. 原稿送付先

〒902-8521 沖縄県那覇市字国場555 沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』編集委員会宛
(tel 098-832-5599 fax 098-832-3220 メール chicken@okinawa-u.ac.jp)

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』執筆要項

1. 使用する言語
原則的に日本語または英語とします。
2. 表題と著者名
和文原稿には英文表題と英文著者名をつけて下さい。英文原稿の場合は、和文表題と和文著者名をつけて下さい。
3. 要旨、要約、キーワード、原稿の種類と長さ
 - (1) 要旨
原稿の種類を問わず、執筆の意図を説明するものとして要旨（150字）を冒頭につけて下さい。地域研究という性格上、専門分野が多岐にわたるため、他分野の読者にも、原稿の狙いや扱っている問題の性格についての理解を促すためのものとして心がけて下さい。
 - (2) 要約
和文の論文には和文要約（600字程度）および原則として英文要約（600語以内）をつけて下さい。
英文の論文の場合には英文要約（200語程度）および和文要約（1,200～2,600字程度）をつけて下さい。
 - (3) キーワード
各要約の末尾には、それぞれの言語で3～5語のキーワードを明記して下さい。
 - (4) 原稿の種類と長さ（和文）
400字詰原稿用紙換算。図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。
 - ・「論文」：40～70枚＋要旨（150字）＋要約（600字程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「研究ノート」「判例研究」：20～50枚＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「調査報告」「実践研究報告」：20～30枚＋要旨（150字）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：10～20枚＋要旨（150字）
 - (5) 原稿の種類と長さ（英文）
 - ・「論文」：7,000語以内＋要旨（40語）＋要約（200語程度）＋和文要約（1,200～2,600字程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「研究ノート」「判例研究」：5,000語以内＋要旨（40語）＋要約（150語程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「調査報告」「実践研究報告」：3,000語以内＋要旨（40語）＋要約（100語程度）＋キーワード（5つ程度）
 - ・「書評」「資料紹介」「翻訳」など：2,000語以内＋要旨（40語）
4. 書式
原稿の書式は以下の原則に従って下さい。
 - (1) ワードプロソフトはMS-Wordに限定します。
 - ・用紙：A4（横書き）。各頁には、通し番号を明記して下さい。
 - ・余白：上下左右すべて20mm
 - ・行数×文字数：40×40（1,600字）
 - ・フォント：和文はMS明朝（10.5ポイント）、欧文はCentury（10.5ポイント）
 - (2) 論文は、表題、執筆者名、要旨、和文要約、英文要約（原則）、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
 - (3) 研究ノート、判例研究、調査報告などは、表題、執筆者名、要旨、キーワード、本文、注、引用文献、図表の順序で構成して下さい。
 - (4) 注および図表の位置、特殊な指示などは、ペーパー原稿の上に朱書して下さい。

5. 表記法

- (1) 英数字は、原則として半角文字を用いて下さい。．。()＝などの記号類は、全角文字を用いて下さい。
- (2) 節、項には半角数字を用いて、それぞれ1.(1)のように記して下さい。
- (3) 外国人名や外国地名はよく知られたもののほかは、初出の箇所にその原綴りを、「フライブルク (Freiburg)」のように記して下さい。
- (4) 原則として西暦を用いて下さい。年号を使用する場合には、「昭和63年 (1988年)」のように記して下さい。

6. 図表、写真

- (1) 図表、写真はそのまま版下として使えるように、執筆者の責任で別紙に作成し、オリジナルおよび仕上がり寸法大のコピーを提出して下さい。
メールで提出する場合は、jpgのデータを添付して下さい。(図表用の版下作成の必要が生じた場合には、執筆者に版下作成の実費を負担いただきます。)
- (2) 図表の頭に、「図1 世界の人口 (1992年12月末現在)」のように題名を記し、データ類を他の文献から引用する場合には、下部に「(出典) 厚生省人口問題研究所『人口統計資料集1992』」のように、引用した文献を挙示して下さい。
- (3) 図表、写真の挿入位置を原稿中に明記して下さい。

7. 注、文献引用

- (1) 注は、本文該当箇所の右肩に通し番号(1)、(2)のように記し、本文の最後にまとめて記載して下さい。
- (2) 本文注とする場合は「Carson (1962)」のように「著者名 (発表年)」を記して下さい。文献リストは、著者名 (五十音順もしくはアルファベット順)、発表年、論文名、書名、雑誌名、出版社名、巻号：所在ページの順で記載して下さい。和文文献は書名、雑誌名を『』で、論文名を「」でくくり、欧文文献は書名、雑誌名をイタリックで表記して下さい。

8. 校正

著者校正を1回行います。(万一校正段階の加筆、修正によって組換え等追加の費用が必要になった場合は、その費用を執筆者にご負担いただくことがあります。)

※原稿番号： _____

沖縄大学地域研究所紀要『地域研究』投稿票

※受付日： _____ 年 _____ 月 _____ 日
※は編集委員会記入

著者名（連名の場合は全著者について） ①日本語 ②英 語	
表 題 ①日本語 ②英 語	
キーワード（5語程度） ①日本語 ②英 語	
文字数（図表、注、文献リストを含みます。要旨、要約は字数に含みません。）	
原稿の種分け（著者希望） 1. 論 文 2. 研究ノート 3. 判例研究 4. 調査報告 5. 実践研究報告 6. その他（ _____ ）	著者連絡先 住所：〒 氏名： Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____
著者紹介（執筆者の①所属、②所属機関の住所、③E-mailを執筆文章の1ページ目に掲載します。連名の場合は全著者について掲載します。） 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____ 著者名： ① _____ ② 〒 _____ ③ _____	

(注) 原稿は、執筆要項にしたがってMS-Wordで作成し、メールまたは郵送で提出する。
(1) メール：電子メールの添付ファイルとして原稿および投稿票を提出する。
(2) 郵 送：記録媒体（CD、USB等）および印刷された原稿1部に投稿票を添付して送付する（当日消印有効）。
送付先：〒902-8521 那覇市国場555 沖縄大学地域研究所 紀要編集委員会
Tel: 098-832-5599 Fax: 098-832-3220 E-mail: chicken@okinawa-u.ac.jp

編集後記

1920年頃の伊波普猷の文章のなかに、子どもの成長への親の思いに例えて、国家とデモクラシーを論じた印象深い随筆がある。

妻（最初の妻マウシ）が幼児の子を着替えさせている。母は子に向かって「チノーハラハラ、ヌチューナガナガ」と唱えている。伊波の日本語訳によれば、その意味は「新しい着物よ、用が済んだら、自然に綻びろ。幼児よ、着物なぞに頓着せずはずんずん生長しろ」とある。「ナガナガ」と、つまりはのびのびと子どもは成長し、小さくなった着物が「ハラハラ」と綻びて用なしになることがうれしい、そんな親の願いを込めた言葉は、伊波によれば、子どもに着物を新調したとき、親が口にする呪文であったという。

現代では、あるいは、当時もそうだが、現実の生活を思えば、子どもが成長すればあれこれ要りようになり、金もかかるわけだから、親がこんな考えをすることは限らないのかもしれない。だから、この呪文は、実は親の子への愛情を表すものというよりも、親自身が親である自分を自覚して生きるための、ある種の戒めのような言葉なのかもしれないとも思う。とはいえ、現実の生活は大変であることは変わりなく、このような呪文を唱えていた親たちが皆が皆、子どもの成長にともなう要りようを無邪気に喜んでいられたわけではなかつただろう。国家や制度が生活を保証するものではなく、多くの人びとの人生は、板子一枚下は地獄というのが普通であったのだ。

伊波のこの随筆は、「ナガナガ」と唱える親心とは対照的に、国家の政策が社会の成長を認めずにいれば、制度は窮屈で押しつけがましい「牢獄」と化すと警告するものとなっている。結局、着物が「牢獄」になってしまえば、綻ぶのは人びとの生活そのもの、というわけである。実際、伊波がこの随筆を記した後の沖縄は、いわゆる「ソテツ地獄」によって、社会自体が綻んでいった。

2015年4月、沖縄市では、家で十分な食事の機会を得られない、あるいは「孤食」であるという子どもたちのために、子ども食堂（キッズももやま食堂）が開設されるという。生活が綻んでいくのを地域でつなぎ直そうという試みだが、現状の制度はこうした活動を支えるものにはなっていない。伊波の時代とは比べものにならないほど豊かになった沖縄であるが、しかし、「ヌチューナガナガ」という言葉は依然として無邪気には発せられないものである。

このような時代に、地域研究、つまり、地域を掘り下げて問い直すという研究は、単に研究者の満足のためであってはならないだろう。伊波普猷の時代の「沖縄学」のもつ、人びとの生活に根をおろした「民間」の精神とは何であるか、依然として核心的な問いであるだろう。

(若林千代)

『地域研究』 No.15

編集委員長
発行日
発行

田里 修 (沖縄大学・地域研究所所長)
2015年3月
沖縄大学地域研究所
〒902-8521 沖縄県那覇市字国場555
電話：(098) 832-5599
FAX：(098) 832-3220
E-mail：chiken@okinawa-u.ac.jp

印刷・製本

株式会社 国際印刷
〒901-0147 沖縄県那覇市宮城1-13-9
電話：(098) 857-3385
FAX：(098) 857-3892
E-mail：kokusai@herb.ocn.ne.jp

Regional Studies No.15

